

修正案	現行	備考
<p data-bbox="421 391 707 582">石川県地域防災計画 一般災害対策編 (平成<u>26</u>年修正)</p>	<p data-bbox="1397 391 1684 582">石川県地域防災計画 一般災害対策編 (平成<u>25</u>年修正)</p>	

修正案	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 4 0 条の規定に基づき、<u>暴風、竜巻、豪雨、豪雪、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、噴火などの一般災害及び海難、油流出、航空機、鉄道、道路、危険物などの大規模な事故災害から、県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。</u></p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語 ア～イ (略)</p> <p>ウ 指定公共機関 日本郵便株式会社（北陸支社）、日本銀行（金沢支店）、日本赤十字社（石川県支部）、日本放送協会（金沢放送局）、中日本高速道路株式会社（金沢支社）、西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社）、日本貨物鉄道株式会社（金沢支店）、西日本電信電話株式会社（金沢支社）、KDD I 株式会社（北陸総支社）、日本通運株式会社（金沢支店）、北陸電力株式会社（石川支店）、株式会社 N T T ドコモ（北陸支社）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（北陸営業支店）、ソフトバンクテレコム株式会社（地域総務部（北陸））、ソフトバンクモバイル株式会社（地域総務部（北陸））、福山通運株式会社（金沢支店）、佐川急便株式会社（北陸支店）、ヤマト運輸株式会社（金沢主管支店）</p> <p>エ 指定地方公共機関 (略) 北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、I R いしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、石川県医師会、石川県看護協会、石川県治水協会</p> <p>オ (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 4 0 条の規定に基づき、<u>暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、噴火などの一般災害及び海難、油流出、航空機、鉄道、道路、危険物などの大規模な事故災害から、県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。</u></p> <p>第 2 節 性格及び基本方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(1) 用語 ア～イ (略)</p> <p>ウ 指定公共機関 日本郵便株式会社（北陸支社）、日本銀行（金沢支店）、日本赤十字社（石川県支部）、日本放送協会（金沢放送局）、中日本高速道路株式会社（金沢支社）、西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社）、日本貨物鉄道株式会社（金沢支店）、西日本電信電話株式会社（金沢支社）、KDD I 株式会社（北陸総支社）、日本通運株式会社（金沢支店）、北陸電力株式会社（石川支店）、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ（北陸支社）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（北陸営業支店）</p> <p>エ 指定地方公共機関 (略) 北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、石川県医師会、石川県看護協会、石川県治水協会</p> <p>オ (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>(2) <u>基本理念</u> この計画は、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。 <u>県、市町及び防災関係機関は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。</u> このため、<u>県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。</u> また、<u>事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。</u> <u>なお、災害対策の実施に当たっては、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。</u> 併せて、<u>県及び市町を中心に、県民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市町、防災関係機関、事業者及び県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。</u> <u>施策を実施するため、災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。</u></p> <p>第3節 (略)</p>	<p>(2) <u>基本方針</u> この計画は、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。 <u>県、市町及び防災関係機関は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じるものとする。</u></p> <p>このため、<u>県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。</u> また、<u>事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。</u></p> <p>第3節 (略)</p>	

修正案	現行	備考																
<p>第4節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <table border="1" data-bbox="136 395 920 651"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定 地方 行政 機関 近畿中国森林管理局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・森林治水による災害予防に関すること。 ・保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること。 ・災害時における木材（国有林）の供給に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="136 762 920 1358"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定 地方 行政 機関 東京管区気象台 (金沢地方気象台)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。</u> ・<u>気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。</u> ・<u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。</u> ・<u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。</u> ・<u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。</u> ・<u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。</u> ・<u>都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	指定 地方 行政 機関 近畿中国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・森林治水による災害予防に関すること。 ・保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること。 ・災害時における木材（国有林）の供給に関すること。 	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	指定 地方 行政 機関 東京管区気象台 (金沢地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。</u> ・<u>気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。</u> ・<u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。</u> ・<u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。</u> ・<u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。</u> ・<u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。</u> ・<u>都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。</u> 	<p>第4節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <table border="1" data-bbox="1137 389 1957 657"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定 地方 行政 機関 近畿中国森林管理局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・森林治水による災害予防に関すること。 ・保安林、保安施設、<u>地すべり防止施設</u>等の整備及びその防災管理に関すること。 ・災害時における木材（国有林）の供給に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1137 751 1957 1035"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定 地方 行政 機関 東京管区気象台 (金沢地方気象台)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>防災気象施設の管理に関すること。</u> ・<u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象に関する予報及び警報等の発表・解除及び各関係機関への通知に関すること。</u> ・<u>災害時の異常気象調査に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	指定 地方 行政 機関 近畿中国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・森林治水による災害予防に関すること。 ・保安林、保安施設、<u>地すべり防止施設</u>等の整備及びその防災管理に関すること。 ・災害時における木材（国有林）の供給に関すること。 	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	指定 地方 行政 機関 東京管区気象台 (金沢地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>防災気象施設の管理に関すること。</u> ・<u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象に関する予報及び警報等の発表・解除及び各関係機関への通知に関すること。</u> ・<u>災害時の異常気象調査に関すること。</u> 	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																	
指定 地方 行政 機関 近畿中国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・森林治水による災害予防に関すること。 ・保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること。 ・災害時における木材（国有林）の供給に関すること。 																	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																	
指定 地方 行政 機関 東京管区気象台 (金沢地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。</u> ・<u>気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。</u> ・<u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。</u> ・<u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。</u> ・<u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。</u> ・<u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。</u> ・<u>都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。</u> 																	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																	
指定 地方 行政 機関 近畿中国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・森林治水による災害予防に関すること。 ・保安林、保安施設、<u>地すべり防止施設</u>等の整備及びその防災管理に関すること。 ・災害時における木材（国有林）の供給に関すること。 																	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																	
指定 地方 行政 機関 東京管区気象台 (金沢地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>防災気象施設の管理に関すること。</u> ・<u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象に関する予報及び警報等の発表・解除及び各関係機関への通知に関すること。</u> ・<u>災害時の異常気象調査に関すること。</u> 																	

修正案

現行

備考

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 公 共 機 関	西日本電信電話株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
	KDDI株式会社 (北陸総支社)	
	株式会社NTTドコモ (北陸支社)	
	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)	
	ソフトバンクテレコム株式会社 (地域総務部(北陸))	
	ソフトバンクモバイル株式会社 (地域総務部(北陸))	

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 公 共 機 関	日本通運株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。
	福山通運株式会社 (金沢支店)	
	佐川急便株式会社 (北陸支店)	
	ヤマト運輸株式会社 (金沢主管支店)	

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 公 共 機 関	西日本電信電話株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
	KDDI株式会社 (北陸総支社)	
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (北陸支社)	
	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)	

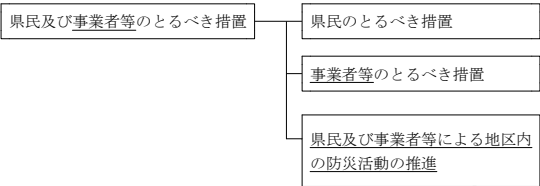
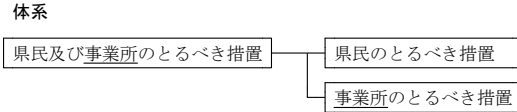
機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 公 共 機 関	日本通運株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。

修 正 案		現 行	備 考									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定 地方 公共 機関 の と 鉄 道 株 式 会 社</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道施設の防災管理に関すること。 ・ 災害時における鉄道による人員の輸送確保に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>IR い しか わ 鉄 道 株 式 会 社</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道施設の防災管理に関すること。 ・ 災害時における鉄道による人員の輸送確保に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	指定 地方 公共 機関 の と 鉄 道 株 式 会 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道施設の防災管理に関すること。 ・ 災害時における鉄道による人員の輸送確保に関すること。 	IR い しか わ 鉄 道 株 式 会 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道施設の防災管理に関すること。 ・ 災害時における鉄道による人員の輸送確保に関すること。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定 地方 公共 機関 の と 鉄 道 株 式 会 社</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道施設の防災管理に関すること。 ・ 災害時における鉄道による人員の輸送確保に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	指定 地方 公共 機関 の と 鉄 道 株 式 会 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道施設の防災管理に関すること。 ・ 災害時における鉄道による人員の輸送確保に関すること。 	
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱											
指定 地方 公共 機関 の と 鉄 道 株 式 会 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道施設の防災管理に関すること。 ・ 災害時における鉄道による人員の輸送確保に関すること。 											
IR い しか わ 鉄 道 株 式 会 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道施設の防災管理に関すること。 ・ 災害時における鉄道による人員の輸送確保に関すること。 											
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱											
指定 地方 公共 機関 の と 鉄 道 株 式 会 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道施設の防災管理に関すること。 ・ 災害時における鉄道による人員の輸送確保に関すること。 											

修正案	現行	備考
<p>第5節 本県の特質と既往の災害</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 社会的要因とその変化 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 交流人口の増大・国際化の進展 毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、<u>要配慮者</u>としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。</p> <p>(4) 生活環境の変化 (略) このため、いったん災害が発生すると、生活面及び情報面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に<u>陥る</u>ことが予想される。</p> <p>(5) 住民の共同意識の変化 今日の社会経済の発展は、物質的には豊かな社会を出現させた反面、生活様式の多様化や都市化の進展に伴い、住民の地域的連帯感が希薄化になってきている。このため、いったん災害が発生すると、混乱を増幅させ、被害が拡大することが予想される。</p> <p>(6) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>第5節 本県の特質と既往の災害</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 社会的要因とその変化 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 交流人口の増大・国際化の進展 毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、<u>災害時要援護者</u>としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。</p> <p>(4) 生活環境の変化 (略) このため、いったん災害が発生すると、生活面及び情報面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に<u>おちいる</u>ことが予想される。</p> <p>(5) 住民の共同意識の変化 今日の社会経済の発展は、物質的には豊かな社会を出現させた反面、生活様式の多様化や都市化の進展に伴い、住民の地域的連帯感が希薄化になってきている。このため、いったん災害が発生すると、混乱を増幅させ、被害が拡大することが予想される。</p> <p>(6) (略)</p> <p>5 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>【災害予防計画の体系】</p> <p>風水害などの災害から県民の生命と財産を守り、安全で安心な県土づくりを実現するために必要な対策を県、市町及び防災関係機関等が一丸となって<u>講じるものとする。</u></p> <p>また、<u>災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ</u>て一体的に災害対策を推進する。</p> <p>なお、<u>最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>【災害に強い県民の育成】</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">災害に強い県民の育成</div> <ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">防災知識の普及</div> 第1節 <li style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">県民及び事業者等のとるべき措置</div> 第2節 <li style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">自主防災組織の育成</div> 第3節 <li style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">防災ボランティアの活動環境の整備</div> 第4節 <li style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">防災訓練の充実</div> 第5節 </div> <p>第1節 防災知識の普及</p> <p>1～2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>【災害予防計画の体系】</p> <p>風水害などの災害から県民の生命と財産を守り、安全で安心な県土づくりを実現するために必要な対策を県、市町及び防災関係機関等が一丸となって<u>推進する。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>【災害に強い県民の育成】</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">災害に強い県民の育成</div> <ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">防災知識の普及</div> 第1節 <li style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">県民及び事業所のとるべき措置</div> 第2節 <li style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">自主防災組織の育成</div> 第3節 <li style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">防災ボランティアの活動環境の整備</div> 第4節 <li style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">防災訓練の充実</div> 第5節 </div> <p>第1節 防災知識の普及</p> <p>1～2 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>3 学校教育における防災教育 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。また、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>要配慮者に対する配慮</u></p> <p>カ～キ (略)</p> <p>4 住民に対する防災知識の普及 (略)</p> <p>(1) 普及の方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 広報媒体等による普及</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>防災に関するテキストやマニュアル、ハザードマップ等の印刷物による普及</u></p> <p>(エ)～(オ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 普及の方法</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>要配慮者に対する配慮</u></p> <p>オ～キ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 災害教訓の伝承</p> <p>(1) 県及び市町は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>3 学校教育における防災教育 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。また、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>災害時要援護者に対する配慮</u></p> <p>カ～キ (略)</p> <p>4 住民に対する防災知識の普及 (略)</p> <p>(1) 普及の方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 広報媒体等による普及</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>防災に関するテキストやマニュアル等の印刷物による普及</u></p> <p>(エ)～(オ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 普及の方法</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 災害教訓の伝承</p> <p>(1) 県及び市町は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>(2) (略)</p>	

修正案	現行	備考																
<p>第2節 県民及び事業者等のとるべき措置</p> <p>1 基本方針 災害時における被害及び混乱を防止するため、<u>県民及び事業者等</u>の果たす役割が極めて大きいことから、<u>県民及び事業者等</u>は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。</p> <p>体系</p>  <p>2 県民のとるべき措置 (略)</p> <table border="1" data-bbox="219 831 788 1449"> <tr> <td rowspan="5">平常時 の心得</td> <td>○ 日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検</td> </tr> <tr> <td>○ 消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置</td> </tr> <tr> <td>○ 窓ガラス及び看板等の落下防止の措置を講ずる。 ・窓ガラスの古いパテは、取り替える。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等の落下防止の措置</td> </tr> <tr> <td>○ 側溝や下水を清掃する。 日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく。</td> </tr> <tr> <td>○ 食料や非常持出品など次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、トイレトイレットペーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等</td> </tr> <tr> <td>○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法 ○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。</td> </tr> <tr> <td>○ 地域等の防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につける。</td> </tr> </table>	平常時 の心得	○ 日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検	○ 消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置	○ 窓ガラス及び看板等の落下防止の措置を講ずる。 ・窓ガラスの古いパテは、取り替える。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等の落下防止の措置	○ 側溝や下水を清掃する。 日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく。	○ 食料や非常持出品など次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、トイレトイレットペーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等	○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法 ○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。	○ 地域等の防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につける。	<p>第2節 県民及び事業所のとるべき措置</p> <p>1 基本方針 災害時における被害及び混乱を防止するため、<u>県民及び事業所</u>の果たす役割が極めて大きいことから、<u>県民及び事業所</u>は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。</p> <p>体系</p>  <p>2 県民のとるべき措置 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1214 826 1805 1444"> <tr> <td rowspan="5">平常時 の心得</td> <td>○ 日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検</td> </tr> <tr> <td>○ 消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置</td> </tr> <tr> <td>○ 窓ガラス及び看板等の落下防止の措置を講ずる。 ・窓ガラスの古いパテは、取り替える。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等の落下防止の措置</td> </tr> <tr> <td>○ 側溝や下水を清掃する。 日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく。</td> </tr> <tr> <td>○ 食料や非常持出品など次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、トイレトイレットペーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等</td> </tr> <tr> <td>○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法</td> </tr> <tr> <td>○ 防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につける。</td> </tr> </table>	平常時 の心得	○ 日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検	○ 消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置	○ 窓ガラス及び看板等の落下防止の措置を講ずる。 ・窓ガラスの古いパテは、取り替える。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等の落下防止の措置	○ 側溝や下水を清掃する。 日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく。	○ 食料や非常持出品など次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、トイレトイレットペーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等	○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法	○ 防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につける。	
平常時 の心得		○ 日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検																
		○ 消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置																
		○ 窓ガラス及び看板等の落下防止の措置を講ずる。 ・窓ガラスの古いパテは、取り替える。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等の落下防止の措置																
		○ 側溝や下水を清掃する。 日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく。																
	○ 食料や非常持出品など次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、トイレトイレットペーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等																	
○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法 ○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。																		
○ 地域等の防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につける。																		
平常時 の心得	○ 日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検																	
	○ 消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置																	
	○ 窓ガラス及び看板等の落下防止の措置を講ずる。 ・窓ガラスの古いパテは、取り替える。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等の落下防止の措置																	
	○ 側溝や下水を清掃する。 日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく。																	
	○ 食料や非常持出品など次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、トイレトイレットペーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等																	
○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法																		
○ 防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につける。																		

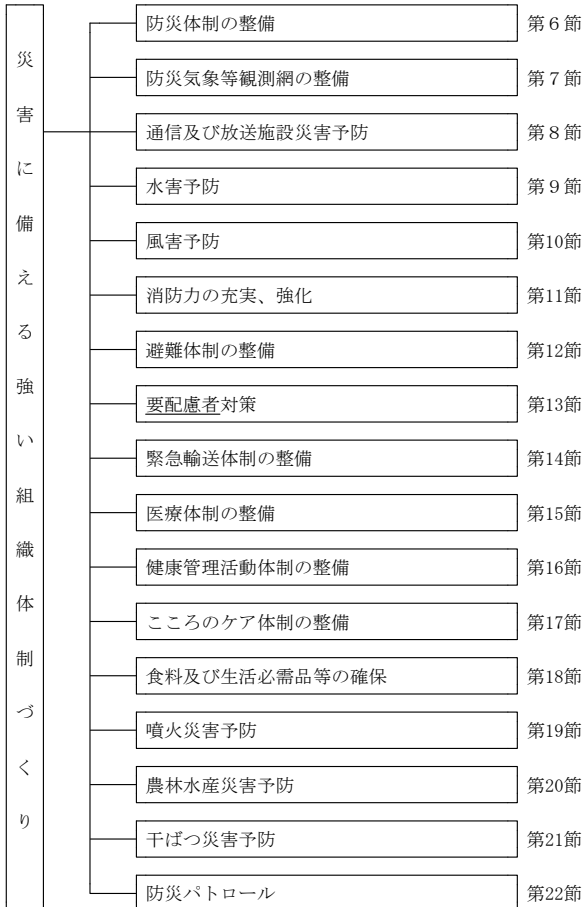
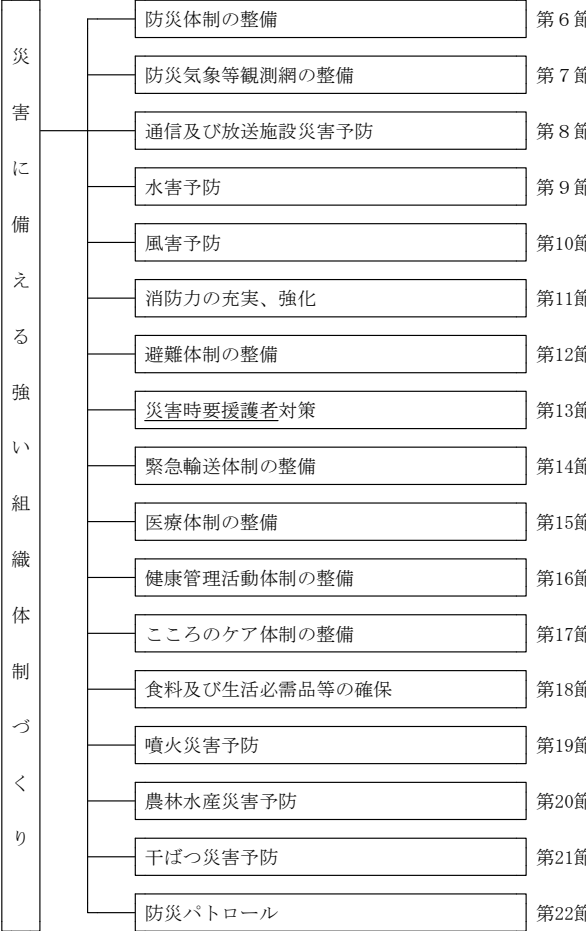
修正案	現行	備考								
<p>3 事業者等のとるべき措置 (1) 事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規程その他の規程等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</p> <table border="1" data-bbox="174 416 775 738"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">平常時の心得</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄しておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ <u>食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。</u> </td> </tr> </table> <p>(2) 災害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。</p> <table border="1" data-bbox="206 917 748 1453"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">災害時の心得</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 ○ 火気使用設備、器具等災害発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。 また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。 ○ 不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町村、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○ 建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。 </td> </tr> </table>	平常時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄しておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ <u>食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。</u> 	災害時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 ○ 火気使用設備、器具等災害発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。 また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。 ○ 不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町村、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○ 建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。 	<p>3 事業所のとるべき措置 (1) 事業所等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規程その他の規程等を含む。）に基づいて平常時から次のことに留意し、災害時に備えておく。</p> <table border="1" data-bbox="1144 416 1834 738"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">平常時の心得</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄しておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 </td> </tr> </table> <p>(2) 災害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1225 927 1758 1453"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">災害時の心得</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々（以下「災害時要援護者」という。）の安全に特に留意する。 ○ 火気使用設備、器具等災害発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。 また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。 ○ 不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町村、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○ 建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。 </td> </tr> </table>	平常時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄しておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 	災害時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々（以下「災害時要援護者」という。）の安全に特に留意する。 ○ 火気使用設備、器具等災害発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。 また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。 ○ 不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町村、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○ 建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。 	
平常時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄しておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ <u>食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。</u> 									
災害時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 ○ 火気使用設備、器具等災害発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。 また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。 ○ 不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町村、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○ 建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。 									
平常時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄しておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 									
災害時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々（以下「災害時要援護者」という。）の安全に特に留意する。 ○ 火気使用設備、器具等災害発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。 また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。 ○ 不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町村、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○ 建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。 									

修正案	現 行	備 考																																																				
<p>4 県民及び事業者等による地区内の防災活動の推進</p> <p>市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。</p> <p>この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区の市町と連携して防災活動を行う。</p> <p>なお、市町は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定める。</p> <p>第3節 自主防災組織の育成</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域住民等の自主防災組織</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 活動内容 (略)</p> <table border="1" data-bbox="181 927 819 1142"> <tr> <td>平</td> <td>○情報の収集伝達体制の確立</td> </tr> <tr> <td>常</td> <td>○防災知識の普及及び防災訓練の実施</td> </tr> <tr> <td>時</td> <td>○火気使用設備器具等の点検</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○防災資機材の備蓄及び管理</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○地域における避難行動要支援者の把握</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="181 1198 819 1414"> <tr> <td>災</td> <td>○出火防止、初期消火活動</td> </tr> <tr> <td>害</td> <td>○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達</td> </tr> <tr> <td>時</td> <td>○救出救護の実施及び協力</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○集団避難の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○避難所運営の実施及び協力</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○炊き出しや救助物資の配分に対する協力</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○避難行動要支援者の避難行動への支援</td> </tr> </table>	平	○情報の収集伝達体制の確立	常	○防災知識の普及及び防災訓練の実施	時	○火気使用設備器具等の点検		○防災資機材の備蓄及び管理		○地域における避難行動要支援者の把握		○避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立	災	○出火防止、初期消火活動	害	○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達	時	○救出救護の実施及び協力		○集団避難の実施		○避難所運営の実施及び協力		○炊き出しや救助物資の配分に対する協力		○避難行動要支援者の避難行動への支援	<p>第3節 自主防災組織の育成</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域住民等の自主防災組織</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 活動内容 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1184 919 1839 1142"> <tr> <td>平</td> <td>○情報の収集伝達体制の確立</td> </tr> <tr> <td>常</td> <td>○防災知識の普及及び防災訓練の実施</td> </tr> <tr> <td>時</td> <td>○火気使用設備器具等の点検</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○防災資機材の備蓄及び管理</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○地域における災害時要援護者の把握</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1184 1198 1839 1422"> <tr> <td>災</td> <td>○出火防止、初期消火活動</td> </tr> <tr> <td>害</td> <td>○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達</td> </tr> <tr> <td>時</td> <td>○救出救護の実施及び協力</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○集団避難の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○避難所運営の実施及び協力</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○炊き出しや救助物資の配分に対する協力</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○災害時要援護者の避難活動への支援</td> </tr> </table>	平	○情報の収集伝達体制の確立	常	○防災知識の普及及び防災訓練の実施	時	○火気使用設備器具等の点検		○防災資機材の備蓄及び管理		○地域における災害時要援護者の把握		○避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立	災	○出火防止、初期消火活動	害	○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達	時	○救出救護の実施及び協力		○集団避難の実施		○避難所運営の実施及び協力		○炊き出しや救助物資の配分に対する協力		○災害時要援護者の避難活動への支援	
平	○情報の収集伝達体制の確立																																																					
常	○防災知識の普及及び防災訓練の実施																																																					
時	○火気使用設備器具等の点検																																																					
	○防災資機材の備蓄及び管理																																																					
	○地域における避難行動要支援者の把握																																																					
	○避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立																																																					
災	○出火防止、初期消火活動																																																					
害	○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達																																																					
時	○救出救護の実施及び協力																																																					
	○集団避難の実施																																																					
	○避難所運営の実施及び協力																																																					
	○炊き出しや救助物資の配分に対する協力																																																					
	○避難行動要支援者の避難行動への支援																																																					
平	○情報の収集伝達体制の確立																																																					
常	○防災知識の普及及び防災訓練の実施																																																					
時	○火気使用設備器具等の点検																																																					
	○防災資機材の備蓄及び管理																																																					
	○地域における災害時要援護者の把握																																																					
	○避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立																																																					
災	○出火防止、初期消火活動																																																					
害	○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達																																																					
時	○救出救護の実施及び協力																																																					
	○集団避難の実施																																																					
	○避難所運営の実施及び協力																																																					
	○炊き出しや救助物資の配分に対する協力																																																					
	○災害時要援護者の避難活動への支援																																																					

修正案	現行	備考
<p>(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制 <u>避難行動要支援者</u>は、地震等の災害が発生した場合には、自力による避難が困難である。 (略)</p> <p>3 事業所の自衛消防隊等 事業所は、家庭に比べて使用する火気設備・器具や、貯蔵又は取扱う危険物が質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。 (略)</p> <p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針 災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、<u>ボランティアの自主性を尊重しつつ</u>、社会福祉協議会、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。 (略)</p> <p>2 防災ボランティアの環境整備 防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、<u>避難所</u>における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。</p> <p>ア アマチュア無線通信業務（危機管理部局） イ 傷病人の応急手当等医療看護業務（健康福祉部局） <u>ウ</u> 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務（土木部局） エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務（県民文化部局等） オ 通訳業務（観光部局） カ その他専門的な技術、知識を要する業務（県民文化部局等） キ その他の業務（県民文化部局等）</p>	<p>(3) 災害時要援護者に対する地域協力体制 <u>災害時要援護者</u>は、地震等の災害が発生した場合には、自力による避難が困難である。 (略)</p> <p>3 事業所の自衛消防隊等 事業所は、家庭に比べて使用する火気設備・器具にしても、貯蔵又は取扱う危険物にしても質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。 (略)</p> <p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針 災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、<u>社会福祉協議会、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。</u> (略)</p> <p>2 防災ボランティアの環境整備 防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、<u>避難場所等</u>における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。</p> <p>(1) アマチュア無線通信業務（危機管理部局） (2) 傷病人の応急手当等医療看護業務（健康福祉部局） <u>(3)</u> 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務（土木部局） (4) 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務（県民文化部局等） (5) 通訳業務（観光部局） (6) その他専門的な技術、知識を要する業務（県民文化部局等） <u>(7)</u> その他の業務（県民文化部局等）</p>	

修正案	現行	備考
<p>3 防災ボランティアの受入体制等</p> <p>(1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ <u>県、市町及び関係機関は、災害時において2の防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。</u></p> <p>(2) <u>災害対策ボランティア現地本部の運営訓練</u> <u>県、市町及び(公財)石川県県民ボランティアセンター（以下「県民ボランティアセンター」という。）は、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平常時より災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）の運営訓練を行う。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4 防災ボランティアの育成</p> <p>(1) <u>県、市町及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会(自治会)、民生委員、防災士など地域住民と一体となった訓練を実施する。</u></p> <p>(2) 県及び市町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民や学生、企業、NPO等に積極的に参加を呼びかける。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 県は、防災ボランティアの受入や派遣などを行うボランティア現地本部において、防災ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを継続的に養成するとともに、<u>コーディネート力の向上のための研修等を行う。</u>また、市町、日本赤十字社等も災害ボランティアコーディネーターの養成等に努める。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>3 防災ボランティアの受入体制等</p> <p>(1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ <u>県、市町及び関係機関は、災害時において2の(1)から(7)までの防災ボランティアを積極的に活用するため、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努めるとともに、災害ボランティアコーディネーターの活用により、事前登録していないボランティアを効果的に受け入れる体制を整える。</u></p> <p>(2) 防災ボランティアの活動拠点の確保 <u>県及び市町は、必要に応じて、平時より防災ボランティアの活動拠点を提供する。</u> <u>また、県及び市町は、庁舎、公民館、学校などの公共施設の一部をボランティアの活動拠点として提供できるよう、これらの場所にボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティア受け入れ体制を構築できるよう、平常時より訓練を行う。</u> <u>さらに、ボランティア拠点施設が被災した場合に備え、代替施設について事前に定めておくとともに、ボランティアを被災地に迅速に受け入れるため、県及び市町は、被災地以外でのボランティア拠点施設の設置についても検討を行う。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4 防災ボランティアの育成</p> <p>(1) <u>防災ボランティアの派遣にあたっては、災害時に支援活動を行う上での知識や技術の習得が必要である。このため、県、市町及び関係機関は、防災ボランティアに対して、平時より積極的に講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会(自治会)、民生委員、防災士など地域住民と一体となった訓練を実施する。</u></p> <p>(2) 県及び市町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民や学生、企業、NPO等のボランティア団体に積極的に活動参加を呼びかける。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 県は、防災ボランティアの受入や派遣、支援物資の調達などを行うボランティア現地本部において、防災ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを継続的に養成するとともに、<u>コーディネート技術の向上のための研修等を行う。</u>また、市町、日本赤十字社等も災害ボランティアコーディネーターの養成等に努める。</p> <p>(5) (略)</p>	

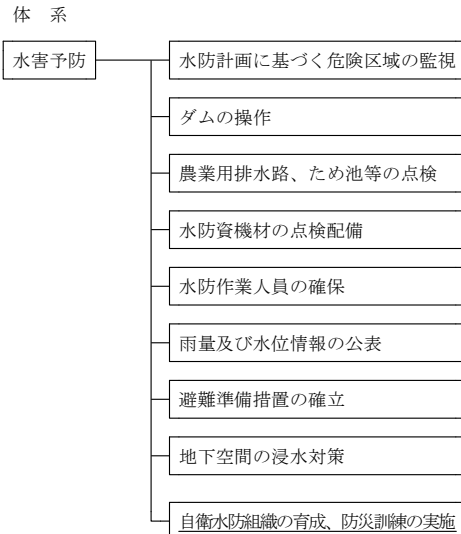
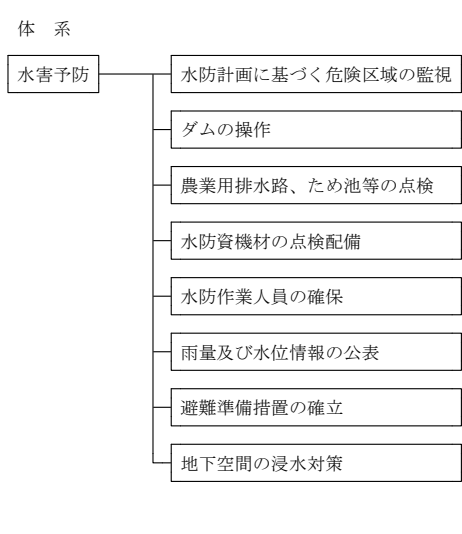
修正案	現行	備考
<p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災訓練計画 (略) なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実地訓練 (略)</p> <p>ア 総合防災訓練 県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。</p> <p>イ～エ (略)</p>	<p>第5章 防災訓練の充実</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災訓練計画 (略) なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実地訓練 (略)</p> <p>ア 総合防災訓練 県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。</p> <p>イ～エ (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>【災害に備える強い組織体制づくり】 (略)</p> 	<p>【災害に備える強い組織体制づくり】 (略)</p> 	

修正案	現行	備考
<p>第6章 防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等</p> <p>ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、<u>協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</u></p> <p>イ <u>県は、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 受援計画の策定等 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整え、るとともに関係機関との情報の共有に努める。</p> <p>(8) 被災者生活再建支援制度等の周知 県は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。 (略)</p> <p>(9) (略)</p>	<p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の体制の整備</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進</p> <p>県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 受援計画の策定等 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。</p> <p>(8) 被災者生活再建支援制度等の周知 県は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、<u>り災証明制度</u>及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。 (略)</p> <p>(9) (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>(10) <u>事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援</u> <u>県は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。</u></p> <p>3 市町の活動体制 (1) (略)</p> <p>(2) <u>国、県との連絡体制等の整備</u> <u>市町は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等</u> ア～イ (略) ウ 市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>(6) <u>受援計画の策定等</u> 市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。</p> <p>(7) <u>罹災証明交付体制の確立</u> 市町は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。 ア <u>罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。</u> イ (略) ウ 国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。 エ (略)</p>	<p>(10) 事業継続計画（BCP）の策定支援 県は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定を支援するため、情報提供等に努める。</p> <p>3 市町の活動体制 (1) (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等</u> ア～イ (略) ウ 市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>(5) <u>受援計画の策定等</u> 市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。</p> <p>(6) <u>り災証明交付体制の確立</u> 市町は、速やかにり災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。 ア <u>り災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。</u> イ (略) ウ 国、県等が実施するり災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。 エ (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>(8) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定 市町は、平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定しておくものとする。 <u>また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 被災者生活再建支援制度等の周知 市町は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) <u>事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援</u> <u>市町は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第7節 防災気象等観測網の整備</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 観測値等の総合利用体制の整備 豪雨時における雨量等災害応急対策上、必要な各種観測値の総合的利用を図るため、災害応急対策関係機関は、緊急時の災害情報収集の一環として協議のうえ、災害が発生するおそれがあるときの観測値等の相互連絡、利用体制の整備に努める。</p> <p>第8節 通信及び放送施設災害予防</p> <p>1 基本方針 (略) なお、<u>要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</u></p>	<p>(7) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定 市町は、平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定しておくものとする。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 被災者生活再建支援制度等の周知 市町は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、<u>り災証明制度</u>及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。</p> <p>(10) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第7節 防災気象等観測網の整備</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 観測値等の総合利用体制の整備 異常降雨時における雨量等災害応急対策上、必要な各種観測値の総合的利用を図るため、災害応急対策関係機関は、緊急時の災害情報収集の一環として協議のうえ、災害が発生するおそれがあるときの観測値等の相互連絡、利用体制の整備に努める。</p> <p>第8節 通信及び放送施設災害予防</p> <p>1 基本方針 (略) なお、<u>災害時要援護者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</u></p>	

修正案	現行	備考
<p>2 通信用施設設備の整備 (1)～(3) (略) (4) 応急用資機材の整備 (略) また、災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに平常時から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。 (5)～(6) (略) 3～4 (略)</p> <p>第9節 水害予防</p> <p>1 基本方針 (略) また、豪雨又は高潮・高波に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂沈下、崩れの発生、更には護岸、水門、樋門等の建造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるので、石川県水防計画の定めに基づいて所要の警戒措置をとる。</p> <p>体系</p>  <pre> graph LR A[水害予防] --- B[水防計画に基づく危険区域の監視] A --- C[ダムの操作] A --- D[農業用排水路、ため池等の点検] A --- E[水防資機材の点検整備] A --- F[水防作業人員の確保] A --- G[雨量及び水位情報の公表] A --- H[避難準備措置の確立] A --- I[地下空間の浸水対策] A --- J[自衛水防組織の育成、防災訓練の実施] </pre>	<p>2 通信用施設設備の整備 (1)～(3) (略) (4) 応急用資機材の整備 (略) また、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに平常時平素から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。 (5)～(6) (略) 3～4 (略)</p> <p>第9節 水害予防</p> <p>1 基本方針 (略) また、異常降雨又は高潮・高波に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、更には護岸、水門、樋門等の建造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるので、石川県水防計画の定めに基づいて所要の警戒措置をとる。</p> <p>体系</p>  <pre> graph LR A[水害予防] --- B[水防計画に基づく危険区域の監視] A --- C[ダムの操作] A --- D[農業用排水路、ため池等の点検] A --- E[水防資機材の点検整備] A --- F[水防作業人員の確保] A --- G[雨量及び水位情報の公表] A --- H[避難準備措置の確立] A --- I[地下空間の浸水対策] </pre>	

修正案	現行	備考
<p>2 水防計画に基づく危険区域の監視 水防管理者は、<u>豪雨</u>に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川（手取川、梯川、前川、八丁川、鍋谷川、大聖寺川、新堀川、動橋川、犀川、安原川、伏見川、高橋川、大野川、浅野川、河北潟、金腐川、森下川、津幡川、宇ノ気川、羽咋川、子浦川、米町川、御祓川、二宮川、熊木川、八ヶ川、河原田川、町野川、小又川及び若山川）及び指定海岸（加越沿岸及び能登内浦沿岸）に水防警報が発せられたときは、石川県水防計画の定めるところにより危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための水防団員又は消防団員を配置する。 この団員の配置等危険区域の監視体制については、市町地域防災計画等にあらかじめ定めておく。 <u>また、水防管理者は河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>4 農業用排水路、ため池等の点検 市町又は土地改良区等の管理に係る農業用排水路、ため池等にあつては、それぞれの管理団体が点検を行い所要の予防措置を講ずる。 <u>また、市町は、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。</u></p> <p>5 水防資機材の点検配備 (1) （略） (2) 水防管理者は、水防倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、<u>豪雨</u>に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、堤防監視の結果や出水状況に応じて水防作業のしやすい位置に資機材の配備を行う。 また、水防管理者は、使用後直ちに不足分を補充する。</p> <p>6 水防作業人員の確保 水防管理者は、<u>豪雨</u>に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸について水防警報が発せられたときは、石川県水防計画に定めるところにより水防作業上必要な人員を確保する。 <u>市町等の水防管理者は、洪水や高潮・高波等の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。</u></p>	<p>2 水防計画に基づく危険区域の監視 水防管理者は、<u>異常降雨</u>に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川（手取川、梯川、前川、八丁川、鍋谷川、大聖寺川、新堀川、動橋川、犀川、安原川、伏見川、高橋川、大野川、浅野川、河北潟、金腐川、森下川、津幡川、宇ノ気川、羽咋川、子浦川、米町川、御祓川、二宮川、熊木川、八ヶ川、河原田川、町野川、小又川及び若山川）及び指定海岸（加越沿岸及び能登内浦沿岸）に水防警報が発せられたときは、石川県水防計画の定めるところにより危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための水防団員又は消防団員を配置する。 この団員の配置等危険区域の監視体制については、市町地域防災計画等にあらかじめ定めておく。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 農業用排水路、ため池等の点検 市町又は土地改良区等の管理に係る農業用排水路、ため池等にあつては、それぞれの管理団体が点検を行い所要の予防措置を講ずる。</p> <p>5 水防資機材の点検配備 (1) （略） (2) 水防管理者は、水防倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、<u>異常降雨</u>に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、堤防監視の結果や出水状況に応じて水防作業のしやすい位置に資機材の配備を行う。 また、水防管理者は、使用後直ちに不足分を補充する。</p> <p>6 水防作業人員の確保 水防管理者は、<u>異常降雨</u>に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸について水防警報が発せられたときは、石川県水防計画に定めるところにより水防作業上必要な人員を確保する。</p>	

修正案	現行	備考
<p>7 (略)</p> <p>8 避難準備措置の確立</p> <p>(1) 避難準備措置 市町長は、豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。 また、県は関係市町の長が行う避難勧告若しくは指示又は屋内での退避等の安全確保措置の指示の判断を支援するため、関係市町の長にその通知に係る情報提供をする。</p> <p>(2) 洪水予報河川、水位情報周知河川の浸水想定区域の指定等 国及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）以下「避難判断水位」という。）を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町へ通知する。</p> <p>(3) 市町地域防災計画において定める事項 市町は水防法に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。</p> <p>ア 洪水予報、避難判断水位の水位到達情報の伝達方法 イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項 ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設の所有者または管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法</p> <p><u>(7) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</u></p> <p><u>(4) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの</u></p> <p><u>(ウ) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町の条例で定める用途及び規模に該当するもの</u></p>	<p>7 (略)</p> <p>8 避難準備措置の確立</p> <p>(1) 避難準備措置 市町長は、異常降雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。</p> <p>(2) 洪水予報河川、水位情報周知河川の浸水想定区域の指定等 国及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）以下「避難判断水位」という。）を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町へ通知する<u>ものとする。</u></p> <p>(3) 市町地域防災計画において定める事項 市町は水防法に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める<u>ものとする。</u></p> <p>ア 洪水予報、避難判断水位の水位到達情報の伝達方法 イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項 ウ 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設への洪水予報等の伝達方法</p>	

修正案	現行	備考
<p>(4) 洪水ハザードマップの作成 (略) また、洪水予報河川、水位情報周知河川以外の氾濫のおそれがある中小河川についても市町は、県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」を活用し、簡易浸水想定区域図及び避難計画等の作成に努める。 なお、避難計画の作成にあたっては、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。</p> <p>(5) 企業防災の促進</p> <p>ア 市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置する。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町長に報告するとともに、当該計画を公表する。</p> <p>イ 市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市町長に報告する。</p> <p>ウ 市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町長に報告する。</p> <p>9 (略)</p>	<p>(4) 洪水ハザードマップの作成 (略) なお、洪水予報河川、水位情報周知河川以外の<u>はん濫</u>のおそれがある中小河川についても市町は、県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」を活用し、簡易浸水想定区域図及び避難計画等の作成に努める<u>ものとする</u>。</p> <p>9 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>10 自衛水防組織の育成、防災訓練の実施</p> <p>(1) 水防協力団体の育成 <u>水防管理団体は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。</u> <u>また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。</u></p> <p>(2) 防災訓練の実施</p> <p>ア <u>市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。</u></p> <p>イ <u>市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。</u></p> <p>ウ <u>市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。</u></p> <p>第10節 風害予防</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 家屋その他建築物の倒壊防止、緊急措置 (略) (1)～(2) (略) (3) 建築物周囲の倒れるおそれがある立木は枝おろしをする。 (1)から(3)までの緊急措置の徹底が困難であるか又はこれらの措置によっても被害の防止が困難であるような緊急事態に際しては、当該家屋等の現在者に対して市町長が避難のための立退きを指示し、あらかじめ定めた避難所に収容する。</p> <p>7 高波による被害の防除措置 その行政区域内に海岸線を有する市町長は、風浪の状況に応じて、護岸、防潮堤の巡視を行うものとし、水害計画に準じ、危険区域の監視、水防資機材の点検配備、水防作業人員の確保、避難準備措置の確立に努める。</p>	<p>第10節 風害予防</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 家屋その他建築物の倒壊防止、緊急措置 (略) (1)～(2) (略) (3) 建築物周囲の倒れるおそれがある立木は枝おろしをする。 (1)から(3)までの緊急措置の徹底が困難であるか又はこれらの措置によっても被害の防止が困難であるような緊急事態に際しては、当該家屋等の現在者に対して市町長が避難のための立退きを指示し、あらかじめ定めた避難場所に収容する。</p> <p>7 高波による被害の防除措置 その行政区域内に海岸線を有する市町長は、風浪の状況に応じて、護岸、防潮堤の巡視を行うものとし、水害予防計画に準じ、危険区域の監視、水防資機材の点検配備、水防作業人員の確保、避難準備措置の確立に努める。</p>	

修正案	現 行	備 考
<p>第11節 (略)</p> <p>第12節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針 市町は、建物倒壊及び出火、延焼等の災害に備えて、<u>災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。</u> また、<u>避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。</u></p> <p>さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、<u>普及に努める。</u></p> <div data-bbox="224 750 694 1133"> <p>体系</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等 二次避難支援体制の整備 交通規制 避難誘導標識等の設置 安全確保計画 避難所運営マニュアルの作成 </div> <p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等 市町は、災害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、<u>指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、町内会、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。</u> <u>なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</u></p>	<p>第11節 (略)</p> <p>第12節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針 市町は、建物倒壊及び出火・延焼等の災害に備えて、<u>避難場所、避難路の確保・整備に努め、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。</u></p> <p>また、<u>避難場所等については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか災害時要援護者にも配慮した施設等の整備に努めるとともに、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図る。</u> さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成しておくものとする。</p> <div data-bbox="1187 750 1657 1133"> <p>体系</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 避難場所、避難路の指定等 二次避難支援体制の整備 交通規制 避難誘導標識等の設置 安全確保計画 避難所運営マニュアルの作成 </div> <p>2 避難場所、避難路の指定等 市町は、災害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、<u>避難場所、避難路を指定するとともに、住民に対して周知徹底を図る。</u> なお、<u>避難所の規模(受入可能人数)・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。</u></p>	

修正案	現行	備考
<p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>ア 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること。</p> <p>イ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有していること。</p> <p>ウ 下記の災害の発生のおそれのない区域または、当該災害に対して安全な構造であることのほか、このうち、浸水、津波等については、その水位よりも避難上有効なスペースがあること。</p> <p>(ア) 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない所であること。</p> <p>(イ) 津波に対する安全性 沿岸地域及び河川の下流域にあつては、標高の高い所であること。</p> <p>(ウ) 火災に対する安全性等 周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>ア 被災者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。</p> <p>イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p>ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。</p> <p>エ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。</p> <p>オ 火災に対する安全性等 周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。</p> <p>カ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。 また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備に努めること。</p> <p>キ 防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等の整備に努めること。</p>	<p>(1) 避難場所</p> <p>ア 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない所であること。</p> <p>イ 津波に対する安全性 沿岸地域及び河川の下流域にあつては、標高の高い所であること。</p> <p>ウ 火災に対する安全性等 周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。</p> <p>エ 公共性 いつでも避難所として容易に活用でき、付近住民に認知されている施設であること。</p> <p>オ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。 また、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めること。 とりわけ、学校施設が避難所として多く使用されることから、防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等の整備に努めること。 さらに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。</p>	

修正案	現行	備考
<p>ク 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。</p> <p>ケ ペット動物の飼育場所等について検討すること。</p> <p>コ 避難所の規模(受入可能人数)・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。</p> <p>サ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>(3) 避難路 (略)</p> <p>3 二次避難路支援体制の整備 高齢者や障害者等は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。 また、県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、要配慮者の一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。</p> <p>4 交通規制 警察は、災害時の避難を容易にするため、避難場所等の周辺及び周辺道路において、交通規制を実施するなど交通混乱の防止を図る。</p> <p>5 避難誘導標識等の設置 市町は、避難場所等について、町内会、自主防災組織等を通じて周知徹底を図るとともに、避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を設置する。 また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や、外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。</p> <p>6 安全確保計画 (1) 児童生徒の安全確保 教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所等の複数化や二次避難場所等の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市町長、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等についても定めておく。 また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。</p>	<p>(2) 避難路 (略)</p> <p>3 二次避難路支援体制の整備 高齢者や障害者等は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。 また、県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、災害時要援護者の一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。</p> <p>4 交通規制 警察は、災害時の避難を容易にするため、避難場所の周辺及び周辺道路において、交通規制を実施するなど交通混乱の防止を図る。</p> <p>5 避難誘導標識等の設置 市町は、避難場所等について、町内会、自主防災組織等を通じて周知徹底を図るとともに、避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を設置する。 また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識等の設置に努める。</p> <p>6 安全確保計画 (1) 児童生徒の安全確保 教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所の複数化や二次避難場所の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市町長、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等についても定めておく。 また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。</p>	

修正案	現行	備考
<p>(2) (略)</p> <p>7 避難所運営マニュアルの作成 市町は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている被災者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とし、避難所運営マニュアルを作成する。</p> <p>第13節 要配慮者対策</p> <p>1 基本方針 災害発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。 このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p> <div data-bbox="212 842 779 1002" data-label="Diagram"> <p>体系</p> <pre> graph LR A[要配慮者対策] --- B[在宅の要配慮者への配慮] A --- C[社会福祉施設等の整備] A --- D[外国人等に対する防災対策] </pre> </div> <p>2 在宅の要配慮者への配慮 (1) 避難行動要支援者名簿の作成等 市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。 ア 避難行動要支援者名簿の作成 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>7 避難所運営マニュアルの作成 市町は、避難所における円滑な救護活動や災害時要援護者及び自宅に留まっている被災者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とし、避難所運営マニュアルを作成する。</p> <p>第13節 災害時要援護者対策</p> <p>1 基本方針 災害発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々である災害時要援護者が被害を受ける可能性が高まっている。 このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から災害時要援護者を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p> <div data-bbox="1205 858 1839 1018" data-label="Diagram"> <p>体系</p> <pre> graph LR A[災害時要援護者対策] --- B[在宅の災害時要援護者への配慮] A --- C[社会福祉施設等の整備] A --- D[外国人等に対する防災対策] </pre> </div> <p>2 在宅の災害時要援護者への配慮 (1) 災害時要援護者の日常的把握 市町は、防災関係部局と福祉関係部局等との連携の下、平常時から県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、高齢者、障害者等の災害時要援護者の所在等を把握し、電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、災害時において、迅速かつ一元的に避難誘導・安否確認等ができる体制を整備する。</p>	

修正案	現行	備考
<p>イ 名簿情報の利用及び提供 <u>市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</u></p> <p>ウ <u>避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送</u> <u>市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</u></p> <p>(2) <u>避難行動要支援者の避難支援計画の策定</u> 市町は、防災関係部局と福祉関係部局、警察本部等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、<u>避難行動要支援者に関する情報の共有を図るとともに、県の洪水等避難計画作成支援マニュアル等を活用し、避難支援プランの策定等に努める。</u> 特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、<u>避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした避難支援プランの全体計画を早期に作成する。</u></p> <p>(3) 防災知識の普及及び防災訓練の充実 県及び市町は、<u>要配慮者及びその家族に対して、パンフレット配布等による防災意識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。</u></p> <p>(4) 防災マップの作成 市町は、<u>要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップの作成に努める。</u></p> <p>(5) <u>避難行動要支援者避難支援マップの作成</u> 市町等は、<u>避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成に努める。</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>(2) <u>災害時要援護者の避難支援計画の策定</u> 市町は、防災関係部局と福祉関係部局、警察本部等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から<u>要援護者</u>と接している社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、<u>災害時要援護者に関する情報の共有を図るとともに、県の洪水等避難計画作成支援マニュアル等を活用し、避難支援プランの策定等に努める。</u> 特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、<u>要援護者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など災害時要援護者対策の取り組み方針を明らかにした避難支援プランの全体計画を早期に作成するものとする。</u></p> <p>(3) 防災知識の普及及び防災訓練の充実 県及び市町は、<u>災害時要援護者及びその家族に対して、パンフレット配布等による防災意識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。</u></p> <p>(4) 防災マップの作成 市町は、<u>災害時要援護者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップの作成に努める。</u></p> <p>(5) <u>災害時要援護者避難支援マップの作成</u> 市町等は、<u>災害時要援護者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成に努める。</u></p> <p>(6) (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>(7) 二次避難支援体制の整備 県は、市町の二次避難支援（要配慮者を一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院の実施）に係る指針を作成するとともに、<u>要配慮者の広域的な受入れや、介助員等の広域的な供給体制の確保のためのマニュアル</u>（以下、「広域調整マニュアル」という。）を作成し、関係団体との協力体制の構築を図る。 市町は、県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な<u>要配慮者の受入体制の確保に努める。</u></p> <p>3 社会福祉施設等の整備 (1) (略)</p> <p>(2) 防災設備等の整備 (略) また、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）を備える施設については、<u>その設置場所を工夫する。</u></p> <p>(3) 防災教育、防災訓練の充実 (略) また、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所等を考慮して防災訓練を定期的を実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。</p> <p>4 外国人等に対する防災対策 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>県及び市町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。</u></p> <p>(3) 多言語による防災知識の普及を推進する。</p> <p>(4) 外国人等の防災訓練への参加を推進する。</p> <p>(5) 地域全体で、外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。</p>	<p>(7) 二次避難支援体制の整備 県は、市町の二次避難支援（<u>災害時要援護者を一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院の実施</u>）に係る指針を作成するとともに、<u>災害時要援護者の広域的な受入れや、介助員等の広域的な供給体制の確保のためのマニュアル</u>（以下、「広域調整マニュアル」という。）を作成し、関係団体との協力体制の構築を図る。 市町は、県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な<u>要援護者の受入体制の確保に努める。</u></p> <p>3 社会福祉施設等の整備 (1) (略)</p> <p>(2) 防災設備等の整備 (略) また、非常用電源を備える施設については、<u>その設置場所を工夫するものとする。</u></p> <p>(3) 防災教育、防災訓練の充実 (略) また、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所等を考慮して防災訓練を定期的を実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。</p> <p>4 外国人等に対する防災対策 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 多言語による防災知識の普及を推進する。</p> <p>(3) 外国人等の防災訓練への参加を推進する。</p> <p>(4) 地域全体で、外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。</p>	

修正案	現行	備考
<p>第14節～第17節 (略)</p> <p>第18節 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>1 基本方針 (略) このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図る。なおこの際、<u>要配慮者</u>への配慮及び食料の質の確保に留意する。 (略)</p> <p>2 県、市町、県民等の役割分担</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 県及び市町は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。</p> <p>3 食料及び生活物資の確保 (略)</p> <p>(1) 県は、市町の備蓄を補完するため、非常食等の備蓄に努める。 なお、備蓄食料については、栄養や食事形態など<u>要配慮者</u>に配慮したものとなるよう留意する。 また、栄養や食事形態など<u>要配慮者</u>に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるよう調達体制を整備するとともに、それらの供給確保に努める。 (略)</p> <p>(2) 市町は、非常食の備蓄に努める。 また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、<u>要配慮者</u>向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、<u>要配慮者</u>に対する備蓄物資を拡充する。 さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など<u>要配慮者</u>に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備する。</p>	<p>第14節～第17節 (略)</p> <p>第18節 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>1 基本方針 (略) このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図る。なおこの際、<u>要援護者</u>への配慮及び食料の質の確保に留意する。 (略)</p> <p>2 県、市町、県民等の役割分担</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 県及び市町は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。</p> <p>3 食料及び生活物資の確保 (略)</p> <p>(1) 県は、市町の備蓄を補完するため、非常食等の備蓄に努める。 なお、備蓄食料については、栄養や食事形態など<u>要援護者</u>に配慮したものとなるよう留意する。 また、栄養や食事形態など<u>要援護者</u>に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるよう調達体制を整備するとともに、それらの供給確保に努める。 (略)</p> <p>(2) 市町は、非常食の備蓄に努める。 また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、<u>災害時要援護者</u>向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、<u>要援護者</u>に対する備蓄物資を拡充する。 さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など<u>要援護者</u>に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備する。</p>	

修正案	現 行	備 考
<p>4 物資の集積、配送地の整備 (略) (1) (略) (2) 市町は、<u>避難所</u>の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（2次集積所）を定める。 (3) (略)</p> <p>5 (略) 第19節～第22節 (略)</p> <p>第23節 建築物等災害予防</p> <p>1 (略) 2 防災上重要な公共建築物等の災害予防 (略) また、(2)に掲げる建築物等については、<u>要配慮者</u>にも配慮した構造、設備の確保を図る。 (1)～(2) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第24節 公共施設災害予防</p> <div data-bbox="483 831 1005 916" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>環境部、農林水産部、土木部、<u>警察本部</u>、 市町、防災関係機関</p> </div> <p>1 (略)</p> <p>2 道路施設整備対策 災害により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、隧道等が破損することは、災害時における住民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助・救急活動等に大きな支障を生じる。 このため、<u>代替路を確保するための道路ネットワークの整備</u>を図るとともに、道路施設が災害時において、救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また通行止めの発生を防止したり、被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等としてその機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い個所から順次防災工事等を実施し、災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築する。 (略) (1) 道路の整備 代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、<u>災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。</u> (略)</p>	<p>4 物資の集積、配送地の整備 (略) (1) (略) (2) 市町は、<u>避難場所</u>の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（2次集積所）を定める。 (3) (略)</p> <p>5 (略) 第19節～第22節 (略)</p> <p>第23節 建築物等災害予防</p> <p>1 (略) 2 防災上重要な公共建築物等の災害予防 (略) また、(2)に掲げる建築物等については、<u>災害時要援護者</u>にも配慮した構造、設備の確保を図る。 (1)～(2) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第24節 公共施設災害予防</p> <div data-bbox="1487 831 1899 916" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>環境部、農林水産部、土木部、 市町、防災関係機関</p> </div> <p>1 (略)</p> <p>2 道路施設整備対策 災害により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、隧道等が破損することは、災害時における住民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助・救急活動等に大きな支障を生じる。 このため、道路施設が災害時において、救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また通行止めの発生を防止したり、被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等としてその機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い個所から順次防災工事等を実施し、災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築する。 (略) (1) 道路の整備 災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>(2) 災害時の緊急救護所、被災者の避難所等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 信号機の整備 <u>道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。</u></p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 農地、農業用施設整備対策 農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。 <u>また、市町は、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。</u></p> <p>9 一般廃棄物処理施設整備対策 市町等は、一般廃棄物処理施設の浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における危機冷却水等の確保に努める。 <u>また、大規模災害時の電力供給や熱供給等への活用のため、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。</u></p> <p>第25節 地盤災害予防</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 (1) 土砂災害警戒区域における対策 ア 県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下「土砂災害防止法」という)に基づき、土砂災害から生命を保護するため、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある土地を調査し、関係市町長の意見を聴いて土砂災害警戒区域の指定に努めるとともに、市町地域防災計画において、警戒避難体制に関する事項を定めるにあたり必要な情報を、当該警戒区域を含む市町に提供する。</p>	<p>(2) 災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 農地、農業用施設整備対策 農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。</p> <p>第25節 地盤災害予防</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 (1) 土砂災害警戒区域における対策 ア 県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下「土砂災害防止法」という)に基づき、土砂災害から生命を保護するため、土砂災害が発生するおそれのある土地を調査し、関係市町長の意見を聴いて土砂災害警戒区域の指定に努めるとともに、市町地域防災計画において、警戒避難体制に関する事項を定めるにあたり必要な情報を、当該警戒区域を含む市町に提供するものとする。</p>	

修正案	現行	備考
<p>イ 市町は、市町地域防災計画において土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項や土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。</p> <p>また、土砂災害防止法に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所等、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項等市町地域防災計画に定められた事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、住民に周知する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 避難体制の確立 (略) また、地域の实情に最も適した避難路、避難場所等及び避難誘導方法等を定め、これを市町 地域防災計画に明示するとともに、広報紙、パンフレット等により地域住民に対して周知徹底を図る。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第26節～第27節 (略)</p>	<p>イ 市町は、市町地域防災計画において土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項や土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>また、土砂災害防止法に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項等市町地域防災計画に定められた事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、住民に周知するものとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 避難体制の確立 (略) また、地域の实情に最も適した避難場所、避難経路及び避難誘導方法等を定め、これを市町 地域防災計画に明示するとともに、広報紙、パンフレット等により地域住民に対して周知徹底を図る。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第26節～第27節 (略)</p>	

修正案	現行	備考																											
<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。</p> <p>また、発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的優先的に配分する。</p> <p>なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</p> <p>第1節 初動体制の確立</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等 (略)</p> <p>配備体制及びその基準等</p> <p>(1) 災害対策本部の設置等に係る配備体制は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="212 798 728 1436"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>動員基準</th> <th>動員対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部設置前 注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)</td> <td>県下に次の注意報が1以上発表されたとき。 ・大雨注意報 ・風雪注意報 ・高潮注意報 ・洪水注意報 ・波浪注意報 ・波浪警報</td> <td>・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部設置前 警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)</td> <td>県下に次の警報が1以上発表されたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・高潮警報 ・洪水警報</td> <td>・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県下に次の特別警報が1以上発表されたとき。 ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・高潮特別警報 ・波浪特別警報</td> <td>・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>県下に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。</td> <td>・原則として全職員。ただし、災害対策本部長(知事)が災害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	動員基準	動員対象職員	災害対策本部設置前 注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)	県下に次の 注意報 が1以上発表されたとき。 ・大雨注意報 ・風雪注意報 ・高潮注意報 ・洪水注意報 ・波浪注意報 ・波浪警報	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員	災害対策本部設置前 警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)	県下に次の 警報 が1以上発表されたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・高潮警報 ・洪水警報	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員		県下に次の 特別警報 が1以上発表されたとき。 ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・高潮特別警報 ・波浪特別警報	・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 ・各部局の配備計画による職員	災害対策本部体制	県下に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。	・原則として全職員。ただし、災害対策本部長(知事)が災害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等 (略)</p> <p>配備体制及びその基準等</p> <table border="1" data-bbox="1164 805 1769 1316"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>動員基準</th> <th>動員対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部設置前 注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)</td> <td>県下に次の注意報が1以上発表されたとき。 ・大雨注意報 ・風雪注意報 ・高潮注意報 ・洪水注意報</td> <td>・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部設置前 警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)</td> <td>県下に次の警報が1以上発表されたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・高潮警報 ・洪水警報</td> <td>・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>・県下に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。</td> <td>・原則として全職員。ただし、災害対策本部長(知事)が災害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	動員基準	動員対象職員	災害対策本部設置前 注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)	県下に次の 注意報 が1以上発表されたとき。 ・大雨注意報 ・風雪注意報 ・高潮注意報 ・洪水注意報	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員	災害対策本部設置前 警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)	県下に次の 警報 が1以上発表されたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・高潮警報 ・洪水警報	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員	災害対策本部体制	・県下に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。	・原則として全職員。ただし、災害対策本部長(知事)が災害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。	
配備体制	動員基準	動員対象職員																											
災害対策本部設置前 注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)	県下に次の 注意報 が1以上発表されたとき。 ・大雨注意報 ・風雪注意報 ・高潮注意報 ・洪水注意報 ・波浪注意報 ・波浪警報	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員																											
災害対策本部設置前 警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)	県下に次の 警報 が1以上発表されたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・高潮警報 ・洪水警報	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員																											
	県下に次の 特別警報 が1以上発表されたとき。 ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・高潮特別警報 ・波浪特別警報	・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 ・各部局の配備計画による職員																											
災害対策本部体制	県下に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。	・原則として全職員。ただし、災害対策本部長(知事)が災害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。																											
配備体制	動員基準	動員対象職員																											
災害対策本部設置前 注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)	県下に次の 注意報 が1以上発表されたとき。 ・大雨注意報 ・風雪注意報 ・高潮注意報 ・洪水注意報	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員																											
災害対策本部設置前 警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)	県下に次の 警報 が1以上発表されたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・高潮警報 ・洪水警報	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員																											
災害対策本部体制	・県下に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。	・原則として全職員。ただし、災害対策本部長(知事)が災害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。																											

修正案	現行	備考									
<p>(2) <u>火山災害発生時等の配備体制は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="181 373 898 997"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 373 349 408">配備体制</th> <th data-bbox="349 373 712 408">動員基準</th> <th data-bbox="712 373 898 408">動員対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 408 349 730"> 警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制) </td> <td data-bbox="349 408 712 730"> 白山に火口周辺警報(火口周辺危険)又は火口周辺警報(入山危険)が発表されたとき。 白山に噴火警報(居住地域嚴重警戒)が発表されたとき。 </td> <td data-bbox="712 408 898 730"> ・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員 ・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 ・各部局の配備計画による職員 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 730 349 997"> 災害対策本部体制 </td> <td data-bbox="349 730 712 997"> ・県下に相当規模の火山災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に火山災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 </td> <td data-bbox="712 730 898 997"> ・原則として全職員。 ただし、災害対策本部長(知事)が火山災害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>4 災害対策本部</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 災害対策本部の所掌事務 (略)</p>	配備体制	動員基準	動員対象職員	警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)	白山に火口周辺警報(火口周辺危険)又は火口周辺警報(入山危険)が発表されたとき。 白山に噴火警報(居住地域嚴重警戒)が発表されたとき。	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員 ・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 ・各部局の配備計画による職員	災害対策本部体制	・県下に相当規模の火山災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に火山災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。	・原則として全職員。 ただし、災害対策本部長(知事)が火山災害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。	<p>3 (略)</p> <p>4 災害対策本部</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 災害対策本部の所掌事務 (略)</p>	
配備体制	動員基準	動員対象職員									
警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)	白山に火口周辺警報(火口周辺危険)又は火口周辺警報(入山危険)が発表されたとき。 白山に噴火警報(居住地域嚴重警戒)が発表されたとき。	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員 ・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 ・各部局の配備計画による職員									
災害対策本部体制	・県下に相当規模の火山災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に火山災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。	・原則として全職員。 ただし、災害対策本部長(知事)が火山災害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。									

修正案	現行	備考
<p>県本部の所掌事務</p> <div data-bbox="241 373 804 719" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報の取りまとめに関すること。 ○ 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関すること。 ○ 災害時における通信の確保に関すること。 ○ 災害状況の県内外に対する広報に関すること。 ○ 被災地に対する救援隊の派遣計画に関すること。 ○ 災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること。 ○ 国や他県等からの支援を受けるための受援計画に関すること。 ○ 水防その他災害の緊急防_御対策に関すること。 ○ 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関すること。 ○ 災害時における車輛、船舶等交通手段の確保に関すること。 ○ 災害時における治安の確保に関すること。 ○ 災害の応急復旧対策に関すること。 ○ その他災害対策に関して、知事が特に必要と認めた事項。 </div> <p>5～7 (略)</p> <p>8 災害応急対策の総合調整</p> <p>(1) 総合調整</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 総合調整の系統</p> <div data-bbox="197 997 750 1372" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div>	<p>県本部の所掌事務</p> <div data-bbox="1252 373 1800 710" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報の取りまとめに関すること。 ○ 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関すること。 ○ 災害時における通信の確保に関すること。 ○ 災害状況の県内外に対する広報に関すること。 ○ 被災地に対する救援隊の派遣計画に関すること。 ○ 災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること。 ○ 国や他県等からの支援を受けるための受援計画に関すること。 ○ 水防その他災害の緊急防_止対策に関すること。 ○ 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関すること。 ○ 災害時における車輛、船舶等交通手段の確保に関すること。 ○ 災害時における治安の確保に関すること。 ○ 災害の応急復旧対策に関すること。 ○ その他災害対策に関して、知事が特に必要と認めた事項。 </div> <p>5～7 (略)</p> <p>8 災害応急対策の総合調整</p> <p>(1) 総合調整</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 総合調整の系統</p> <div data-bbox="1211 997 1787 1390" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div>	

修正案	現 行	備 考
<p>(2) (略)</p> <p>9 受援体制の確立 (略)</p> <p>(1) 知事の応援要請 ア 指定行政機関等に対する応援要請 県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。 <u>上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。</u></p> <p>(7)～(オ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市町に対する応援 (7)～(ウ) (略) <u>(エ)知事は、県内に災害が発生した場合において、被災により市町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町に代わって行う。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 各種団体に対する応援要請 (略)</p> <p>ア～シ (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>9 受援体制の確立 (略)</p> <p>(1) 知事の応援要請 ア 指定行政機関等に対する応援要請 県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。</p> <p>(7)～(オ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市町に対する応援 (7)～(ウ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 各種団体に対する応援要請 (略)</p> <p>ア～シ (略)</p>	

修正案	現行	備考														
<p>ス 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定 (本章第27節「輸送手段の確保」参照)</p> <table border="1" data-bbox="185 384 896 512"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石川県</td> <td>石川県漁業協同組合</td> <td>H25.9.19</td> <td>076-234-8815</td> <td>076-265-5204</td> </tr> <tr> <td>北陸信越旅客船協会</td> <td>H25.9.19</td> <td>025-245-3455</td> <td>025-247-0453</td> </tr> </tbody> </table> <p>セ～チ (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>10～11 (略)</p> <p>第2節 事前措置及び応急措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町長の事前措置及び応急措置 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他応急措置等 (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 従事命令(災害対策基本法第65条、消防法第29条第5項、水防法第24条、災害救助法7条第1項、警察官職務執行法(昭和23年法律136号)第4条、水害予防組合法(明治41年法律第50号)第50条第2項)</p> <p>カ～ク (略)</p> <p>3 知事の応急措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 従事命令等(災害対策基本法第71条)</p> <p>ア～イ (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県漁業協同組合	H25.9.19	076-234-8815	076-265-5204	北陸信越旅客船協会	H25.9.19	025-245-3455	025-247-0453	<p>ス～タ</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>10～11 (略)</p> <p>第2節 事前措置及び応急措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町長の事前措置及び応急措置 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他応急措置等 (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 従事命令(災害対策基本法第65条、消防法第29条第5項、水防法第24条、災害救助法24条第1項、警察官職務執行法(昭和23年法律136号)第4条、水害予防組合法(明治41年法律第50号)第50条第2項)</p> <p>カ～ク (略)</p> <p>3 知事の応急措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 従事命令等(災害対策基本法第71条)</p> <p>ア～イ (略)</p>	
協定者		協定締結日	TEL	FAX												
石川県	石川県漁業協同組合	H25.9.19	076-234-8815	076-265-5204												
	北陸信越旅客船協会	H25.9.19	025-245-3455	025-247-0453												

修正案	現行	備考
-----	----	----

ウ 従事命令及び協力命令は、次に掲げるところにより執行する。

命令区分	命令対象の作業	根拠法令	執行者
従事命令	消防作業	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団
	水防作業	水防法第24条	水防管理者、水防団又は消防機関の長
従事命令	災害救助作業	災害救助法第7条	知事
協力命令	(災害救助法適用救助)	” 第8条	
従事命令	災害応急対策作業 (災害救助法が適用された場合を除く。)	災害対策基本法第71条	”
協力命令			

(以下略)

エ 従事命令等の対象者は、次に掲げる範囲とする。

命令対象の作業	対象者	根拠法令
消防作業	火災の現場付近にある者	消防法第29条第5項
水防作業	市町の区域内の住民又は水防作業の現場にある者	水防法第24条
災害救助その他の作業 (災害救助法、災害対策基本法による知事の従事命令)	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 (6) 鉄道事業者及びその従事者 (7) 軌道経営者及びその従事者 (8) 自動車運送業者及びその従事者 (9) 船舶運送業者及びその従事者 (10) 港湾運送業者及びその従事者	災害救助法第7条 災害対策基本法第71条
災害救助その他の作業 (知事の協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者	災害救助法第8条
災害応急対策全般 (災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官又は部隊等の自衛官の従事命令)	市町の区域内の住民又は当該急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法第65条第1項、第2項及び第3項
災害応急対策全般 (警察官職務執行法)	その場に居合わせた者、その物の管理者その関係者	警察官職務執行法第4条

オ～カ (略)

ウ 従事命令及び協力命令は、次に掲げるところにより執行する。

命令区分	命令対象の作業	根拠法令	執行者
従事命令	消防作業	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団
	水防作業	水防法第24条	水防管理者、水防団又は消防機関の長
従事命令	災害救助作業	災害救助法第24条	知事
協力命令	(災害救助法適用救助)	” 第25条	
従事命令	災害応急対策作業 (災害救助法が適用された場合を除く。)	災害対策基本法第71条	”
協力命令			

(以下略)

エ 従事命令等の対象者は、次に掲げる範囲とする。

命令対象の作業	対象者	根拠法令
消防作業	火災の現場付近にある者	消防法第29条第5項
水防作業	市町の区域内の住民又は水防作業の現場にある者	水防法第24条
災害救助その他の作業 (災害救助法、災害対策基本法による知事の従事命令)	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 (6) 鉄道事業者及びその従事者 (7) 軌道経営者及びその従事者 (8) 自動車運送業者及びその従事者 (9) 船舶運送業者及びその従事者 (10) 港湾運送業者及びその従事者	災害救助法第24条 災害対策基本法第71条
災害救助その他の作業 (知事の協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者	災害救助法第25条
災害応急対策全般 (災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官又は部隊等の自衛官の従事命令)	市町の区域内の住民又は当該急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法第65条第1項、第2項及び第3項
災害応急対策全般 (警察官職務執行法)	その場に居合わせた者、その物の管理者その関係者	警察官職務執行法第4条

オ～カ (略)

修正案	現 行	備 考
<p>キ 損失補償 (ア) (略) (イ) 県は、従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対して、その実費を弁償する。(災害対策基本法第82条第2項、同法施行令第35条)なお、災害救助法に基づく従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、同法施行令第5条の規定に基づく実費を弁償する。(災害救助法第7条第5項、石川県災害救助法施行細則) (ウ) (略)</p> <p>ク 扶助金 県は、協力命令により救助に関する事業に協力した者が、これがために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、別に定めるところにより扶助金を支給する(災害救助法第12条、同法施行令第7条及び第8条第2項第3号)。 (3)～(4) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第3節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準</p> <p>1 基本方針 気象庁は、災害の予防、交通の安全確保、産業の興隆等、公共の福祉の増進に寄与するため、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき、気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象等についての注意報、警報、特別警報、更には噴火警報等を発表する。この情報について、各防災関係機関は「石川県総合防災情報システム」等により、自主的に把握しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 種類及び発表基準 (1) 特別警報・警報・注意報 <u>金沢地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、または、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を県内の市町ごとに発表する。</u> <u>なお、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</u></p>	<p>キ 損失補償 (ア) (略) (イ) 県は、従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対して、その実費を弁償する。(災害対策基本法第82条第2項、同法施行令第35条)なお、災害救助法に基づく従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、同法施行令第11条の規定に基づく実費を弁償する。(災害救助法第24条第5項、石川県災害救助法施行細則) (ウ) (略)</p> <p>ク 扶助金 県は、協力命令により救助に関する事業に協力した者が、これがために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、別に定めるところにより扶助金を支給する(災害救助法第29条、同法施行令第13条及び第14条第2項第3号)。 (3)～(4) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第3節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準</p> <p>1 基本方針 気象庁は、災害の予防、交通の安全確保、産業の興隆等、公共の福祉の増進に寄与するため、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき、気象、地象、水象等についての注意報、警報、更には噴火警報等を発表する。この情報について、各防災関係機関は「石川県総合防災情報システム」等により、自主的に把握しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 種類及び発表基準 (1) <u>次の注意報、警報、情報は、金沢地方気象台が必要に応じて随時発表する。</u> <u>ア 注意報、警報等の種類等の種類及び発表の基準</u></p>	

修正案	現 行	備 考																																						
<p style="text-align: center;">特別警報・警報・注意報の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="129 319 999 1212"> <thead> <tr> <th data-bbox="129 319 407 386">特別警報・警報・注意報の種類</th> <th data-bbox="407 319 999 386">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="129 386 232 523">大雨特別警報</td> <td data-bbox="407 386 999 523">大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 523 232 590">大雪特別警報</td> <td data-bbox="407 523 999 590">大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 590 232 657">暴風特別警報</td> <td data-bbox="407 590 999 657">暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 657 232 798">暴風雪特別警報</td> <td data-bbox="407 657 999 798">雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 798 232 865">波浪特別警報</td> <td data-bbox="407 798 999 865">高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 865 232 932">高潮特別警報</td> <td data-bbox="407 865 999 932">台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 932 232 1072">大雨警報</td> <td data-bbox="407 932 999 1072">大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1072 232 1212">洪水警報</td> <td data-bbox="407 1072 999 1212">大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</td> </tr> </tbody> </table>	特別警報・警報・注意報の種類	概要	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。	<table border="1" data-bbox="1187 319 1904 1356"> <thead> <tr> <th data-bbox="1187 319 1258 354">種</th> <th data-bbox="1258 319 1433 354">類</th> <th data-bbox="1433 319 1904 354">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1187 354 1258 1356" rowspan="9">注 二 般 の 利 用 に 適 合 す る も の 報</td> <td data-bbox="1258 354 1330 513">風雪注意報</td> <td data-bbox="1433 354 1904 513">雪を伴った強風によって被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上 (ただし、金沢地方気象台及び輪島特別地域気象観測所の観測値では15m/s以上) 海上で15m/s以上 になると予想され、雪を伴う場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 513 1330 673">強風注意報</td> <td data-bbox="1433 513 1904 673">強風によって被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上 (ただし、金沢地方気象台及び輪島特別地域気象観測所の観測値では15m/s以上) 海上で15m/s以上 になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 673 1330 785">大雨注意報</td> <td data-bbox="1433 673 1904 785">大雨によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、県内の市町で別表1の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 785 1330 912">大雪注意報</td> <td data-bbox="1433 785 1904 912">大雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、県内の市町で別表7の基準に到達することが予想される場合である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 912 1330 944">雷注意報</td> <td data-bbox="1433 912 1904 944">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 944 1330 1088">濃霧注意報</td> <td data-bbox="1433 944 1904 1088">濃霧によって交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上で100m以下 海上で500m以下 になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 1088 1330 1184">乾燥注意報</td> <td data-bbox="1433 1088 1904 1184">空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 最小湿度40%以下で、実効湿度65%以下になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 1184 1330 1356">なだれ注意報</td> <td data-bbox="1433 1184 1904 1356">なだれが発生して被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合（昇温） ・積雪が100cm以上あって金沢の日平均気温5℃以上、又は昇温率（+3℃/日）が大きいとき（ただし、0℃以上）。</td> </tr> </tbody> </table>	種	類	発 表 基 準	注 二 般 の 利 用 に 適 合 す る も の 報	風雪注意報	雪を伴った強風によって被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上 (ただし、金沢地方気象台及び輪島特別地域気象観測所の観測値では15m/s以上) 海上で15m/s以上 になると予想され、雪を伴う場合	強風注意報	強風によって被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上 (ただし、金沢地方気象台及び輪島特別地域気象観測所の観測値では15m/s以上) 海上で15m/s以上 になると予想される場合	大雨注意報	大雨によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、県内の市町で別表1の基準に到達することが予想される場合	大雪注意報	大雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、県内の市町で別表7の基準に到達することが予想される場合である。	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上で100m以下 海上で500m以下 になると予想される場合	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 最小湿度40%以下で、実効湿度65%以下になると予想される場合	なだれ注意報	なだれが発生して被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合（昇温） ・積雪が100cm以上あって金沢の日平均気温5℃以上、又は昇温率（+3℃/日）が大きいとき（ただし、0℃以上）。	
特別警報・警報・注意報の種類	概要																																							
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。																																							
大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																							
暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																							
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																																							
波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																							
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																							
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。																																							
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。																																							
種	類	発 表 基 準																																						
注 二 般 の 利 用 に 適 合 す る も の 報	風雪注意報	雪を伴った強風によって被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上 (ただし、金沢地方気象台及び輪島特別地域気象観測所の観測値では15m/s以上) 海上で15m/s以上 になると予想され、雪を伴う場合																																						
	強風注意報	強風によって被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上 (ただし、金沢地方気象台及び輪島特別地域気象観測所の観測値では15m/s以上) 海上で15m/s以上 になると予想される場合																																						
	大雨注意報	大雨によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、県内の市町で別表1の基準に到達することが予想される場合																																						
	大雪注意報	大雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、県内の市町で別表7の基準に到達することが予想される場合である。																																						
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合																																						
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上で100m以下 海上で500m以下 になると予想される場合																																						
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 最小湿度40%以下で、実効湿度65%以下になると予想される場合																																						
	なだれ注意報	なだれが発生して被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合（昇温） ・積雪が100cm以上あって金沢の日平均気温5℃以上、又は昇温率（+3℃/日）が大きいとき（ただし、0℃以上）。																																						

修正案			現 行			備考
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	注 意 報 の 利 用 に 適 合 す る 報 告 の 種 類	二 般 の 注 意 報	着氷（雪） 注意報	主として通信線、送配電線に対する着雪と船舶を対象とする着氷による被害が起こると予想される場合
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。			霜注意報	早霜、晩霜等によって農作物に著しい被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 早霜、晩霜期に最低気温が3℃以下になると予想される場合
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			低温注意報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 夏期において最低気温17℃以下が2日以上継続すると予想される場合、冬期において最低気温-4℃以下になると予想される場合
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			融雪注意報	融雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 積雪地域の日平均気温が13℃以上と予想される場合、又は積雪地域の日平均気温が10℃以上で、かつ日降水量が20mm以上と予想される場合
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。			※1 地面現象注意報	大雨、融雪等による山くずれ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			高潮注意報	高潮によって被害が予想される場合 具体的には、県内の市町で別表5の基準に到達することが予想される場合
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が3m以上になると予想される場合（能登町、穴水町、七尾市は有義波高が2m以上）
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			※1 浸水注意報	大雨、洪水等による浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、県内の市町で別表2の基準に到達することが予想される場合
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。				
注意報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。				
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。				
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。				
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。				
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。				
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに				

修正案		現行	備考
注意報	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。	
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。	
		種別	発表基準
注意報	※2 水防活動の 利用に 適合する もの	水防活動用 気象注意報	一般の利用に適合する大雨注意報に同じ
		水防活動用 高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報に同じ
		水防活動用 洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ
	警報	一般の 利用に 適合す るもの	気象 暴風警報
暴風雪警報			雪を伴った暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上 海上で25m/s以上 になると予想される場合
大雨警報			大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、県内の市町で別表3の基準に到達することが予想される場合 基準要素に応じた対象災害を「大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように、括弧書きで表記
大雪警報			大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、県内の市町で別表6の基準に到達することが予想される場合
※1 地面現象警報		大雨、融雪等による山くずれ、地すべり、なだれ等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	

修正案			現行			備考																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>水防活動の利用に適合する注意報・警報</th> <th>一般の利用に適合する注意報・警報</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防活動用 気象注意報</td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 津波注意報</td> <td>津波注意報</td> <td>津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 高潮注意報</td> <td>高潮注意報</td> <td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 洪水注意報</td> <td>洪水注意報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 気象警報</td> <td>大雨警報又は大雨特別警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 津波警報</td> <td>津波警報又は津波特別警報（大津波警報）</td> <td>津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 高潮警報</td> <td>高潮警報又は高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 洪水警報</td> <td>洪水警報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> </tbody> </table>	水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき	水防活動用 津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報）	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき	水防活動用 高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき	水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">警報 一般の利用に適合するもの</td> <td>高潮警報</td> <td>高潮によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、県内の市町で別表5の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>波浪警報</td> <td>風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が5m以上になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>※1 浸水警報</td> <td>大雨、洪水等による浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、県内の市町で別表4の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">※2 水防活動の利用に適合するもの</td> <td>水防活動用気象警報</td> <td>一般の利用に適合する大雨警報に同じ</td> </tr> <tr> <td>水防活動用高潮警報</td> <td>一般の利用に適合する高潮警報に同じ</td> </tr> <tr> <td>水防活動用洪水警報</td> <td>一般の利用に適合する洪水警報に同じ</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	警報 一般の利用に適合するもの	高潮警報	高潮によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、県内の市町で別表5の基準に到達することが予想される場合	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が5m以上になると予想される場合	※1 浸水警報	大雨、洪水等による浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、県内の市町で別表4の基準に到達することが予想される場合	※2 水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象警報	一般の利用に適合する大雨警報に同じ	水防活動用高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報に同じ	水防活動用洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報に同じ	
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準																																													
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき																																													
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき																																													
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき																																													
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき																																													
水防活動用 気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき																																													
水防活動用 津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報）	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき																																													
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき																																													
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき																																													
種類	発表基準																																														
警報 一般の利用に適合するもの	高潮警報	高潮によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、県内の市町で別表5の基準に到達することが予想される場合																																													
	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が5m以上になると予想される場合																																													
	※1 浸水警報	大雨、洪水等による浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合																																													
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、県内の市町で別表4の基準に到達することが予想される場合																																													
※2 水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象警報	一般の利用に適合する大雨警報に同じ																																													
	水防活動用高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報に同じ																																													
	水防活動用洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報に同じ																																													
<p>(注) 1 発表基準に記載した数値は、石川県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害を予想する際の目安である。</p> <p>2 (1)※1 この注意報、警報は標題を用いなくて、その注意報事項及び警報事項を気象注意報、警報に含めて行う。</p> <p>(2)※2 水防活動の利用に適合する注意報、警報は一般の注意報、警報のうち水防に関するものを用いて行い水防活動用の語は用いない。</p> <p>3 注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報に切り替えられる。</p> <p>4 風に関する基準については、金沢、輪島の両気象官署とも観測機器が高所に設置してあるため、官署における値は、これとは別に設定している。</p>																																															

修正案	現行	備考																					
<p>警報等の基準</p> <p>気象等に関する特別警報の発表基準</p> <table border="1" data-bbox="98 379 1032 746"> <thead> <tr> <th data-bbox="98 379 412 416">現象の種類</th> <th colspan="2" data-bbox="412 379 1032 416">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="98 416 412 528">大雨</td> <td colspan="2" data-bbox="412 416 1032 528">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 528 412 564">暴風</td> <td data-bbox="412 528 725 564">数十年に一度の強度の台風や</td> <td data-bbox="725 528 1032 564">暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 564 412 601">高潮</td> <td data-bbox="412 564 725 601">同程度の温帯低気圧により</td> <td data-bbox="725 564 1032 601">高潮になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 601 412 638">波浪</td> <td></td> <td data-bbox="725 601 1032 638">高波になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 638 412 713">暴風雪</td> <td colspan="2" data-bbox="412 638 1032 713">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 713 412 746">大雪</td> <td colspan="2" data-bbox="412 713 1032 746">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。</p>	現象の種類	基準		大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		暴風	数十年に一度の強度の台風や	暴風が吹くと予想される場合	高潮	同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合	波浪		高波になると予想される場合	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合			
現象の種類	基準																						
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合																						
暴風	数十年に一度の強度の台風や	暴風が吹くと予想される場合																					
高潮	同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合																					
波浪		高波になると予想される場合																					
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																						
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																						

修正案

現行

備考

指標1： 雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧

各市町村の50年に一度の値

注1) 略語の意味は右のとおり。R48:48時間降水量(mm)、R03:3時間降水量(mm)、SWI:土壌雨量指数(Soil Water Index)。
 注2) SWIの警報基準の欄において「-」となっているのは、基準が設定されていない。
 注3) 降水量の警報基準については、各市町村によって1時間降水量や3時間降水量を指標にしているなど一概に比較できないことから、本表には掲載していない。
 各市町村の警報基準については、気象庁HPIに掲載されている。(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html)
 注4) R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
 注5) 特別警報は、府県程度の広がり50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

都道府県	府県予報区	地域			50年に一度の値				警報基準
		一次細分区域	市町村等を まとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI	SWI	
石川県	石川県	加賀	加賀北部	金沢市	318	135	205	102	
石川県	石川県	加賀	加賀北部	かほく市	319	148	202	120	
石川県	石川県	加賀	加賀北部	津幡町	316	149	203	101	
石川県	石川県	加賀	加賀北部	内灘町	289	130	187	123	
石川県	石川県	加賀	加賀南部	小松市	327	119	207	105	
石川県	石川県	加賀	加賀南部	加賀市	322	130	209	96	
石川県	石川県	加賀	加賀南部	白山市	366	119	222	98	
石川県	石川県	加賀	加賀南部	能美市	303	118	194	98	
石川県	石川県	加賀	加賀南部	野々市市	297	133	199	-	
石川県	石川県	加賀	加賀南部	川北町	286	119	184	-	
石川県	石川県	能登	能登北部	輪島市	257	118	175	86	
石川県	石川県	能登	能登北部	珠洲市	267	122	181	91	
石川県	石川県	能登	能登北部	穴水町	250	109	168	91	
石川県	石川県	能登	能登北部	能登町	270	122	179	88	
石川県	石川県	能登	能登南部	七尾市	254	112	178	108	
石川県	石川県	能登	能登南部	羽咋市	281	121	183	114	
石川県	石川県	能登	能登南部	志賀町	238	110	167	127	
石川県	石川県	能登	能登南部	宝達志水町	311	142	196	104	
石川県	石川県	能登	能登南部	中能登町	264	119	184	108	

指標2： 各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧

各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深

注1) 値が“-”の地点は、データ不足のため、50年に一度の値が算出できないもの。
 注2) “*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として掲載したもの。
 注3) 50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
 注4) 特別警報は、府県程度の広がり50年に一度の値となる現象を対象。
 個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪(cm)
石川県	輪島	83	110
石川県	金沢	139	181
石川県	珠洲	146	159
石川県	七尾	87	74
石川県	白山吉野	272	308
石川県	加賀菅谷	233	246

修正案		現行				備考
石川県 警報等の発表基準一覧表						
発表官署	金沢地方気象台					
府県予報区	石川県					
一次細分区域	加賀		能登			
市町村等をまとめた地域	加賀北部	加賀南部	能登北部	能登南部		
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合				
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s		陸上 20m/s、北海上 25m/s、東海上 25m/s		陸上 20m/s、東海上 25m/s、西海上 25m/s
	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s 雪を伴う		陸上 20m/s、北海上 25m/s、東海上 25m/s 雪を伴う		陸上 20m/s、東海上 25m/s、西海上 25m/s 雪を伴う
	大雪	平地 12時間降雪の深さ25cm 山地 12時間降雪の深さ35cm	平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ35cm	平地 12時間降雪の深さ30cm、山地 12時間降雪の深さ45cm		
	波浪(有義波高)	5.0m		北海上 5.0m、東海上 5.0m		東海上 5.0m、西海上 5.0m
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合				
	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合				
	注意報	強風(平均風速)	陸上 12m/s [*] 、海上 15m/s		陸上 12m/s [*] 、北海上 15m/s、東海上 15m/s	
風雪(平均風速)		陸上 12m/s [*] 、海上 15m/s 雪を伴う		陸上 12m/s [*] 、北海上 15m/s、東海上 15m/s 雪を伴う		陸上 12m/s、東海上 15m/s、西海上 15m/s 雪を伴う
大雪		平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ35cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ35cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ30cm	
波浪(有義波高)		3.0m		北海上 3.0m、東海上 2.0m		東海上 2.0m、西海上 3.0m
高潮		区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合				
雷		落雷等により被害が予想される場合				
融雪		①積雪地域の日平均気温が13℃以上 ②積雪地域の日平均気温が10℃以上、かつ日降水量が20mm以上				
濃霧(視程)		陸上 100m、海上 500m		陸上 100m、北海上 500m、東海上 500m		陸上 100m、東海上 500m、西海上 500m
乾燥		最小湿度40%で、実効湿度65%				
なだれ		①24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合(昇温) ②積雪が100cm以上あって金沢地方気象台の日平均気温が0℃以上、又は昇温率(+3℃/日)が大きいとき(ただし、0℃以上)				
低温	夏期:最低気温17℃以下が2日以上連続 冬期:最低気温-4℃以下					
霜	早霜・晩霜期に最低気温9℃以下					
着水・着雪	着しい(着水(雪))が予想される場合					
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	100mm					
	[*] 1 金沢地方気象台の観測値は15m/sを目安とする。					
	[*] 2 輪島特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。					

修正案

別表 1 大雨警報基準
(図表略)

別表 2 洪水警報基準
(図表略)

別表 3 大雨注意報基準

市町をまとめた地域	市町	雨量基準	土壌雨量指数基準
加賀北部	金沢市	平地地：R3=40 平地地以外：R1=40	86
	かほく市	R1=40	102
	津幡町	平地地：R3=50 平地地以外：R1=30	85
	内灘町	平地地：R1=25 平地地以外：R1=30	104
加賀南部	小松市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=40	89
	加賀市	平地地：R3=40 平地地以外：R1=30	81
	白山市	平地地：R1=25 平地地以外：R3=50	83
	能美市	平地地：R1=20 平地地以外：R1=25	83
	川北町	R1=40	101
	野々市市	R3=40	105
能登北部	輪島市	R3=50	73
	珠洲市	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	77
	穴水町	R3=40	77
	能登町	R1=40	74
能登南部	七尾市	平地地：R1=30 平地地以外：R3=40	81
	羽咋市	R1=25	85
	志賀町	R1=30	95
	宝達志水町	R1=30	78
	中能登町	R1=30	81

別表 4 洪水注意報基準
(図表略)

現行

別表 3 大雨警報基準
(図表略)

別表 4 洪水警報基準
(図表略)

別表 1 大雨注意報基準

市町をまとめた地域	市町	雨量基準	土壌雨量指数基準
加賀北部	金沢市	平地地：R3=40 平地地以外：R1=40	86
	かほく市	R1=40	102
	津幡町	平地地：R3=50 平地地以外：R1=30	85
	内灘町	平地地：R1=25 平地地以外：R1=30	104
加賀南部	小松市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=40	89
	加賀市	平地地：R3=40 平地地以外：R1=30	81
	白山市	平地地：R1=25 平地地以外：R3=50	83
	能美市	平地地：R1=20 平地地以外：R1=25	83
	川北町	R1=40	101
	野々市市	R3=40	105
能登北部	輪島市	R3=50	73
	珠洲市	平地地：R1=30 平地地以外：R3=40	77
	穴水町	R3=40	77
	能登町	R1=40	74
能登南部	七尾市	平地地：R1=30 平地地以外：R3=40	81
	羽咋市	R1=25	85
	志賀町	R1=30	95
	宝達志水町	R1=30	78
	中能登町	R1=30	81

別表 2 洪水注意報基準
(図表略)

備考

修正案

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方
以下略

別表5 高潮警報・注意報基準

市町をまとめた地域	市町	警報基準	注意報基準
加賀北部	金沢市	1.3m	0.8m
	かほく市	1.2m	0.8m
	津幡町	-	-
	内灘町	1.1m	0.8m
加賀南部	小松市	1.3m	1.1m
	加賀市	1.3m	1.0m
	白山市	1.2m	0.8m
	能美市	2.1m	1.2m
	野々市市	-	-
	川北町	-	-
能登北部	輪島市	1.2m	1.0m
	珠洲市	(珠洲外浦) 2.1m	1.2m
		(珠洲内浦) 1.3m	1.0m
	穴水町	1.0m	0.7m
	能登町	1.0m	0.7m
能登南部	七尾市	1.0m	0.7m
	羽咋市	1.2m	0.8m
	志賀町	1.2m	1.0m
	宝達志水町	3.5m	1.2m
	中能登町	-	-

別表6 大雪警報基準
(図表略)

現行

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方
以下略

別表5 高潮警報・注意報基準

市町をまとめた地域	市町	警報基準	注意報基準
加賀北部	金沢市	1.0m	0.8m
	かほく市	1.2m	0.8m
	内灘町	1.0m	0.8m
加賀南部	小松市	1.0m	0.8m
	加賀市	1.0m	0.8m
	白山市	1.2m	0.8m
	能美市	1.2m	0.8m
能登北部	輪島市	1.0m	0.8m
	珠洲市	1.0m	0.7m
	穴水町	1.0m	0.7m
	能登町	1.0m	0.7m
能登南部	七尾市	1.0m	0.7m
	羽咋市	1.2m	0.8m
	志賀町	1.0m	0.8m
	宝達志水町	1.2m	0.8m

別表6 大雪警報基準
(図表略)

備考

修正案	現行	備考
<p>別表7 大雪注意報基準 (図表略)</p> <p>(注) 1 <u>発表基準に記載した数値は、石川県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害を予想する際の目安である。</u> 2 <u>注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報に切り替えられる。</u> 3 <u>風に関する基準については、金沢地方気象台、輪島特別地域気象観測所とも観測機器が高所に設置してあるため、値はこれとは別に設定している。</u></p> <p>(2) <u>全般気象情報、北陸地方気象情報、石川県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</u></p> <p>(3) <u>記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。</u></p> <p>(4) <u>竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位で発表する、この情報の有効期間は、発表から1時間である。</u></p> <p>(5) <u>災害時気象支援資料 金沢地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</u></p> <p>4 水防法に定める水防警報 (1) 河川 ア (略) (ア) (略)</p>	<p>別表7 大雪注意報基準 (図表略)</p> <p>イ 記録的短時間大雨情報 (ア) <u>アメダス雨量又は解析雨量の1時間雨量加賀が100mm以上、能登100mm以上となった場合は、直ちに記録的短時間大雨情報を発表する。</u> (イ) <u>記録的短時間大雨の発現時に大雨警報を発表していない場合は、直ちに大雨警報を発表し、その後速やかに記録的短時間大雨情報を発表する。</u> (ウ) <u>記録的短時間大雨情報の発表基準を超える大雨を繰り返し観測した場合も、その都度、この情報を発表し、更に一般的大雨情報等で内容を補完するよう努める。</u></p> <p>4 水防法に定める水防警報 (1) 河川 ア (略) (ア) (略)</p>	

修正案	現行	備考																																																										
<p>(イ) 知事が水防警報を行う河川及びその区域</p> <table border="1" data-bbox="168 355 864 451"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区 域</th> <th>発 表 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大聖寺川</td> <td>加賀市大聖寺天神下町 敷地天神橋町 海まで</td> <td>大聖寺土木事務所長</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略) 段 階 (略) 解 除：水防活動の<u>終了</u>を通知するもの</p> <p>ウ 警報を発表する場合の具体的な基準は、次のとおりである。 (ア) 国土交通大臣の指定した河川の水位観測所及び水防団待機、<u>氾濫</u>注意水位</p> <table border="1" data-bbox="181 866 972 1023"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>地 先 名</th> <th>位 置</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手取川</td> <td>鶴 来</td> <td>白山市鶴来大国町</td> <td>鶴 来</td> <td>0.90m</td> <td>1.40m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">梯 川</td> <td>埴 田</td> <td>小松市埴田町</td> <td>埴 田</td> <td>2.00m</td> <td>2.50m</td> </tr> <tr> <td>牧</td> <td>小松市丸の内町</td> <td>牧</td> <td>1.30m</td> <td>1.80m</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区 域	発 表 者	大聖寺川	加賀市大聖寺天神下町 敷地天神橋町 海まで	大聖寺土木事務所長	河川名	観測所名	地 先 名	位 置	水防団待機水位	氾濫注意水位	手取川	鶴 来	白山市鶴来大国町	鶴 来	0.90m	1.40m	梯 川	埴 田	小松市埴田町	埴 田	2.00m	2.50m	牧	小松市丸の内町	牧	1.30m	1.80m	<p>(イ) 知事が水防警報を行う河川及びその区域</p> <table border="1" data-bbox="1144 360 1762 445"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区 域</th> <th>発 表 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大聖寺川</td> <td>加賀市大聖寺天神下町 敷地天神橋 海まで</td> <td>大聖寺土木事務所長</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略) 段 階 (略) 解 除：水防活動の<u>解除</u>を通知するもの</p> <p>ウ 警報を発表する場合の具体的な基準は、次のとおりである。 (ア) 国土交通大臣の指定した河川の水位観測所及び水防団待機、<u>はん濫</u>注意水位</p> <table border="1" data-bbox="1131 866 1935 1026"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>地 先 名</th> <th>位 置</th> <th>水防団待機水位</th> <th>はん濫注意水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手取川</td> <td>鶴 来</td> <td>白山市鶴来大国町</td> <td>鶴 来</td> <td>0.90m</td> <td>1.40m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">梯 川</td> <td>埴 田</td> <td>小松市埴田町</td> <td>埴 田</td> <td>2.00m</td> <td>2.50m</td> </tr> <tr> <td>牧</td> <td>小松市丸の内町</td> <td>牧</td> <td>1.30m</td> <td>1.80m</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区 域	発 表 者	大聖寺川	加賀市大聖寺天神下町 敷地天神橋 海まで	大聖寺土木事務所長	河川名	観測所名	地 先 名	位 置	水防団待機水位	はん濫注意水位	手取川	鶴 来	白山市鶴来大国町	鶴 来	0.90m	1.40m	梯 川	埴 田	小松市埴田町	埴 田	2.00m	2.50m	牧	小松市丸の内町	牧	1.30m	1.80m	
河川名	区 域	発 表 者																																																										
大聖寺川	加賀市大聖寺天神下町 敷地天神橋町 海まで	大聖寺土木事務所長																																																										
河川名	観測所名	地 先 名	位 置	水防団待機水位	氾濫注意水位																																																							
手取川	鶴 来	白山市鶴来大国町	鶴 来	0.90m	1.40m																																																							
梯 川	埴 田	小松市埴田町	埴 田	2.00m	2.50m																																																							
	牧	小松市丸の内町	牧	1.30m	1.80m																																																							
河川名	区 域	発 表 者																																																										
大聖寺川	加賀市大聖寺天神下町 敷地天神橋 海まで	大聖寺土木事務所長																																																										
河川名	観測所名	地 先 名	位 置	水防団待機水位	はん濫注意水位																																																							
手取川	鶴 来	白山市鶴来大国町	鶴 来	0.90m	1.40m																																																							
梯 川	埴 田	小松市埴田町	埴 田	2.00m	2.50m																																																							
	牧	小松市丸の内町	牧	1.30m	1.80m																																																							

修正案					現行					備考
(イ) 知事の指定した河川の水位観測所及び氾濫注意水位					(イ) 知事の指定した河川の水位観測所及びはん濫注意水位					
河川名	観測所名	地先名	位置	はん濫注意水位	河川名	観測所名	地先名	位置	はん濫注意水位	
大聖寺川	敷地天神橋	加賀市大聖寺永町	敷地天神橋	3.50m	大聖寺川	敷地天神橋	加賀市大聖寺天神下町	敷地天神橋	3.50m	
新堀川 (柴山潟)	片山津	加賀市片山津温泉5区	片山津温泉	1.00m	新堀川 (柴山潟)	片山津	加賀市片山津温泉5区	片山津温泉	0.80m	
動橋川	動橋大橋	加賀市動橋町	動橋大橋	2.40m	動橋川	動橋大橋	加賀市動橋町	動橋大橋	2.40m	
前川	御幸橋	小松市今江町	御幸橋	1.20m	前川	御幸橋	小松市今江町	御幸橋	1.20m	
八丁川	長野田橋	小松市長田町	長野田橋	2.40m	八丁川	長野田橋	小松市長田町	長野田橋	2.40m	
鍋谷川	鍋谷川橋	能美市和気町	鍋谷川橋	18.30m	鍋谷川	鍋谷川橋	能美市和気町	鍋谷川橋	18.30m	
犀川	下菊橋	金沢市清川町	下菊橋	2.50m	犀川	下菊橋	金沢市清川町	下菊橋	1.40m	
	示野橋	金沢市袋島町	示野橋	3.20m		示野橋	金沢市袋島町	示野橋	3.00m	
安原川	安原大橋	金沢市中屋町	安原大橋	2.20m	安原川	安原大橋	金沢市上安原町	安原大橋	2.20m	
伏見川	山科	金沢市山科3丁目	山科	0.60m	伏見川	山科	金沢市山科3丁目	山科	0.60m	
	米泉	金沢市米泉町	米泉	2.00m		米泉	金沢市米泉町	米泉	2.00m	
高橋川	殿田橋	野々市市新庄	殿田橋	0.90m	高橋川	殿田橋	石川郡野々市町新庄	殿田橋	1.30m	
	馬替	金沢市馬替2丁目	馬替	1.20m		馬替	金沢市馬替2丁目	馬替	1.20m	
大野川	機具橋	金沢市湊3丁目	機具橋	0.80m	大野川	機具橋	金沢市湊3丁目	機具橋	0.80m	
浅野川	天神橋	金沢市材木町	天神橋	1.70m	浅野川	天神橋	金沢市材木町	天神橋	1.50m	
河北潟	貯木場	金沢市湊1丁目地先	貯木場	0.90m	河北潟	貯木場(内)	金沢市湊1丁目地先	貯木場(内)	0.90m	
	潟端	河北郡津幡町太田	潟端	0.90m		潟端	河北郡津幡町潟端	潟端	0.90m	
	八田	金沢市才田町	八田	0.90m		八田	金沢市八田町	八田	0.90m	
金腐川	御所通学橋	金沢市御所町	御所通学橋	2.00m	金腐川	御所通学橋	金沢市御所町	御所通学橋	2.00m	
森下川	森本大橋	金沢市北森本町	森本大橋	2.80m	森下川	森本大橋	金沢市北森本町	森本大橋	2.80m	
津幡川	津幡川	河北郡津幡町杉瀬	津幡川	3.90m	津幡川	津幡川	河北郡津幡町杉瀬	津幡川	3.90m	
宇ノ気川	宇ノ気川	かほく市森	宇ノ気川	2.35m	宇ノ気川	宇ノ気川	かほく市森	宇ノ気川	2.35m	
羽咋川	羽咋川の場	羽咋市の場町	的場	1.15m	羽咋川	羽咋川の場	羽咋市の場町	的場	1.15m	
子浦川	吉野屋橋	羽咋郡宝達志水町子浦	吉野屋橋	11.60m	子浦川	吉野屋橋	羽咋郡宝達志水町子浦	吉野屋橋	11.60m	
米町川	梨谷小山橋	羽咋郡志賀町梨谷小山	梨谷小山橋	3.60m	米町川	梨谷小山橋	羽咋郡志賀町梨谷小山	梨谷小山橋	3.60m	
御祓川	藤橋橋	七尾市西藤橋町末-17	藤橋橋	1.40m	御祓川	藤橋橋	七尾市西藤橋町末-17	藤橋橋	1.40m	
二宮川	落合橋	七尾市満仁町カ-14	落合橋	1.90m	二宮川	落合橋	七尾市満仁町カ-14	落合橋	1.90m	
	二宮川橋	鹿島郡中能登町徳前14-1	二宮川橋	0.70m		二宮川橋	鹿島郡中能登町徳前14-1	二宮川橋	0.70m	
熊木川	加茂橋	七尾市中島町宮前イ-6	加茂橋	2.00m	熊木川	加茂橋	七尾市中島町宮前イ-6	加茂橋	2.00m	
八ヶ川	広和橋	輪島市門前町和田	広和橋	1.30m	八ヶ川	広和橋	輪島市門前町広瀬	広和橋	1.30m	
河原田川	新橋	輪島市河井町	新橋	1.80m	河原田川	新橋	輪島市河井町	新橋	1.80m	
町野川	石井橋	鳳珠郡能登町笹川	石井橋	2.30m	町野川	石井橋	鳳珠郡能登町石井	石井橋	2.30m	
	明治橋	輪島市町野町広江	明治橋	3.60m		明治橋	輪島市町野町川西	明治橋	3.60m	
小又川	上野橋	鳳珠郡穴水町川島	上野橋	1.60m	小又川	上野橋	鳳珠郡穴水町上野	上野橋	1.60m	
若山川	板谷橋	珠洲市飯田町	板谷橋	1.30m	若山川	板谷橋	珠洲市飯田町	板谷橋	1.30m	

修正案	現行	備考																						
<p>(2) 海岸 ア (略) (ア) 国土交通大臣が水防警報を行う海岸及びその区域</p> <table border="1" data-bbox="224 411 750 734"> <thead> <tr> <th>海岸名</th> <th>区間</th> <th>発表者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">加越沿岸 (石川海岸)</td> <td>加賀市美岬町尼ゴジ1番1地先 から 加賀市伊切町イ50番4地先 まで</td> <td rowspan="6">国土交通省 金沢河川国道 事務所長</td> </tr> <tr> <td>小松市浜佐美ヌ151番1地先 から 小松市安宅町タ140番2地先 まで</td> </tr> <tr> <td>能美市中町ム80番4地先 から 能美市吉原釜屋町カ5番2地先 まで</td> </tr> <tr> <td>白山市美川永代町甲1番地先 から 白山市鹿島町ル200番地先 まで</td> </tr> <tr> <td>白山市徳光町2019番3地先 から 白山市八田戌部78番地1地先 まで</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略) 段階 (略) 出 動：水防団員または消防団員等が出動し、土のう積み、通行止め、避難誘導等の水防活動を行う旨を指示するもの。 距離確保準備：激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離確保の準備をしながら、避難誘導等の水防活動を行う旨を指示するもの。 距離確保：激しい越波の発生を警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導等の水防活動を行う旨を指示するもの。 距離確保解除：激しい越波のおそれが無くなった旨を通知し、水防活動が必要な箇所及び状況を指示するもの。</p> <p>(以下略)</p> <p>ウ (略)</p>	海岸名	区間	発表者	加越沿岸 (石川海岸)	加賀市美岬町尼ゴジ1番1地先 から 加賀市伊切町イ50番4地先 まで	国土交通省 金沢河川国道 事務所長	小松市浜佐美ヌ151番1地先 から 小松市安宅町タ140番2地先 まで	能美市中町ム80番4地先 から 能美市吉原釜屋町カ5番2地先 まで	白山市美川永代町甲1番地先 から 白山市鹿島町ル200番地先 まで	白山市徳光町2019番3地先 から 白山市八田戌部78番地1地先 まで		<p>(2) 海岸 ア (略) (ア) 国土交通大臣が水防警報を行う海岸及びその区域</p> <table border="1" data-bbox="1153 411 1680 734"> <thead> <tr> <th>海岸名</th> <th>区間</th> <th>発表者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">加越沿岸 (石川海岸)</td> <td>加賀市美岬町尼ゴジ1番1地先 から 加賀市伊切町イ50番4地先 まで</td> <td rowspan="6">国土交通省 金沢河川国道 事務所長</td> </tr> <tr> <td>小松市浜佐美ヌ151番1地先 から 小松市安宅町タ140番2地先 まで</td> </tr> <tr> <td>能美市中町ム80番4地先 から 能美市吉原釜屋町カ5番2地先 まで</td> </tr> <tr> <td>白山市美川永代町甲1番地先 から 白山市鹿島町ル200番地先 まで</td> </tr> <tr> <td>白山市徳光町2019番3地先 から 白山市八田戌部78番地1地先 まで</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略) 段階 (略) 出 動：水防団員または消防団員等が出動し、土のう積み、通行止め、避難誘導等の水防活動を行う旨を通知するもの。 距離確保準備：激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離確保の準備をしながら、避難誘導等の水防活動を行う旨を通知するもの。 距離確保：激しい越波の発生を警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導等の水防活動を行う旨を通知するもの。 距離確保解除：激しい越波のおそれが無くなった旨を通知し、水防活動が必要な箇所及び状況を通知するもの。</p> <p>(以下略)</p> <p>ウ (略)</p>	海岸名	区間	発表者	加越沿岸 (石川海岸)	加賀市美岬町尼ゴジ1番1地先 から 加賀市伊切町イ50番4地先 まで	国土交通省 金沢河川国道 事務所長	小松市浜佐美ヌ151番1地先 から 小松市安宅町タ140番2地先 まで	能美市中町ム80番4地先 から 能美市吉原釜屋町カ5番2地先 まで	白山市美川永代町甲1番地先 から 白山市鹿島町ル200番地先 まで	白山市徳光町2019番3地先 から 白山市八田戌部78番地1地先 まで		
海岸名	区間	発表者																						
加越沿岸 (石川海岸)	加賀市美岬町尼ゴジ1番1地先 から 加賀市伊切町イ50番4地先 まで	国土交通省 金沢河川国道 事務所長																						
	小松市浜佐美ヌ151番1地先 から 小松市安宅町タ140番2地先 まで																							
	能美市中町ム80番4地先 から 能美市吉原釜屋町カ5番2地先 まで																							
	白山市美川永代町甲1番地先 から 白山市鹿島町ル200番地先 まで																							
	白山市徳光町2019番3地先 から 白山市八田戌部78番地1地先 まで																							
海岸名	区間	発表者																						
加越沿岸 (石川海岸)	加賀市美岬町尼ゴジ1番1地先 から 加賀市伊切町イ50番4地先 まで	国土交通省 金沢河川国道 事務所長																						
	小松市浜佐美ヌ151番1地先 から 小松市安宅町タ140番2地先 まで																							
	能美市中町ム80番4地先 から 能美市吉原釜屋町カ5番2地先 まで																							
	白山市美川永代町甲1番地先 から 白山市鹿島町ル200番地先 まで																							
	白山市徳光町2019番3地先 から 白山市八田戌部78番地1地先 まで																							

修 正 案	現 行	備 考
-------	-----	-----

5 水位情報の通知及び通知

- (1) (略)
(2) 水位情報周知河川における水位情報の発表の基準は、次のとおりである。

ア 氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）
(略)

イ 氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）

対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。

ウ 氾濫発生情報

氾濫が発生したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。

(略)

河川名	観測所名	地 先 名	位 置	避難判断水位	はん濫危険水位
大聖寺川	敷地天神橋	加賀市大聖寺 太 町	敷地天神橋	3.60m	4.57m
新堀川 (柴山湧)	片山津	加賀市片山津温泉5区	片山津温泉	1.20m	1.50m
勤橋川	勤橋大橋	加賀市勤橋町	勤橋大橋	2.50m	3.60m
前川	御幸橋	小松市今江町	御幸橋	1.60m	1.80m
八丁川	長野田橋	小松市長田町	長野田橋	3.40m	4.22m
鍋谷川	鍋谷川橋	能美市和気町	鍋谷川橋	18.60m	19.00m
犀川	下菊橋	金沢市清川町	下菊橋	2.80m	3.20m
	示野橋	金沢市袋島町	示野橋	3.50m	4.60m
安原川	安原大橋	金沢市上原町	安原大橋	2.90m	3.50m
伏見川	山科	金沢市山科3丁目	山科	0.90m	1.60m
	米泉	金沢市米泉町	米泉	3.50m	4.20m
高橋川	殿田橋	野々市市新庄	殿田橋	1.20m	1.28m
	馬替	金沢市馬替2丁目	馬替	1.60m	1.80m
大野川	機具橋	金沢市湊3丁目	機具橋	1.10m	1.20m
浅野川	天神橋	金沢市材木町	天神橋	2.20m	2.70m
河北潟	貯木場	金沢市湊1丁目地先	貯木場	1.20m	1.30m
	潟端	河北郡津幡町 太田	潟端	1.20m	1.30m
	八田	金沢市八田町	八田	1.20m	1.30m
金廊川	御所通学橋	金沢市御所町	御所通学橋	2.50m	3.10m
森下川	森本大橋	金沢市北森本町	森本大橋	3.60m	4.90m
津幡川	津幡川	河北郡津幡町杉瀬	津幡川	4.90m	6.18m
宇ノ気川	宇ノ気川	かほく市森	宇ノ気川	2.90m	3.26m
羽咋川	羽咋川の場	羽咋市の場町	的場	1.75m	2.05m
子浦川	吉野屋橋	羽咋郡宝達志水町子浦	吉野屋橋	12.40m	13.00m
米町川	梨谷小山橋	羽咋郡志賀町梨谷小山	梨谷小山橋	4.10m	4.70m
御波川	藤橋橋	七尾市西藤橋町末-17	藤橋橋	2.70m	3.00m
二宮川	落合橋	七尾市満仁町カ-14	落合橋	2.40m	2.80m
	二宮川橋	鹿島郡中能登町徳前14-1	二宮川橋	1.00m	1.60m
熊本川	加茂橋	七尾市中島町宮前イ-6	加茂橋	2.30m	2.80m
八ヶ川	広和橋	輪島市門前町和田	広和橋	1.70m	2.20m
河原田川	新橋	輪島市河井町	新橋	2.20m	2.80m
町野川	石井橋	鳳珠郡能登町 蓋川	石井橋	2.40m	3.20m
	明治橋	輪島市町野町 広江	明治橋	5.70m	6.10m
小又川	上野橋	鳳珠郡穴水町 川島	上野橋	2.40m	3.20m
若山川	板谷橋	珠洲市飯田町	板谷橋	1.60m	1.80m

5 水位情報の通知及び通知

- (1) (略)
(2) 水位情報周知河川における水位情報の発表の基準は、次のとおりである。

ア はん濫警戒情報（避難判断水位到達情報）
(略)

イ はん濫危険情報（はん濫危険水位到達情報）

対象水位観測所の水位がはん濫危険水位に達したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。

ウ はん濫発生情報

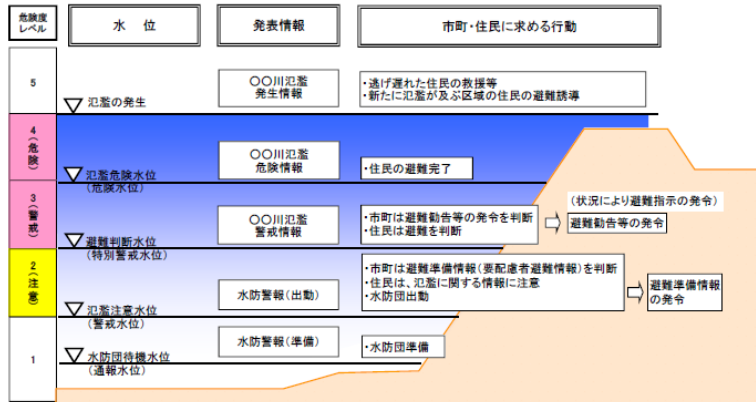
はん濫が発生したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。

(略)

河川名	観測所名	地 先 名	位 置	避難判断水位	はん濫危険水位
大聖寺川	敷地天神橋	加賀市大聖寺 天 下町	敷地天神橋	3.60m	4.57m
新堀川 (柴山湧)	片山津	加賀市片山津温泉5区	片山津温泉	1.20m	1.50m
勤橋川	勤橋大橋	加賀市勤橋町	勤橋大橋	2.50m	3.60m
前川	御幸橋	小松市今江町	御幸橋	1.60m	1.80m
八丁川	長野田橋	小松市長田町	長野田橋	3.40m	4.22m
鍋谷川	鍋谷川橋	能美市和気町	鍋谷川橋	18.60m	19.00m
犀川	下菊橋	金沢市清川町	下菊橋	2.00m	2.80m
	示野橋	金沢市袋島町	示野橋	3.50m	4.60m
安原川	安原大橋	金沢市上 安原 町	安原大橋	2.90m	3.70m
伏見川	山科	金沢市山科3丁目	山科	0.90m	1.60m
	米泉	金沢市米泉町	米泉	3.50m	4.20m
高橋川	殿田橋	石川郡野々市町新庄	殿田橋	1.60m	1.80m
	馬替	金沢市馬替2丁目	馬替	1.60m	1.80m
大野川	機具橋	金沢市湊3丁目	機具橋	1.10m	1.20m
浅野川	天神橋	金沢市材木町	天神橋	1.70m	2.20m
河北潟	貯木場(内)	金沢市湊1丁目地先	貯木場(内)	1.20m	1.30m
	潟端	河北郡津幡町 潟端	潟端	1.20m	1.30m
	八田	金沢市八田町	八田	1.20m	1.30m
金廊川	御所通学橋	金沢市御所町	御所通学橋	2.50m	3.10m
森下川	森本大橋	金沢市北森本町	森本大橋	3.60m	4.90m
津幡川	津幡川	河北郡津幡町杉瀬	津幡川	4.90m	6.18m
宇ノ気川	宇ノ気川	かほく市森	宇ノ気川	2.90m	3.26m
羽咋川	羽咋川の場	羽咋市の場町	的場	1.75m	2.05m
子浦川	吉野屋橋	羽咋郡宝達志水町子浦	吉野屋橋	12.40m	13.00m
米町川	梨谷小山橋	羽咋郡志賀町梨谷小山	梨谷小山橋	4.10m	4.70m
御波川	藤橋橋	七尾市西藤橋町末-17	藤橋橋	2.70m	3.00m
二宮川	落合橋	七尾市満仁町カ-14	落合橋	2.40m	2.80m
	二宮川橋	鹿島郡中能登町徳前14-1	二宮川橋	1.00m	1.60m
熊本川	加茂橋	七尾市中島町宮前イ-6	加茂橋	2.30m	2.80m
八ヶ川	広和橋	輪島市門前町 和瀬	広和橋	1.70m	2.20m
河原田川	新橋	輪島市河井町	新橋	2.20m	2.80m
町野川	石井橋	鳳珠郡能登町 石井	石井橋	2.40m	3.20m
	明治橋	輪島市町野町 山西	明治橋	5.70m	6.10m
小又川	上野橋	鳳珠郡穴水町 上野	上野橋	2.40m	3.20m
若山川	板谷橋	珠洲市飯田町	板谷橋	1.60m	1.80m

修正案

参考図



6 水防法及び気象業務法に定める洪水予報

手取川及び梯川について直轄管理区間を対象に、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、国土交通省金沢河川国道事務所と金沢地方気象台は、洪水注意報及び警報を発表する。

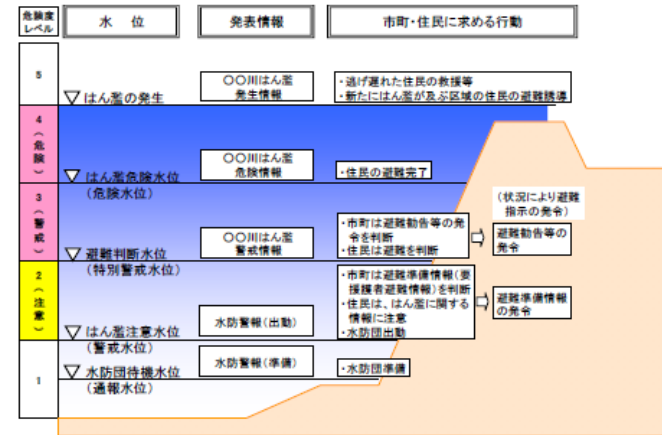
また、国土交通大臣は、直轄管理区間を対象に水防法第10条第3項の規定に基づき、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。

(1) 洪水予報の発表基準

種類	発表基準
手取川氾濫注意情報 梯川氾濫注意情報	下表の基準地点の水位が氾濫注意水位を超える洪水となることが予想されるとき発表する。
手取川氾濫警戒情報 梯川氾濫警戒情報	下表の基準地点の水位が氾濫危険水位程度もしくは、氾濫危険水位を超える洪水となることが予想される場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき発表する。
手取川氾濫危険情報 梯川氾濫危険情報	下表の基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき発表する。
手取川氾濫発生情報 梯川氾濫発生情報	氾濫が発生したとき発表する。

現行

参考図



6 水防法及び気象業務法に定める洪水予報

手取川及び梯川について直轄管理区間を対象に、水防法第10条第3項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、国土交通省金沢河川国道事務所と金沢地方気象台は、洪水注意報及び警報を発表する。

また、国土交通大臣は、直轄管理区間を対象に水防法第10条第4項の規定に基づき、当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。

(1) 洪水予報の発表基準

種類	発表基準
手取川はん濫注意情報 梯川はん濫注意情報	下表の基準地点の水位がはん濫注意水位を超える洪水となることが予想されるとき発表する。
手取川はん濫警戒情報 梯川はん濫警戒情報	下表の基準地点の水位がはん濫危険水位程度もしくは、はん濫危険水位を超える洪水となることが予想される場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき発表する。
手取川はん濫危険情報 梯川はん濫危険情報	下表の基準地点の水位がはん濫危険水位に到達したとき発表する。
手取川はん濫発生情報 梯川はん濫発生情報	はん濫が発生したとき発表する。

修正案	現行	備考																																																
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 基準点と基準水位</p> <table border="1" data-bbox="136 419 887 523"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点名</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手取川</td> <td>鶴来</td> <td>0.90m</td> <td>1.40m</td> <td>2.30m</td> <td>3.00m</td> </tr> <tr> <td>梯川</td> <td>埴田</td> <td>2.00m</td> <td>2.50m</td> <td>3.60m</td> <td>4.20m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 浸水想定区域の指定</p> <table border="1" data-bbox="150 668 862 767"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>氾濫した場合に浸水が想定される区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手取川</td> <td>白山市、小松市、能美市、野々市市、川北町 以上4市1町</td> </tr> <tr> <td>梯川</td> <td>小松市、能美市 以上2市</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 (略)</p> <p>8 噴火警報等</p> <p>(1) 噴火警報・予報</p> <p>ア 噴火警報・予報の種類</p> <p>(7)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 降灰予報</p> <p><u>気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターが発表する予報。噴煙の火口からの高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等</p> <p>(ア) 噴火警戒レベルが運用されている火山 (略)</p> <p>(イ) 噴火警戒レベルが運用されていない火山 (略)</p>	河川名	基準地点名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	手取川	鶴来	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m	梯川	埴田	2.00m	2.50m	3.60m	4.20m	河川名	氾濫した場合に浸水が想定される区域	手取川	白山市、小松市、能美市、野々市市、川北町 以上4市1町	梯川	小松市、能美市 以上2市	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 基準点と基準水位</p> <table border="1" data-bbox="1104 405 1890 515"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点名</th> <th>水防団待機水位</th> <th>はん濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>はん濫危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手取川</td> <td>鶴来</td> <td>0.90m</td> <td>1.40m</td> <td>2.30m</td> <td>3.00m</td> </tr> <tr> <td>梯川</td> <td>埴田</td> <td>2.00m</td> <td>2.50m</td> <td>3.00m</td> <td>3.60m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 浸水想定区域の指定</p> <table border="1" data-bbox="1115 659 1881 764"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>はん濫した場合に浸水が想定される区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手取川</td> <td>白山市、小松市、能美市、野々市町、川北町 以上3市2町</td> </tr> <tr> <td>梯川</td> <td>小松市、能美市 以上2市</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 (略)</p> <p>8 噴火警報等</p> <p>(1) 噴火警報・予報</p> <p>ア 噴火警報・予報の種類</p> <p>(7)～(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等</p> <p>(ア) 噴火警戒レベル導入火山 (略)</p> <p>(イ) 噴火警戒レベル導入火山 (略)</p>	河川名	基準地点名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	手取川	鶴来	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m	梯川	埴田	2.00m	2.50m	3.00m	3.60m	河川名	はん濫した場合に浸水が想定される区域	手取川	白山市、小松市、能美市、野々市町、川北町 以上3市2町	梯川	小松市、能美市 以上2市	
河川名	基準地点名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位																																													
手取川	鶴来	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m																																													
梯川	埴田	2.00m	2.50m	3.60m	4.20m																																													
河川名	氾濫した場合に浸水が想定される区域																																																	
手取川	白山市、小松市、能美市、野々市市、川北町 以上4市1町																																																	
梯川	小松市、能美市 以上2市																																																	
河川名	基準地点名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位																																													
手取川	鶴来	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m																																													
梯川	埴田	2.00m	2.50m	3.00m	3.60m																																													
河川名	はん濫した場合に浸水が想定される区域																																																	
手取川	白山市、小松市、能美市、野々市町、川北町 以上3市2町																																																	
梯川	小松市、能美市 以上2市																																																	

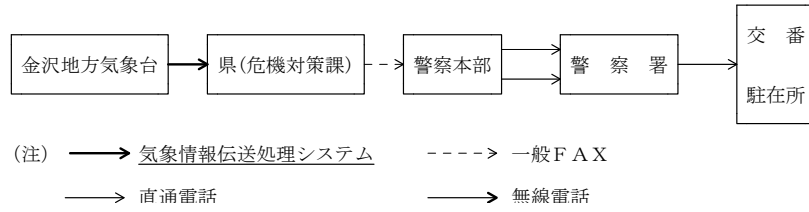
修正案	現行	備考
<p>(2) 火山現象に関する情報等 <u>噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。</u> ア 火山の状況に関する解説情報 <u>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。</u></p> <p>イ 火山活動解説資料 <u>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。</u></p> <p>ウ 週間火山概況 <u>過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。</u></p> <p>エ 月間火山概況 <u>毎月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。</u></p> <p>オ 噴火に関する火山観測報 <u>噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。</u></p> <p>9 土砂災害警戒情報 <u>土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、市町長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町を特定して石川県と金沢地方気象台が共同で発表する。</u></p> <p>(1) (略) (2) 発表基準 <u>土砂災害発生危険基準に達すると予想した時、石川県と金沢地方気象台が協議して発表する。</u> (3) 地震等発生時の暫定基準 (略) <u>土砂災害警戒情報閾値分布図</u> (図略)</p> <p>10～11 (略) 第4節 (略)</p>	<p>(2) 火山情報等</p> <p>ア 火山の状況に関する解説情報 <u>火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に、気象庁火山監視・情報センターが発表する。</u></p> <p>イ 火山活動解説資料 <u>防災活動の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で、気象庁火山監視・情報センターが毎月又は必要に応じて作成し、発表する。</u></p> <p>9 土砂災害警戒情報 <u>土砂災害警戒情報は、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう石川県と金沢地方気象台が共同で発表する。</u></p> <p>(1) (略) (2) 発表基準 <u>大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、石川県監視基準に達した時、協議して発表する。</u> (3) 地震等発生時の暫定基準 (略) <u>石川県監視基準</u> (図略)</p> <p>10～11 (略) 第4節 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>第5節 災害予警報別の伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 気象警報等の伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、石川県総合防災情報システム、ファクシミリ通信網等により速やかに関係機関及び市町へ伝達する。 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、<u>防災行政無線等を使用し、直ちに住民及び関係機関へ周知する。なお、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>◇気象警報等各種伝達系統について◇ 別図1 金沢地方気象台が発表する気象警報等伝達系統図</p> <p>(凡例) → 気象情報伝送処理システム ---> インターネット(注) → 防災情報提供システム → 各機関伝達手段</p> <p>(注) 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、従前の情報伝達に加えて、インターネットを活用した防災情報提供システムにより石川県、市町等に提供している補助的な伝達手段である。</p>	<p>第5節 災害予警報別の伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 気象警報等の伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、石川県総合防災情報システム、ファクシミリ通信網等により速やかに関係機関及び市町へ伝達する。 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより直ちに住民及び関係機関へ周知する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>◇気象警報等各種伝達系統について◇ 別図1 金沢地方気象台が発表する気象警報等伝達系統図</p> <p>(凡例) → 東アデス回線 ---> インターネット(注) → 防災情報提供システム → 各機関伝達手段</p> <p>(注) 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、従前の情報伝達に加えて、インターネットを活用した防災情報提供システムにより石川県、市町等に提供している補助的な伝達手段である。</p>	

修正案	現行	備考
<p>別図2 (略) 別図3 県(危機対策課)を中心とする気象警報等伝達系統図</p> <p>(注) ———→ 気象情報伝送処理システム ----> 衛星通信(一斉FAX) - - - -> 無線通信 ———→ 一般FAX ———→ 一般電話、その他 降雪期は11月1日から3月31日まで、出水期は4月1日から10月31日まで</p>	<p>別図2 (略) 別図3 県(危機対策課)を中心とする気象警報等伝達系統図</p> <p>(注) ———→ 防災情報提供システム ----> 衛星通信(一斉FAX) - - - -> 無線通信 ———→ 一般FAX ———→ 一般電話、その他 降雪期は11月1日から3月31日まで、出水期は4月1日から10月31日まで</p>	

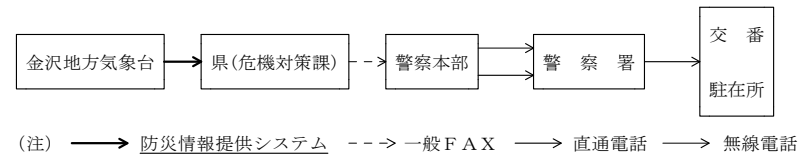
修正案

別図4 警察本部を中心とする気象警報等伝達系統図



現行

別図4 警察本部を中心とする気象警報等伝達系統図



別図5 西日本電信電話株式会社の市町別伝達警報種類一覧表

支店名	担当区域	通報すべき警報種類			
		波浪	高潮	気象	洪水
西日本電信電話㈱	金沢市	○	○	○	○
	七尾市	○	○	○	○
	小松市	○	○	○	○
	輪島市	○	○	○	○
	珠洲市	○	○	○	○
	加賀市	○	○	○	○
	羽咋市	○	○	○	○
	かほく市	○	○	○	○
	白山市	○	○	○	○
	能美市	○	○	○	○
	川北町			○	○
	野々市市			○	○
	津幡町			○	○
	内灘町	○	○	○	○
	志賀町	○	○	○	○
	宝達志水町	○	○	○	○
	中能登町			○	○
	穴水町	○	○	○	○
	能登町	○	○	○	○

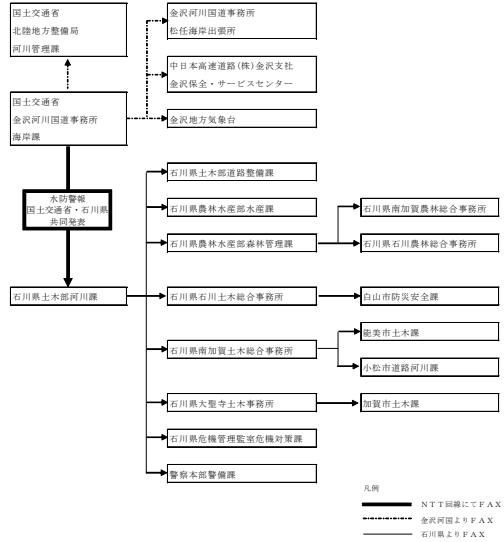
別図5 西日本電信電話株式会社の市町別伝達警報種類一覧表

支店名	担当区域	通報すべき警報種類			
		波浪	高潮	気象	洪水
西日本電信電話㈱	金沢市	○	○	○	○
	七尾市	○	○	○	○
	小松市	○	○	○	○
	輪島市	○	○	○	○
	珠洲市	○	○	○	○
	加賀市	○	○	○	○
	羽咋市	○	○	○	○
	かほく市	○	○	○	○
	白山市	○	○	○	○
	能美市	○	○	○	○
	川北町			○	○
	野々市市			○	○
	津幡町			○	○
	内灘町	○	○	○	○
	志賀町	○	○	○	○
	宝達志水町	○	○	○	○
	中能登町			○	○
	穴水町	○	○	○	○
	能登町	○	○	○	○

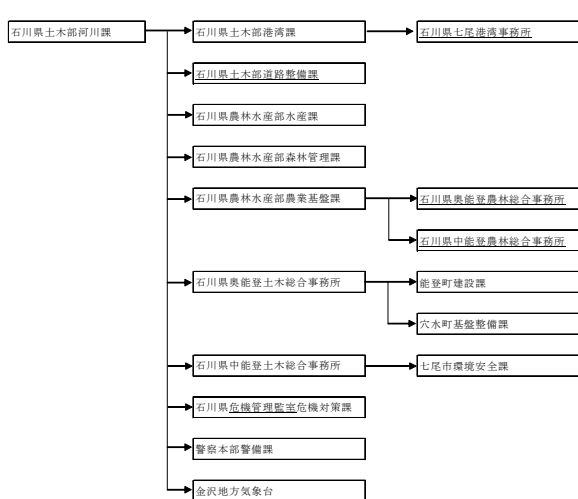
修正案	現行	備考
<p>梯川水防警報伝達系統図</p> <p>水防警報及び避難判断水位到達情報等伝達系統図</p>	<p>現行</p> <p>現行</p>	<p>備考</p>

修正案

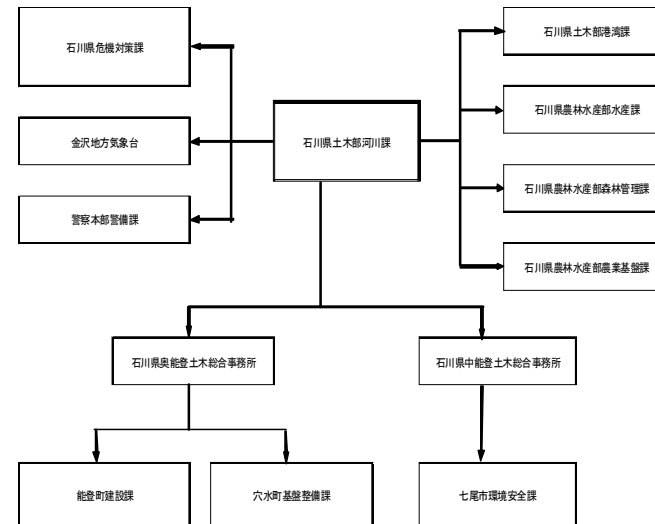
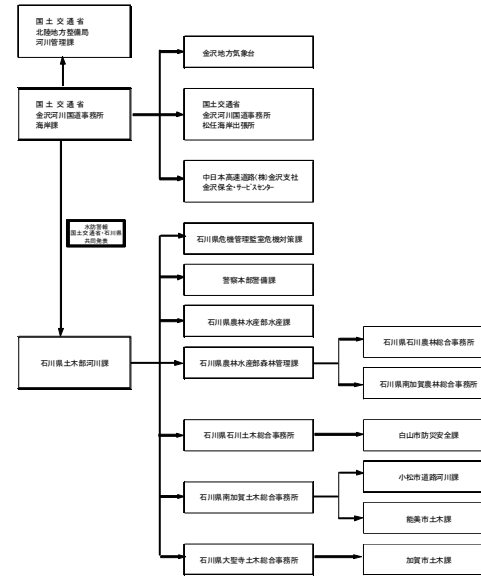
加越沿岸水防警報伝達系統図



能登内浦沿岸水防警報伝達系統図



現 行



備 考

修正案	現行	備考
<p>4 洪水予報の伝達 洪水予報の伝達体制は次のとおりとする。 (1) 手取川</p> <p>共同発表</p> <p>凡例 情報システム及び光ネットワーク並びに専用電話 防災情報提供システム 気象情報伝送処理システム NTT回線にてFAX 金沢河川上りFAX 石川県上りFAX ※ 金沢地方気象台が洪水警報を発表している時は重複して伝達しない</p>	<p>4 洪水予報の伝達 洪水予報の伝達体制は次のとおりとする。 (1) 手取川</p> <p>共同発表</p> <p>凡例 情報システム及び光ネットワーク並びに専用電話 防災情報提供システム 気象情報伝送処理システム FAX NTT回線にてFAX 金沢河川上りFAX 石川県上りFAX ※ 金沢地方気象台が洪水警報を発表している時は重複して伝達しない</p>	

修正案	現行	備考																																																		
<p>5 (略)</p> <p>6 気象注意報等及び火災気象通報の伝達 (1) (略) (2) 県が行う市町への伝達については、災害状況等により、伝達すべき注意報及び情報の取捨選択をすることができるものとし、<u>火災気象通報の解除</u>については、原則として行わない。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>9～11 (略)</p> <p>第6節 災害情報の収集・伝達</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 収集すべき情報 (1)～(2) (略) (3) 速報及び被害状況等の報告様式 ア～タ (略) チ 避難勧告・指示</p> <p style="text-align: center;">(年 月 日 時 分報告)</p> <table border="1" data-bbox="132 943 871 1048"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名</th> <th rowspan="2">勧告・指示日時</th> <th colspan="2">避難所</th> <th colspan="3">世帯主</th> <th rowspan="2">世帯人員</th> <th rowspan="2">避難の理由</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>住所</th> <th>場所・施設名</th> <th>住所</th> <th>氏名</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ツ (略) (以下略)</p> <p>第7節 通信手段の確保</p> <p>1 (略) 2 通信手段の利用方法等 (1)～(2) (略) (3) 非常通信 ア 専用通信施設の利用 (略) (7) (略)</p>	市町村名	勧告・指示日時	避難所		世帯主			世帯人員	避難の理由	備考	住所	場所・施設名	住所	氏名	年齢											<p>5 (略)</p> <p>6 気象注意報等及び火災気象通報の伝達 (1) (略) (2) 県が行う市町への伝達については、災害状況等により、伝達すべき注意報及び情報の取捨選択をすることができるものとし、<u>解除</u>については、原則として行わない。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>9～11 (略)</p> <p>第6節 災害情報の収集・伝達</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 収集すべき情報 (1)～(2) (略) (3) 速報及び被害状況等の報告様式 ア～タ (略) チ 避難勧告・指示</p> <p style="text-align: center;">(年 月 日 時 分報告)</p> <table border="1" data-bbox="1099 943 1906 1059"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名</th> <th rowspan="2">勧告・指示日時</th> <th colspan="2">避難場所</th> <th colspan="3">世帯主</th> <th rowspan="2">世帯人員</th> <th rowspan="2">避難の理由</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>住所</th> <th>場所・施設名</th> <th>住所</th> <th>氏名</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ツ (略) (以下略)</p> <p>第7節 通信手段の確保</p> <p>1 (略) 2 通信手段の利用方法等 (1)～(2) (略) (3) 非常通信 ア 専用通信施設の利用 (略) (7) (略)</p>	市町村名	勧告・指示日時	避難場所		世帯主			世帯人員	避難の理由	備考	住所	場所・施設名	住所	氏名	年齢											
市町村名			勧告・指示日時	避難所		世帯主					世帯人員	避難の理由	備考																																							
	住所	場所・施設名		住所	氏名	年齢																																														
市町村名	勧告・指示日時	避難場所		世帯主			世帯人員	避難の理由	備考																																											
		住所	場所・施設名	住所	氏名	年齢																																														

修正案	現行	備考																																																																																																																																	
<p>(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名</p> <table border="1" data-bbox="241 331 860 1398"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>連絡担当者</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸総合通信局</td> <td>無線通信部陸上課 上席電波検査官</td> <td>〒920-8795 金沢市広坂2-2-60</td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局</td> <td>金沢河川国道事務所</td> <td>〒920-8648 石川県金沢市西念4-23-5</td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局</td> <td>金沢港湾・空港整備事務所 沿岸防災対策官</td> <td>〒920-0331 石川県金沢市大野町4-2-1</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路株式会社金沢支社</td> <td>施設チームサブリーダー</td> <td>〒920-0365 金沢市神野町東170</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンクテレコム株式会社</td> <td>保全運用本部 関西ネットワークセンター 金沢保全課長</td> <td>〒921-8013 金沢市新神田1-1-16</td> </tr> <tr> <td>KDD I 株式会社</td> <td>フィールドグループ グループリーダー</td> <td>〒920-0332 金沢市無量寺町ハ45</td> </tr> <tr> <td>株式会社NTTドコモ北陸支社</td> <td>ネットワーク部 災害対策室課長</td> <td>〒920-8202 金沢市西都1-5</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンクモバイル株式会社</td> <td>保全運用本部 関西ネットワークセンター 金沢保全課長</td> <td>〒921-8013 金沢市新神田1-1-16</td> </tr> <tr> <td>北陸電力株式会社</td> <td>石川支店 金沢電力部電子通信課</td> <td>〒920-0052 石川県金沢市薬師堂町ハ16</td> </tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社金沢支社</td> <td>電気課課員</td> <td>〒920-0005 金沢市高柳町9-1-1</td> </tr> <tr> <td>北陸漁業無線協会</td> <td>事務局長</td> <td>〒927-0553 石川県鳳珠郡能登町小木8-48 (石川県無線漁業協同組合)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人北陸自動車無線協会</td> <td>事務局長</td> <td>〒920-0901 石川県金沢市彦三町2-5-27 名鉄北陸開発ビル7階</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人移動無線センター 近畿センター北陸事務所</td> <td>主任</td> <td>〒920-0031 金沢市広岡1-5-23 金沢第1ビル6F</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>危機管理監室 危機対策課 防災システムグループ</td> <td>〒920-8580 金沢市鞍月1-1</td> </tr> <tr> <td>中部管区警察局石川県情報通信部</td> <td>情報通信部 機動通信課課長補佐</td> <td>〒920-8553 金沢市鞍月1-1</td> </tr> <tr> <td>金沢地方气象台</td> <td>観測予報(技術専門官) (通信担当)</td> <td>〒920-0026 金沢市西念町3-4-1</td> </tr> <tr> <td>金沢刑務所</td> <td>処遇部処遇部門 統制矯正処遇官(第一担当)</td> <td>〒920-1182 金沢市田上町公1</td> </tr> <tr> <td>石川県警察本部</td> <td>通信指令室担当</td> <td>〒920-8553 金沢市鞍月1-1</td> </tr> <tr> <td>石川県消防長会</td> <td>金沢市消防局 情報指令課担当課長</td> <td>〒921-8042 金沢市泉本町7-9-2 (金沢市消防局内)</td> </tr> <tr> <td>金沢市</td> <td>危機管理課課長補佐</td> <td>〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>七尾市</td> <td>防災交通課</td> <td>〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地</td> </tr> </tbody> </table>	所 属	連絡担当者	所 在 地	北陸総合通信局	無線通信部陸上課 上席電波検査官	〒920-8795 金沢市広坂2-2-60	北陸地方整備局	金沢河川国道事務所	〒920-8648 石川県金沢市西念4-23-5	北陸地方整備局	金沢港湾・空港整備事務所 沿岸防災対策官	〒920-0331 石川県金沢市大野町4-2-1	中日本高速道路株式会社金沢支社	施設チームサブリーダー	〒920-0365 金沢市神野町東170	ソフトバンクテレコム株式会社	保全運用本部 関西ネットワークセンター 金沢保全課長	〒921-8013 金沢市新神田1-1-16	KDD I 株式会社	フィールドグループ グループリーダー	〒920-0332 金沢市無量寺町ハ45	株式会社NTTドコモ北陸支社	ネットワーク部 災害対策室課長	〒920-8202 金沢市西都1-5	ソフトバンクモバイル株式会社	保全運用本部 関西ネットワークセンター 金沢保全課長	〒921-8013 金沢市新神田1-1-16	北陸電力株式会社	石川支店 金沢電力部電子通信課	〒920-0052 石川県金沢市薬師堂町ハ16	西日本旅客鉄道株式会社金沢支社	電気課課員	〒920-0005 金沢市高柳町9-1-1	北陸漁業無線協会	事務局長	〒927-0553 石川県鳳珠郡能登町小木8-48 (石川県無線漁業協同組合)	一般社団法人北陸自動車無線協会	事務局長	〒920-0901 石川県金沢市彦三町2-5-27 名鉄北陸開発ビル7階	一般財団法人移動無線センター 近畿センター北陸事務所	主任	〒920-0031 金沢市広岡1-5-23 金沢第1ビル6F	石川県	危機管理監室 危機対策課 防災システムグループ	〒920-8580 金沢市鞍月1-1	中部管区警察局石川県情報通信部	情報通信部 機動通信課課長補佐	〒920-8553 金沢市鞍月1-1	金沢地方气象台	観測予報(技術専門官) (通信担当)	〒920-0026 金沢市西念町3-4-1	金沢刑務所	処遇部処遇部門 統制矯正処遇官(第一担当)	〒920-1182 金沢市田上町公1	石川県警察本部	通信指令室担当	〒920-8553 金沢市鞍月1-1	石川県消防長会	金沢市消防局 情報指令課担当課長	〒921-8042 金沢市泉本町7-9-2 (金沢市消防局内)	金沢市	危機管理課課長補佐	〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号	七尾市	防災交通課	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地	<p>(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名</p> <table border="1" data-bbox="1155 331 1886 1398"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>連絡担当者</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸総合通信局</td> <td>無線通信部陸上課 上席電波検査官</td> <td>〒920-8795 金沢市広坂2-2-60</td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局</td> <td>金沢河川国道事務所</td> <td>〒920-8648 石川県金沢市西念4-23-5</td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局</td> <td>金沢港湾・空港整備事務所 沿岸防災対策官</td> <td>〒920-0331 石川県金沢市大野町4-2-1</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路株式会社金沢支社</td> <td>施設チームサブリーダー</td> <td>〒920-0365 金沢市神野町東170</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンクテレコム株式会社</td> <td>ネットワーク運用本部 関西第2ネットワークセンター 金沢保全2課長</td> <td>〒921-8013 金沢市新神田1-1-16</td> </tr> <tr> <td>KDD I 株式会社</td> <td>課長(フィールド担当)</td> <td>〒920-0332 金沢市無量寺町ハ45</td> </tr> <tr> <td>株式会社NTTドコモ北陸</td> <td>災害対策室主査</td> <td>〒920-8202 金沢市西都1-5</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンクモバイル株式会社</td> <td>ネットワーク運用本部 関西第2ネットワークセンター 金沢保全1課長</td> <td>〒921-8013 金沢市新神田1-1-16</td> </tr> <tr> <td>北陸電力株式会社</td> <td>石川支店 金沢電力部電子通信課</td> <td>〒920-0052 石川県金沢市薬師堂町ハ16</td> </tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社金沢支社</td> <td>電気課主査</td> <td>〒920-0005 金沢市高柳町9-1-1</td> </tr> <tr> <td>北陸漁業無線協会</td> <td>事務局長</td> <td>〒927-0553 石川県鳳珠郡能登町小木12-1 (石川県無線漁業協同組合)</td> </tr> <tr> <td>財団法人近畿移動無線センター 北陸事務所</td> <td>技術課長</td> <td>〒920-0031 金沢市広岡1-5-23 金沢第1ビル6F</td> </tr> <tr> <td>社団法人日本アマチュア無線 連盟 北陸地方本部</td> <td>本部長</td> <td>〒924-0032 白山市村井町217</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>総務部危機管理監室 危機対策課</td> <td>〒920-8580 金沢市鞍月1-1</td> </tr> <tr> <td>中部管区警察局石川県情報通信部</td> <td>機動通信課補佐</td> <td>〒920-8553 金沢市鞍月1-1</td> </tr> <tr> <td>金沢地方气象台</td> <td>技術課技術専門官 (無線通信担当)</td> <td>〒920-0026 金沢市西念町3-4-1</td> </tr> <tr> <td>金沢刑務所</td> <td>処遇部処遇部門 統制矯正処遇官 首席矯正 正処遇官</td> <td>〒920-1182 金沢市田上町公1</td> </tr> <tr> <td>石川県警察本部</td> <td>通信指令課担当</td> <td>〒920-8553 金沢市鞍月1-1</td> </tr> <tr> <td>石川県消防長会</td> <td>金沢市消防局 統制指令 課担当課長</td> <td>〒921-8042 金沢市泉本町7-9-2 (金沢市消防局内)</td> </tr> <tr> <td>小松市</td> <td>参与</td> <td>〒923-8650 小松市小馬出91</td> </tr> </tbody> </table>	所 属	連絡担当者	所 在 地	北陸総合通信局	無線通信部陸上課 上席電波検査官	〒920-8795 金沢市広坂2-2-60	北陸地方整備局	金沢河川国道事務所	〒920-8648 石川県金沢市西念4-23-5	北陸地方整備局	金沢港湾・空港整備事務所 沿岸防災対策官	〒920-0331 石川県金沢市大野町4-2-1	中日本高速道路株式会社金沢支社	施設チームサブリーダー	〒920-0365 金沢市神野町東170	ソフトバンクテレコム株式会社	ネットワーク運用本部 関西第2ネットワークセンター 金沢保全2課長	〒921-8013 金沢市新神田1-1-16	KDD I 株式会社	課長(フィールド担当)	〒920-0332 金沢市無量寺町ハ45	株式会社NTTドコモ北陸	災害対策室主査	〒920-8202 金沢市西都1-5	ソフトバンクモバイル株式会社	ネットワーク運用本部 関西第2ネットワークセンター 金沢保全1課長	〒921-8013 金沢市新神田1-1-16	北陸電力株式会社	石川支店 金沢電力部電子通信課	〒920-0052 石川県金沢市薬師堂町ハ16	西日本旅客鉄道株式会社金沢支社	電気課主査	〒920-0005 金沢市高柳町9-1-1	北陸漁業無線協会	事務局長	〒927-0553 石川県鳳珠郡能登町小木12-1 (石川県無線漁業協同組合)	財団法人近畿移動無線センター 北陸事務所	技術課長	〒920-0031 金沢市広岡1-5-23 金沢第1ビル6F	社団法人日本アマチュア無線 連盟 北陸地方本部	本部長	〒924-0032 白山市村井町217	石川県	総務部危機管理監室 危機対策課	〒920-8580 金沢市鞍月1-1	中部管区警察局石川県情報通信部	機動通信課補佐	〒920-8553 金沢市鞍月1-1	金沢地方气象台	技術課技術専門官 (無線通信担当)	〒920-0026 金沢市西念町3-4-1	金沢刑務所	処遇部処遇部門 統制矯正処遇官 首席矯正 正処遇官	〒920-1182 金沢市田上町公1	石川県警察本部	通信指令課担当	〒920-8553 金沢市鞍月1-1	石川県消防長会	金沢市消防局 統制指令 課担当課長	〒921-8042 金沢市泉本町7-9-2 (金沢市消防局内)	小松市	参与	〒923-8650 小松市小馬出91	
所 属	連絡担当者	所 在 地																																																																																																																																	
北陸総合通信局	無線通信部陸上課 上席電波検査官	〒920-8795 金沢市広坂2-2-60																																																																																																																																	
北陸地方整備局	金沢河川国道事務所	〒920-8648 石川県金沢市西念4-23-5																																																																																																																																	
北陸地方整備局	金沢港湾・空港整備事務所 沿岸防災対策官	〒920-0331 石川県金沢市大野町4-2-1																																																																																																																																	
中日本高速道路株式会社金沢支社	施設チームサブリーダー	〒920-0365 金沢市神野町東170																																																																																																																																	
ソフトバンクテレコム株式会社	保全運用本部 関西ネットワークセンター 金沢保全課長	〒921-8013 金沢市新神田1-1-16																																																																																																																																	
KDD I 株式会社	フィールドグループ グループリーダー	〒920-0332 金沢市無量寺町ハ45																																																																																																																																	
株式会社NTTドコモ北陸支社	ネットワーク部 災害対策室課長	〒920-8202 金沢市西都1-5																																																																																																																																	
ソフトバンクモバイル株式会社	保全運用本部 関西ネットワークセンター 金沢保全課長	〒921-8013 金沢市新神田1-1-16																																																																																																																																	
北陸電力株式会社	石川支店 金沢電力部電子通信課	〒920-0052 石川県金沢市薬師堂町ハ16																																																																																																																																	
西日本旅客鉄道株式会社金沢支社	電気課課員	〒920-0005 金沢市高柳町9-1-1																																																																																																																																	
北陸漁業無線協会	事務局長	〒927-0553 石川県鳳珠郡能登町小木8-48 (石川県無線漁業協同組合)																																																																																																																																	
一般社団法人北陸自動車無線協会	事務局長	〒920-0901 石川県金沢市彦三町2-5-27 名鉄北陸開発ビル7階																																																																																																																																	
一般財団法人移動無線センター 近畿センター北陸事務所	主任	〒920-0031 金沢市広岡1-5-23 金沢第1ビル6F																																																																																																																																	
石川県	危機管理監室 危機対策課 防災システムグループ	〒920-8580 金沢市鞍月1-1																																																																																																																																	
中部管区警察局石川県情報通信部	情報通信部 機動通信課課長補佐	〒920-8553 金沢市鞍月1-1																																																																																																																																	
金沢地方气象台	観測予報(技術専門官) (通信担当)	〒920-0026 金沢市西念町3-4-1																																																																																																																																	
金沢刑務所	処遇部処遇部門 統制矯正処遇官(第一担当)	〒920-1182 金沢市田上町公1																																																																																																																																	
石川県警察本部	通信指令室担当	〒920-8553 金沢市鞍月1-1																																																																																																																																	
石川県消防長会	金沢市消防局 情報指令課担当課長	〒921-8042 金沢市泉本町7-9-2 (金沢市消防局内)																																																																																																																																	
金沢市	危機管理課課長補佐	〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号																																																																																																																																	
七尾市	防災交通課	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地																																																																																																																																	
所 属	連絡担当者	所 在 地																																																																																																																																	
北陸総合通信局	無線通信部陸上課 上席電波検査官	〒920-8795 金沢市広坂2-2-60																																																																																																																																	
北陸地方整備局	金沢河川国道事務所	〒920-8648 石川県金沢市西念4-23-5																																																																																																																																	
北陸地方整備局	金沢港湾・空港整備事務所 沿岸防災対策官	〒920-0331 石川県金沢市大野町4-2-1																																																																																																																																	
中日本高速道路株式会社金沢支社	施設チームサブリーダー	〒920-0365 金沢市神野町東170																																																																																																																																	
ソフトバンクテレコム株式会社	ネットワーク運用本部 関西第2ネットワークセンター 金沢保全2課長	〒921-8013 金沢市新神田1-1-16																																																																																																																																	
KDD I 株式会社	課長(フィールド担当)	〒920-0332 金沢市無量寺町ハ45																																																																																																																																	
株式会社NTTドコモ北陸	災害対策室主査	〒920-8202 金沢市西都1-5																																																																																																																																	
ソフトバンクモバイル株式会社	ネットワーク運用本部 関西第2ネットワークセンター 金沢保全1課長	〒921-8013 金沢市新神田1-1-16																																																																																																																																	
北陸電力株式会社	石川支店 金沢電力部電子通信課	〒920-0052 石川県金沢市薬師堂町ハ16																																																																																																																																	
西日本旅客鉄道株式会社金沢支社	電気課主査	〒920-0005 金沢市高柳町9-1-1																																																																																																																																	
北陸漁業無線協会	事務局長	〒927-0553 石川県鳳珠郡能登町小木12-1 (石川県無線漁業協同組合)																																																																																																																																	
財団法人近畿移動無線センター 北陸事務所	技術課長	〒920-0031 金沢市広岡1-5-23 金沢第1ビル6F																																																																																																																																	
社団法人日本アマチュア無線 連盟 北陸地方本部	本部長	〒924-0032 白山市村井町217																																																																																																																																	
石川県	総務部危機管理監室 危機対策課	〒920-8580 金沢市鞍月1-1																																																																																																																																	
中部管区警察局石川県情報通信部	機動通信課補佐	〒920-8553 金沢市鞍月1-1																																																																																																																																	
金沢地方气象台	技術課技術専門官 (無線通信担当)	〒920-0026 金沢市西念町3-4-1																																																																																																																																	
金沢刑務所	処遇部処遇部門 統制矯正処遇官 首席矯正 正処遇官	〒920-1182 金沢市田上町公1																																																																																																																																	
石川県警察本部	通信指令課担当	〒920-8553 金沢市鞍月1-1																																																																																																																																	
石川県消防長会	金沢市消防局 統制指令 課担当課長	〒921-8042 金沢市泉本町7-9-2 (金沢市消防局内)																																																																																																																																	
小松市	参与	〒923-8650 小松市小馬出91																																																																																																																																	

修正案			現行			備考
所 属	連絡担当者	所在地	所 属	連絡担当者	所在地	
小松市	防災安全センター長	〒923-8650 小松市小馬出91	加賀市	行財政課係長	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41	
輪島市	防災対策課防災対策係長	〒928-8525 輪島市ニツ屋町2字29番地	輪島市	交通防災対策係長	〒928-8525 輪島市ニツ屋町2字29	
珠洲市	危機管理室係長	〒927-1295 珠洲市上戸町北方1字6番地の2	珠洲市	総務課主査	〒927-1295 珠洲市上戸町北方1字6-2	
加賀市	防災防犯対策室主査	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41	内灘町	総務課主査	〒920-0292 河北郡内灘町字大学1-2-1	
羽咋市	地域防災係長	〒925-8501 羽咋市旭町ア200	穴水町	総務課主幹	〒927-8601 鳳珠郡穴水町字川島ラ174	
かほく市	市民生活課長	〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地	西日本電信電話株式会社金沢支店	サービス運営担当主査	〒920-0963 金沢市出羽町4-1	
白山市	防災安全課消防防災係長	〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地	日本放送協会金沢放送局	技術 副部長	〒920-8644 金沢市大手町14-1	
能美市	防災対策室	〒923-1297 能美市来丸町1110	北陸放送株式会社	技術局技師長	〒920-8560 金沢市本多町3-2-1	
野々市市	環境安全課課長補佐	〒921-8510 野々市市三納1丁目1番地	石川テレビ放送株式会社	技術部長	〒920-0388 金沢市観音堂町チ18	
川北町	総務課係長	〒923-1295 能美郡川北町荻ツ屋174番地	株式会社テレビ金沢	編成技術本部技術センター長兼技術部長	〒920-0386 金沢市古府2丁目136	
津幡町	総務課課長補佐	〒929-0393 河北郡津幡町加賀爪ニ3番地	北陸朝日放送株式会社	技術局長	〒920-0393 金沢市松島1丁目32-2	
内灘町	総務課防災担当	〒920-0292 河北郡内灘町字大学1-2-1	株式会社エフエム石川	放送部主任	〒920-8605 金沢市彦三町2丁目1-45	
志賀町	情報推進課担当	〒925-0198 羽咋郡志賀町末吉千古1-1	株式会社テレビ小松	取締役技術局長	〒923-0918 小松市京町63	
宝達志水町	環境安全課課長補佐	〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1	株式会社あさがおテレビ	放送部部长	〒924-0871 白山市西新町235-1	
中能登町	総務課主査	〒929-1792 鹿島郡中能登町末坂9-46	加賀ケーブルテレビ株式会社	総括	〒922-0423 加賀市作見町ホ58-1	
穴水町	生活環境課係長	〒927-8601 鳳珠郡穴水町字川島ラ174	株式会社北陸アイティエス	メディア事業部次長	〒920-0964 金沢市本多町3-2-1	
能登町	総務課係長	〒927-0492 能登町宇字出津1字197番地1	株式会社北國新聞社	電算部主任（機報担当）	〒920-8588 金沢市香林坊2-5-1	
西日本電信電話株式会社金沢支店	グループマネジメント担当主査	〒920-0963 金沢市出羽町4-1	株式会社中日新聞社北陸本社	制作部長	〒920-8573 金沢市駅西本町2-12-30	
日本放送協会金沢放送局	技術部 副部長	〒920-8644 金沢市大手町14-1	株式会社朝日新聞社金沢総局	大阪本社制作セクション無線担当	〒920-0981 金沢市片町1-1-30	
北陸放送株式会社	技術局技師長	〒920-8560 金沢市本多町3-2-1		〒530-8211 大阪市北区中之島3-2-4		
			株式会社毎日新聞社北陸総局	無線担当主任	〒920-0031 金沢市広岡1-2-20	
			株式会社読売新聞東京本社金沢支局	支局長	〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス金沢1階	
			社団法人共同通信社金沢支局	支局長	〒920-0961 金沢市香林坊2-5-1	
			日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐	〒920-8678 金沢市香林坊2丁目3-28	
			株式会社北國銀行	総務部総務課課長代理	〒920-8670 金沢市下堤町1	
			日本赤十字社石川県支部	事業推進課長	〒920-8201 石川県金沢市鞍月東2-48	

修正案

所 属	連絡担当者	所 在 地
石川テレビ放送株式会社	技術部長	〒920-0388 金沢市観音堂町チ18
株式会社テレビ金沢	技術局 局次長 兼システム管理室長	〒920-0386 金沢市古府2丁目136
北陸朝日放送株式会社	技術局長	〒920-0393 金沢市松島1丁目32-2
株式会社エフエム石川	放送部長代理	〒920-8605 金沢市彦三町2丁目1-45
株式会社テレビ小松	常務取締役	〒923-0918 小松市園町ホ133番地1
株式会社あさがおテレビ	放送部部长	〒924-0871 白山市西新町235-1
加賀ケーブルテレビ株式会社	総括	〒922-0423 加賀市作見町ホ58-1
株式会社北陸アイティエス	メディア事業部次長	〒920-0964 金沢市本多町3-2-1
株式会社北國新聞社	電算部主任（機報担当）	〒920-8588 金沢市香林坊2-5-1
株式会社中日新聞社北陸本社	技術局付	〒920-8573 金沢市駅西本町2-12-30
株式会社朝日新聞社金沢総局	大阪本社制作セクション 無線担当	〒920-0981 金沢市片町1-1-30 〒530-8211 大阪市北区中之島3-2-4
株式会社毎日新聞社北陸総局	総局長	〒920-0031 金沢市広岡1-2-20
株式会社読売新聞東京本社 金沢支局	支局長	〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス金沢1階
一般社団法人共同通信社金沢 支局	支局長	〒920-0961 金沢市南町2-1 北國新聞会館内
日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐	〒920-8678 金沢市香林坊2丁目3-28
株式会社北國銀行	総務管財課長代理	〒920-8670 金沢市下堤町1
日本赤十字社石川県支部	事業推進課長	〒920-8201 石川県金沢市鞍月東2-48
北陸鉄道株式会社	自動車部	〒920-8508 金沢市割出町556
金沢港北地区特別防災区域協 議会	共同防災センター所長	〒920-0231 金沢市大野町4-ゾ-2
一般財団法人日本気象協会	北陸支店長	〒921-8036 金沢市弥生1-33-8
日本通運株式会社金沢支店	総務担当係長	〒920-0356 金沢市専光寺町ヨ8
学校法人金沢工業大学	情報処理サービスセンタ ーAⅤ室長	〒921-8501 石川県野々市市扇ヶ丘7-1
一般社団法人日本アマチュア 無線連盟 石川県支部	支部長	〒929-1716 鹿島郡中能登町黒氏

イ～エ（略）

(4)～(9)（略）

3（略）

現 行

所 属	連絡担当者	所 在 地
北陸鉄道株式会社	バス事業本部 係長（運行管理担当）	〒920-8508 金沢市割出町556
金沢港北地区特別防災区域協 議会	共同防災センター所長	〒920-0331 金沢市大野町4-ゾ-2
財団法人日本気象協会	気象情報課 主任技師	〒921-8036 金沢市弥生1-33-8
社団法人北陸自動車無線協会	専務理事	〒920-0864 金沢市高岡町1-39 住友生命金沢高岡ビル5階
日本通運株式会社	総務担当係長	〒920-0356 金沢市専光寺町ヨ8
学校法人金沢工業大学	情報処理サービスセンタ ーAⅤ室長	〒921-8501 石川県石川郡野々市町扇ヶ丘7-1
社団法人日本アマチュア無線 連盟 石川県支部	支部長	〒924-0051 白山市福留町660-84

イ～エ（略）

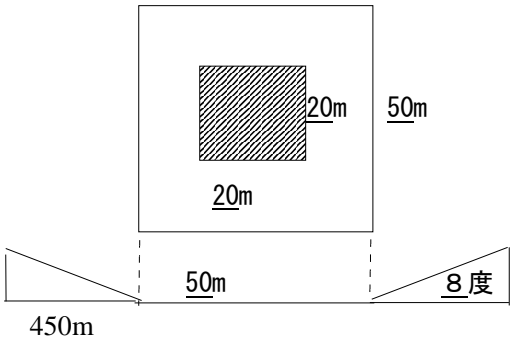
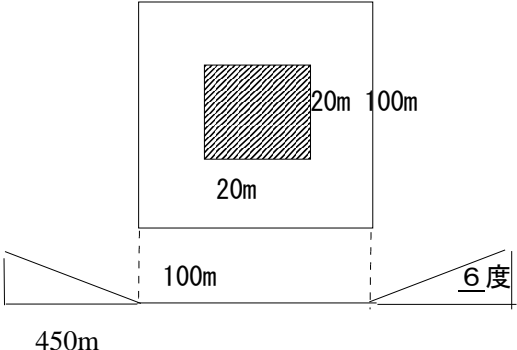
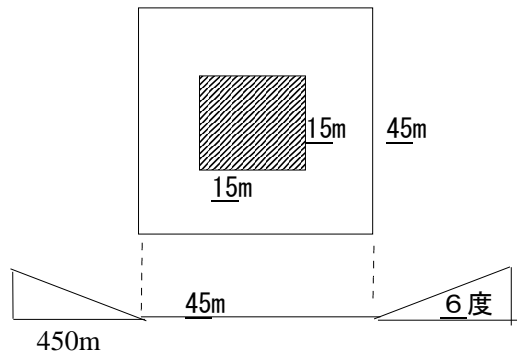
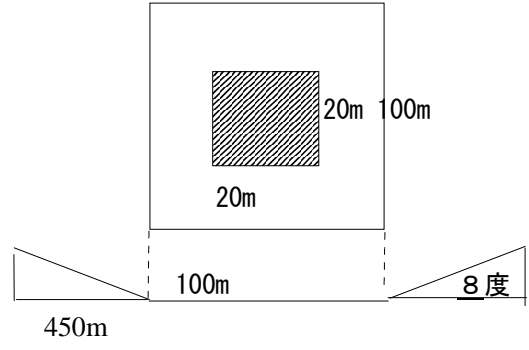
(4)～(9)（略）

3（略）

備 考

修正案	現行	備考
<p>第8節 消防防災ヘリコプターの活用 1～3 (略) 4 応援要請 市町長等から知事に対する消防防災ヘリコプターの<u>支援要請</u>は、「石川県消防防災ヘリコプター<u>支援協定</u>(平成26年4月1日)」の定めるところによる。</p> <p>(1) <u>支援要請の要件</u> 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、市町長等の要請に基づき<u>支援</u>する。</p> <div data-bbox="96 491 1016 727" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が隣接する市町等の<u>区域</u>に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合 ○ <u>発災市町等の消防力</u>によっては、災害の<u>防御又は災害情報の収集</u>が著しく困難と認められる場合 ○ その他救急搬送等<u>緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合</u> </div> <p>(2) <u>要請方法</u> 市町等から知事(石川県消防防災航空隊)に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、すみやかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。</p> <div data-bbox="96 900 804 1166" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の種別 ○ 災害発生の日時、場所及び被害の状況 ○ 災害発生現場の気象状態 ○ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 ○ 災害現場の市町側の<u>最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法</u> ○ <u>支援に要する資機材の品目及び数量</u> ○ その他必要な事項 </div> <p>(3) (略)</p> <p>5 防災関係機関のヘリコプターとの連携 防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはあるものの、災害時には、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、有効に活用するため関係機関と連携して他県からの応援機を含めた活動計画等を作成し、迅速に<u>支援活動</u>に入れるよう体制整備に努める。 なお、相互の連携のため次の協定等がある。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第8節 消防防災ヘリコプターの活用 1～3 (略) 4 応援要請 市町長等から知事に対する消防防災ヘリコプターの<u>応援要請</u>は、「石川県消防防災ヘリコプター<u>応援協定</u>(平成9年4月1日)」の定めるところによる。</p> <p>(1) <u>応援要請の要件</u> 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、市町長等の要請に基づき<u>応援</u>する。</p> <div data-bbox="1059 491 1980 727" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合 ○ <u>要請市町等の消防力</u>によっては<u>防ぎよ</u>が著しく困難な場合 ○ その他救急救助活動等において<u>航空機による活動が最も有効な場合</u> </div> <p>(2) <u>要請方法</u> 市町等から知事(航空消防防災室)に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、すみやかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。</p> <div data-bbox="1059 900 1778 1166" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の種別 ○ 災害の発生日時場所、<u>概要</u> ○ 災害発生現場の気象状態 ○ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 ○ 災害現場の<u>最高指揮者の職氏名及び連絡手段</u> ○ <u>応援に要する資機材の品目及び数量</u> ○ その他必要な事項 </div> <p>(3) (略)</p> <p>5 防災関係機関のヘリコプターとの連携 防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはあるものの、災害時には、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、有効に活用するため関係機関と連携して他県からの応援機を含めた活動計画等を作成し、迅速に<u>応援活動</u>に入れるよう体制整備に努める。 なお、相互の連携のため次の協定等がある。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	

修正案	現 行	備 考
<p>第9節 災害広報</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 広報手段等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各種情報提供 県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供でききよう努める。 また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。 (略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 携帯電話の活用 エ 紙媒体の活用 オ 臨時広報誌の発行 カ 相談窓口による情報提供 キ 臨時災害FM局の活用</p> <p>5 (略)</p> <p>6 安否情報の提供等 <u>県及び市町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。</u> <u>この場合において、県及び市町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。</u> <u>なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</u></p> <p>第10節 (略)</p>	<p>第9節 災害広報</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 広報手段等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各種情報提供 県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供でききよう努める。 また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。 (略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 紙媒体の活用 エ 臨時広報誌の発行 オ 相談窓口による情報提供 カ 臨時災害FM局の活用</p> <p>5 (略)</p> <p>第10節 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>第11節 自衛隊の災害派遣 1～7 (略) 8 自衛隊航空機を行う災害活動に対する諸準備 (1) (略) (2) ヘリコプター発着場の設定 (略) ア (略) (7) ヘリコプターの種別による直陸地点及び無障地点の基準 (略) a、b (略) c <u>UH-60</u>の場合</p>  <p>d <u>CH-47</u>の場合</p> 	<p>第11節 自衛隊の災害派遣 1～7 (略) 8 自衛隊航空機を行う災害活動に対する諸準備 (1) (略) (2) ヘリコプター発着場の設定 (略) ア (略) (7) ヘリコプターの種別による直陸地点及び無障地点の基準 (略) a、b (略) c <u>V-107</u>の場合</p>  <p>d <u>CH-47</u>の場合</p> 	

修正案	現行	備考
<p>イ～ウ (略)</p> <p>第12節 避難誘導</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難の勧告又は指示の実施及び基準 (略)</p> <p>(1) 市町長 ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。</u></p> <p>(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法（昭和22年法律第136号）） <u>前記（1）の市町長による避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。</u> <u>なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市町長に通知する。</u> また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。</p> <p>(3) 水防管理者（市町長、水防事務組合の長）（水防法（昭和24年法律第193号）第21条） (略)</p> <p>(4) 知事又はその命を受けた職員（水防法第21号）（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条） (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>イ～ウ (略)</p> <p>第12節 避難誘導</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難の勧告又は指示の実施及び基準 (略)</p> <p>(1) 市町長 ア～イ (略)</p> <p>(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法（昭和22年法律第136号）） 前記（1）の市町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退きを指示するとともに必要があると認めるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市町長に通知する。</p> <p>なお、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。</p> <p>(3) 水防管理者（市町長、水防事務組合の長）（水防法（昭和24年法律第193号）第22条） (略)</p> <p>(4) 知事又はその命を受けた職員（水防法第22号）（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条） (略)</p> <p>(5) (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>(6) 相互の連絡協力 (1)から(5)に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速かつ適切に実施されるよう協力する。 <u>また、県及び指定地方行政機関は、市町から求めがあった場合には、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。</u></p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>(9) 避難勧告等の発令方法 避難勧告等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるよう、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。 <u>なお、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。</u></p> <p>3 避難の勧告又は指示の内容、時期及びその周知 (1) (略) (2) 避難勧告・指示の時期 市町長等は、避難の勧告又は指示を行う場合は、危険が切迫するまでに十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難場所等へ向かうことができるよう努める。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇への対応など、状況に即した早期発令に努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 避難準備情報の伝達 市町長は、災害が発生するおそれがある場合において、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、<u>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を伝達する。</u> (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>7 避難者の誘導 避難者の誘導は、警察官、市町の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、<u>要配慮者に十分配慮する。</u> また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。 なお、避難者を誘導する職員等の安全確保についても十分配慮する。 <u>県及び市町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。</u></p>	<p>(6) 相互の連絡協力 (1)から(5)に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速かつ適切に実施されるよう協力する。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>(9) 避難勧告等の発令方法 避難勧告等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるよう、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。</p> <p>3 避難の勧告又は指示の内容、時期及びその周知 (1) (略) (2) 避難勧告・指示の時期 市町長等は、避難の勧告又は指示を行う場合は、危険が切迫するまでに十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるよう努める。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇への対応など、状況に即した早期発令に努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 避難準備情報の伝達 市町長は、災害が発生するおそれがある場合において、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、<u>災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備(災害時要援護者避難)情報(以下、「避難準備情報」という。)を伝達するものとする。</u> (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>7 避難者の誘導 避難者の誘導は、警察官、市町の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、<u>災害時要援護者に十分配慮する。</u> また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。 なお、避難者を誘導する職員等の安全確保についても十分配慮する。</p>	

修正案	現行	備考
<p>8 避難所の開設及び運営</p> <p>(1) 市町</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 避難所の運営</p> <div data-bbox="197 491 712 912" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 ○ 避難所の管理運営等を適切に行うために、市町職員を配置する。 なお、職員を配置できない場合は、市町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。 ○ 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防災組織に対しても協力を求め連携を図る。 ○ 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。 ○ 被災者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。 </div> <p>カ (略)</p> <p>キ <u>要配慮者に対する配慮</u> 市町は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。</p> <p>ク <u>要配慮者等の健康管理</u> 県及び市町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。 また、市町は生活不活発発病の発症予防対策を講ずるなど、<u>要配慮者等の健康管理に努める</u>。 なお、避難所で生活せず食事のみ受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。</p>	<p>8 避難所の開設及び運営</p> <p>(1) 市町</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 避難所の運営</p> <div data-bbox="1196 491 1711 932" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 ○ 避難所の管理運営等を適切に行うために、市町職員を配置する。 なお、職員を配置できない場合は、市町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。 ○ 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防災組織に対しても協力を求め連携を図る。 ○ 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。 ○ 被災者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。 </div> <p>カ (略)</p> <p>キ <u>災害時要援護者に対する配慮</u> 市町は、避難所に災害時要援護者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。</p> <p>ク <u>災害時要援護者等の健康管理</u> 県及び市町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。 また、市町は生活不活発発病の発症予防対策を講ずるなど、<u>災害時要援護者等の健康管理に努める</u>。 なお、避難所で生活せず食事のみ受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。</p>	

修正案	現行	備考
<p>ケ 二次避難支援の実施 市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。</p> <p>また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。</p> <p>コ 男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>サ～シ (略)</p> <p>(2) 県 (略) 市町から要配慮者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。</p> <p>9 広域避難対策 (1)～(2) (略) (3) 広域一時滞在 ア (略) イ 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待つとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行う。 ウ (略) エ 市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>ケ 二次避難支援の実施 市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での災害時要援護者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。</p> <p>また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 二次避難が必要な要援護者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。</p> <p>コ 男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>サ～シ (略)</p> <p>(2) 県 (略) 市町から要援護者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。</p> <p>9 広域避難対策 (1)～(2) (略) (3) 広域一時滞在 ア (略) イ 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待つとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための要求を当該市町に代わって行う。 ウ (略) エ 市町は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>(4) (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>10 帰宅困難者対策 県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。 <u>また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うとともに、滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。</u></p> <p>第13節 <u>要配慮者の安全確保</u></p> <p>1 基本方針 災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。 市町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。</p> <p>2 在宅の要配慮者に対する対策</p> <p>(1) 災害発生後の安否確認 市町は、<u>避難行動要支援者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。</u> <u>また、発災時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、必要に応じて自治会長、民生・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。</u></p> <p>(2) 避難 災害により住民避難が必要となった場合、市町は、<u>避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。</u> 避難誘導の際は、<u>避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導を考慮する。</u></p>	<p>10 帰宅困難者対策 県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。</p> <p>第13節 <u>災害時要援護者の安全確保</u></p> <p>1 基本方針 災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等の災害時要援護者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。 市町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な災害時要援護者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。</p> <p>2 在宅の災害時要援護者に対する対策</p> <p>(1) 災害発生後の安否確認 市町は、<u>災害時要援護者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。</u> <u>安否確認に当たっては、災害時要援護者名簿の活用や、必要に応じて自治会長、民生・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。</u></p> <p>(2) 避難 災害により住民避難が必要となった場合、市町は、<u>災害時要援護者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、災害時要援護者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。</u> 避難誘導の際は、<u>災害時要援護者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導を考慮する。</u></p>	

修正案	現行	備考
<p>(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援 県及び市町は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。</p> <p>ア 被災状況等の把握 避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。</p> <p>イ 被災後の日常生活支援 市町は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。</p> <p>(4) 二次避難支援の実施</p> <p>ア 市町 市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。 また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。</p> <p>イ 県 市町から要配慮者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。</p> <p>3 社会福祉施設等における対策 (1) 施設被災時の安全確認及び避難等 (略) また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。 (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援 県及び市町は、次により災害時要援護者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。</p> <p>ア 被災状況等の把握 避難所及び災害時要援護者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。</p> <p>イ 被災後の日常生活支援 市町は、県の協力のもとに在宅の災害時要援護者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。</p> <p>(4) 二次避難支援の実施</p> <p>ア 市町 市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での災害時要援護者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。 また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 二次避難が必要な要援護者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。</p> <p>イ 県 市町から要援護者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。</p> <p>3 社会福祉施設等における対策 (1) 施設被災時の安全確認及び避難等 (略) また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所への避難誘導を行う。 (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	

修正案	現行	備考																																																				
<p>4 医療機関における対策</p> <p>(1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等 (略) また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。 (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第14節 災害医療及び救急医療</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1)～(2) (略) (3) 石川DMAT指定病院</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>石川DMATの出動に関する協定書</p> <table border="1" data-bbox="219 922 683 1289"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>石川県</td><td>金沢大学附属病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td></td><td>金沢医科大学病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td></td><td>国立病院機構金沢医療センター</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td></td><td>公立能登総合病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td></td><td>県立中央病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td></td><td>金沢赤十字病院</td><td>H25. 3. 1</td></tr> <tr><td></td><td>金沢市立病院</td><td>H25. 3. 1</td></tr> <tr><td></td><td>市立輪島病院</td><td>H25. 3. 1</td></tr> <tr><td></td><td>小松市民病院</td><td>H25. 3. 1</td></tr> <tr><td></td><td>公立松任石川中央病院</td><td>H26. 4. 1</td></tr> <tr><td></td><td>公立羽咋病院</td><td>H26. 4. 1</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ～オ (略)</p>	協定者	協定締結日	石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1		金沢医科大学病院	H22. 4. 1		国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1		公立能登総合病院	H22. 4. 1		県立中央病院	H22. 4. 1		金沢赤十字病院	H25. 3. 1		金沢市立病院	H25. 3. 1		市立輪島病院	H25. 3. 1		小松市民病院	H25. 3. 1		公立松任石川中央病院	H26. 4. 1		公立羽咋病院	H26. 4. 1	<p>4 医療機関における対策</p> <p>(1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等 (略) また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。 (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第14節 災害医療及び救急医療</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1)～(2) (略) (3) 石川DMAT指定病院</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>石川DMATの出動に関する協定書</p> <table border="1" data-bbox="1198 981 1863 1189"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>石川県</td><td>金沢大学附属病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td></td><td>金沢医科大学病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td></td><td>国立病院機構金沢医療センター</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td></td><td>公立能登総合病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> <tr><td></td><td>県立中央病院</td><td>H22. 4. 1</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ～オ (略)</p>	協定者	協定締結日	石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1		金沢医科大学病院	H22. 4. 1		国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1		公立能登総合病院	H22. 4. 1		県立中央病院	H22. 4. 1	
協定者	協定締結日																																																					
石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1																																																				
	金沢医科大学病院	H22. 4. 1																																																				
	国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1																																																				
	公立能登総合病院	H22. 4. 1																																																				
	県立中央病院	H22. 4. 1																																																				
	金沢赤十字病院	H25. 3. 1																																																				
	金沢市立病院	H25. 3. 1																																																				
	市立輪島病院	H25. 3. 1																																																				
	小松市民病院	H25. 3. 1																																																				
	公立松任石川中央病院	H26. 4. 1																																																				
	公立羽咋病院	H26. 4. 1																																																				
協定者	協定締結日																																																					
石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1																																																				
	金沢医科大学病院	H22. 4. 1																																																				
	国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1																																																				
	公立能登総合病院	H22. 4. 1																																																				
	県立中央病院	H22. 4. 1																																																				

修正案	現行	備考																											
<p>(4) 災害拠点病院 ア (略)</p> <p>災害拠点病院</p> <table border="1" data-bbox="282 395 736 820"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>県立中央病院</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">地域災害拠点病院</td> <td>小松市民病院</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構金沢医療センター</td> </tr> <tr> <td>金沢市立病院</td> </tr> <tr> <td>金沢赤十字病院</td> </tr> <tr> <td>公立能登総合病院</td> </tr> <tr> <td>公立羽咋病院</td> </tr> <tr> <td>市立輪島病院</td> </tr> <tr> <td>珠洲市総合病院</td> </tr> <tr> <td>公立松任石川中央病院</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～エ (略) (5)～(6) (略)</p> <p>4～12 (略)</p> <p>第15節 健康管理活動</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 健康管理活動</p> <p>(1) 健康管理活動にあたっては、民生委員、介護支援専門員等との協力のもと、<u>要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p>	種別	病院名	基幹災害拠点病院	県立中央病院	地域災害拠点病院	小松市民病院	国立病院機構金沢医療センター	金沢市立病院	金沢赤十字病院	公立能登総合病院	公立羽咋病院	市立輪島病院	珠洲市総合病院	公立松任石川中央病院	<p>(4) 災害拠点病院 ア (略)</p> <p>災害拠点病院</p> <table border="1" data-bbox="1290 395 1762 804"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>県立中央病院</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">地域災害拠点病院</td> <td>小松市民病院</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構金沢医療センター</td> </tr> <tr> <td>金沢市立病院</td> </tr> <tr> <td>金沢赤十字病院</td> </tr> <tr> <td>公立能登総合病院</td> </tr> <tr> <td>公立羽咋病院</td> </tr> <tr> <td>市立輪島病院</td> </tr> <tr> <td>珠洲市総合病院</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～エ (略) (5)～(6) (略)</p> <p>4～12 (略)</p> <p>第15節 健康管理活動</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 健康管理活動</p> <p>(1) 健康管理活動にあたっては、民生委員、介護支援専門員等との協力のもと、<u>要援護者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p>	種別	病院名	基幹災害拠点病院	県立中央病院	地域災害拠点病院	小松市民病院	国立病院機構金沢医療センター	金沢市立病院	金沢赤十字病院	公立能登総合病院	公立羽咋病院	市立輪島病院	珠洲市総合病院	
種別	病院名																												
基幹災害拠点病院	県立中央病院																												
地域災害拠点病院	小松市民病院																												
	国立病院機構金沢医療センター																												
	金沢市立病院																												
	金沢赤十字病院																												
	公立能登総合病院																												
	公立羽咋病院																												
	市立輪島病院																												
	珠洲市総合病院																												
	公立松任石川中央病院																												
	種別	病院名																											
基幹災害拠点病院	県立中央病院																												
地域災害拠点病院	小松市民病院																												
	国立病院機構金沢医療センター																												
	金沢市立病院																												
	金沢赤十字病院																												
	公立能登総合病院																												
	公立羽咋病院																												
	市立輪島病院																												
	珠洲市総合病院																												

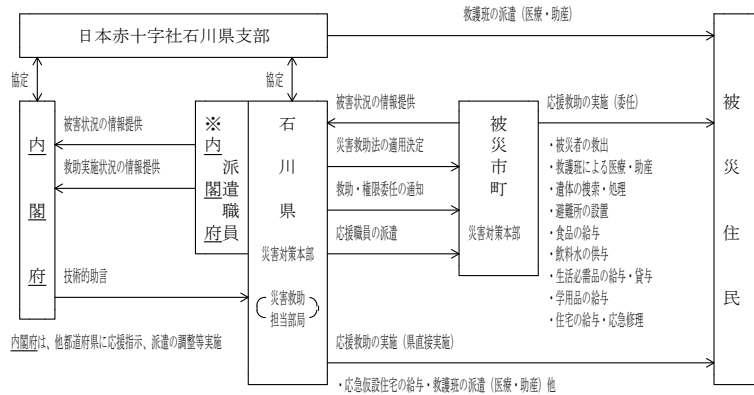
修正案	現行	備考
<p>第16節 救助・救急活動</p> <p>1 基本方針 災害発生時には、倒壊家屋等の下敷き、地下街やビルなどでの孤立、車両事故、船舶の海難等による負傷者など、救助・救急を要する事案が数多く現出するものと考えられることから、県、市町及び防災関係機関は、相互に連携して県民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助・救急し、負傷者を医療機関に搬送する。 <u>また、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地対策本部、国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。</u></p> <p>2 実施体制 (1)～(2) (略) (3) 県 ア～イ (略) <u>ウ 県は、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資輸送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。</u> エ (略) (4) (略) 3～5 (略)</p> <p>第17節 水防活動</p> <p>1 基本方針 県、市町及び防災関係機関は、豪雨等に伴う洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。</p> <p>2 監視、警戒活動 豪雨等によって河川の水位が上昇し、指定河川に水防警報が発表されたとき、若しくは高潮・高波により指定海岸に水防警報が発表されたとき、又はこれに起因する災害が発生したときは、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤、ため池等の操作等を「石川県水防計画」の定めにより行う。</p> <p>3 応急復旧 水防計画等に基づき、<u>市町等の水防管理者が行う巡視により水害により堤防等に応急措置の必要が生じたときは、河川管理者等の各施設管理者に、通報し、協力して、迅速かつ的確に応急復旧を実施する。</u></p>	<p>第16節 救助・救急活動</p> <p>1 基本方針 災害発生時には、倒壊家屋等の下敷き、地下街やビルなどでの孤立、車両事故、船舶の海難等による負傷者など、救助・救急を要する事案が数多く現出するものと考えられることから、県、市町及び防災関係機関は、相互に連携して県民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助・救急し、負傷者を医療機関に搬送する。</p> <p>2 実施体制 (1)～(2) (略) (3) 県 ア～イ (略) ウ (略) (4) (略) 3～5 (略)</p> <p>第17節 水防活動</p> <p>1 基本方針 県、市町及び防災関係機関は、<u>異常降雨等に伴う洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。</u></p> <p>2 監視、警戒活動 異常降雨等によって河川の水位が上昇し、指定河川に水防警報が発令されたとき、若しくは高潮・高波により指定海岸に水防警報が発令されたとき、又はこれに起因する災害が発生したときは、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤、ため池等の操作等を「石川県水防計画」の定めにより行う。</p> <p>3 応急復旧 水害により堤防等に<u>応急措置の必要が生じたときは、各施設の管理者は迅速かつ的確に応急復旧を実施する。</u></p>	

修正案	現行	備考																																																								
<p>第18節 災害救助法の適用</p> <p>1 (略)</p> <p>2 適用基準（災害救助法施行令） （略）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令（平成25年10月第68号）で定める基準に該当するとき。 （令第1条第1項第4号）</p> <p>ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第2条第1号）</p> <p>イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第2条第2号） （以下略）</p> <p>適用基準</p> <table border="1" data-bbox="176 863 907 1329"> <thead> <tr> <th>市町の人口</th> <th>A 〔当該市町の 住家減失世 帯数〕</th> <th>B 〔県区域内の 住家減失世帯 総数1,500世 帯以上の場合〕</th> <th>（参考） 人口対象市町 平成22年10月1日 〔国勢調査人口〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000人以上 15,000人未満</td> <td>40世帯</td> <td>20世帯</td> <td>川北町、宝達志水町、穴水町</td> </tr> <tr> <td>15,000人以上 30,000人未満</td> <td>50 "</td> <td>25 "</td> <td>輪島市、珠洲市、羽咋市、 内灘町、志賀町、中能登町、 能登町</td> </tr> <tr> <td>30,000人以上 50,000人未満</td> <td>60 "</td> <td>30 "</td> <td>能美市、かほく市、津幡町</td> </tr> <tr> <td>50,000人以上 100,000人未満</td> <td>80 "</td> <td>40 "</td> <td>加賀市、七尾市、野々市市</td> </tr> <tr> <td>100,000人以上 300,000人未満</td> <td>100 "</td> <td>50 "</td> <td>小松市、白山市</td> </tr> <tr> <td>300,000人以上</td> <td>150 "</td> <td>75 "</td> <td>金沢市</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）市町の人口は、直近の国勢調査による。</p>	市町の人口	A 〔当該市町の 住家減失世 帯数〕	B 〔県区域内の 住家減失世帯 総数1,500世 帯以上の場合〕	（参考） 人口対象市町 平成22年10月1日 〔国勢調査人口〕	5,000人以上 15,000人未満	40世帯	20世帯	川北町、宝達志水町、穴水町	15,000人以上 30,000人未満	50 "	25 "	輪島市、珠洲市、羽咋市、 内灘町、志賀町、中能登町、 能登町	30,000人以上 50,000人未満	60 "	30 "	能美市、かほく市、津幡町	50,000人以上 100,000人未満	80 "	40 "	加賀市、七尾市、野々市市	100,000人以上 300,000人未満	100 "	50 "	小松市、白山市	300,000人以上	150 "	75 "	金沢市	<p>第18節 災害救助法の適用</p> <p>1 (略)</p> <p>2 適用基準（災害救助法施行令） （略）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の厚生労働省令（平成12年3月31日第86号）で定める基準に該当するとき。（令第1条第1項第4号）</p> <p>ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（厚生労働省令第2条第1号）</p> <p>イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（厚生労働省令第2条第2号） （以下略）</p> <p>適用基準</p> <table border="1" data-bbox="1122 863 1874 1316"> <thead> <tr> <th>市町の人口</th> <th>A 〔当該市町の 住家減失世 帯数〕</th> <th>B 〔県区域内の 住家減失世帯 総数1,500世 帯以上の場合〕</th> <th>（参考） 人口対象市町 平成17年10月1日 〔国勢調査人口〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000人以上 15,000人未満</td> <td>40世帯</td> <td>20世帯</td> <td>川北町、穴水町</td> </tr> <tr> <td>15,000人以上 30,000人未満</td> <td>50 "</td> <td>25 "</td> <td>珠洲市、羽咋市、内灘町 宝達志水町、志賀町 中能登町、能登町</td> </tr> <tr> <td>30,000人以上 50,000人未満</td> <td>60 "</td> <td>30 "</td> <td>輪島市、能美市、かほく市 野々市町、津幡町</td> </tr> <tr> <td>50,000人以上 100,000人未満</td> <td>80 "</td> <td>40 "</td> <td>加賀市、七尾市</td> </tr> <tr> <td>100,000人以上 300,000人未満</td> <td>100 "</td> <td>50 "</td> <td>小松市、白山市</td> </tr> <tr> <td>300,000人以上</td> <td>150 "</td> <td>75 "</td> <td>金沢市</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）市町の人口は、直近の国勢調査による。</p>	市町の人口	A 〔当該市町の 住家減失世 帯数〕	B 〔県区域内の 住家減失世帯 総数1,500世 帯以上の場合〕	（参考） 人口対象市町 平成17年10月1日 〔国勢調査人口〕	5,000人以上 15,000人未満	40世帯	20世帯	川北町、穴水町	15,000人以上 30,000人未満	50 "	25 "	珠洲市、羽咋市、内灘町 宝達志水町、志賀町 中能登町、能登町	30,000人以上 50,000人未満	60 "	30 "	輪島市、能美市、かほく市 野々市町、津幡町	50,000人以上 100,000人未満	80 "	40 "	加賀市、七尾市	100,000人以上 300,000人未満	100 "	50 "	小松市、白山市	300,000人以上	150 "	75 "	金沢市	
市町の人口	A 〔当該市町の 住家減失世 帯数〕	B 〔県区域内の 住家減失世帯 総数1,500世 帯以上の場合〕	（参考） 人口対象市町 平成22年10月1日 〔国勢調査人口〕																																																							
5,000人以上 15,000人未満	40世帯	20世帯	川北町、宝達志水町、穴水町																																																							
15,000人以上 30,000人未満	50 "	25 "	輪島市、珠洲市、羽咋市、 内灘町、志賀町、中能登町、 能登町																																																							
30,000人以上 50,000人未満	60 "	30 "	能美市、かほく市、津幡町																																																							
50,000人以上 100,000人未満	80 "	40 "	加賀市、七尾市、野々市市																																																							
100,000人以上 300,000人未満	100 "	50 "	小松市、白山市																																																							
300,000人以上	150 "	75 "	金沢市																																																							
市町の人口	A 〔当該市町の 住家減失世 帯数〕	B 〔県区域内の 住家減失世帯 総数1,500世 帯以上の場合〕	（参考） 人口対象市町 平成17年10月1日 〔国勢調査人口〕																																																							
5,000人以上 15,000人未満	40世帯	20世帯	川北町、穴水町																																																							
15,000人以上 30,000人未満	50 "	25 "	珠洲市、羽咋市、内灘町 宝達志水町、志賀町 中能登町、能登町																																																							
30,000人以上 50,000人未満	60 "	30 "	輪島市、能美市、かほく市 野々市町、津幡町																																																							
50,000人以上 100,000人未満	80 "	40 "	加賀市、七尾市																																																							
100,000人以上 300,000人未満	100 "	50 "	小松市、白山市																																																							
300,000人以上	150 "	75 "	金沢市																																																							

修正案	現行	備考
<p>3 適用手続</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 知事は、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに<u>法に基づく救助の実施について当該市町長及び関係機関に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。</u></p> <p>4 災害救助法に基づく救助の種類 (略) 但し、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、<u>内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。(令3条第2項)</u></p> <p>5 災害救助法に基づく住所の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、3から8まで及び10から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市町長が行うこととする。 この場合においては、市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。(令第17条第1項)</p> <p>(3) 知事は、前項(2)の通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。(令17条第2項)</p> <p>(4) (略)</p> <p>6 従事命令等 知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、災害救助法第7条、第8条及び第9条の定めるところにより、従事命令又は協力命令若しくは保管命令を発することができる。</p>	<p>3 適用手続</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 知事は、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに当該市町長及び関係機関に指示するとともに、<u>厚生労働大臣に報告する。</u></p> <p>4 災害救助法に基づく救助の種類 (略) 但し、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、<u>厚生労働大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。(令9条第2項)</u></p> <p>5 災害救助法に基づく住所の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、3から8まで及び10から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市町長が行うこととする。 この場合においては、市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。(令第23条第1項)</p> <p>(3) 知事は、前項(2)の通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。(令23条第2項)</p> <p>(4) (略)</p> <p>6 従事命令等 知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、災害救助法第24条、第25条及び第26条の定めるところにより、従事命令又は協力命令若しくは保管命令を発することができる。</p>	

修正案

7 災害救助法が適用されない場合の救助(略)
災害発生からの応急救助までのフロー



※ 災害発生時、内閣府は、現地連絡担当者を危機対策課へ派遣し、本省と危機対策課との連絡調整に当る。

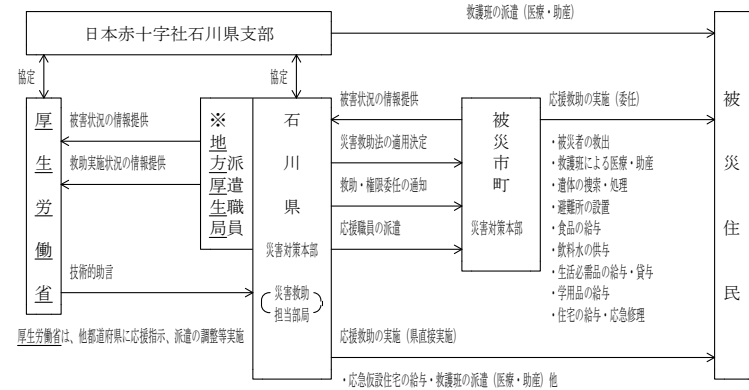
別紙
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について
平成25年10月1日現在

番号	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を受容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季別に定める額を加算 高齢者等の要保護者等を受容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする 2 限度額 1戸当たり2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会所等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要保護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 給与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。

(略)

現行

7 災害救助法が適用されない場合の救助(略)
災害発生からの応急救助までのフロー



※ 災害発生時、厚生労働省からの指示により、地方厚生局は、現地連絡担当者を危機対策課へ派遣し、本省と危機対策課との連絡調整に当る。

別紙
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について
平成24年4月6日現在

番号	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を受容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季別に定める額を加算 高齢者等の要保護者等を受容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする 2 限度額 1戸当たり2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会所等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要保護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 給与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。

(略)

修正案	現 行	備 考																				
<table border="1" data-bbox="147 252 958 370"> <thead> <tr> <th>実費弁償</th> <th>範 囲</th> <th>費用の限度額</th> <th>期 間</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者</td> <td>災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める</td> <td>救助の実施が認められる期間以内</td> <td>時間外勤務手当及び旅費は別途定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="114 435 1037 523">※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、<u>内閣総理大臣</u>に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。</p> <p data-bbox="85 580 490 611">第19節 災害警備及び交通規制</p> <p data-bbox="91 639 246 668">1～2 (略)</p> <p data-bbox="91 699 248 727">3 交通政策</p> <p data-bbox="103 756 318 785">(1) 陸上交通規制</p> <p data-bbox="114 815 273 844">ア～イ (略)</p> <p data-bbox="114 874 465 932">ウ 各実施責任者の実施要領 (略)</p> <p data-bbox="141 932 331 960">(7) 道路管理者 (略)</p> <p data-bbox="136 991 259 1019">a～b (略)</p> <p data-bbox="136 1019 1037 1137">c 道路交通の規制の措置を講じた場合、<u>標示板の掲示、報道機関及びインターネット等</u>を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、<u>適当な迂回路を設定して、できる限り交通に支障のないように努める。</u></p> <p data-bbox="141 1137 313 1166">(イ)～(ウ) (略)</p> <p data-bbox="114 1197 273 1225">エ～カ (略)</p> <p data-bbox="103 1254 208 1283">(2) (略)</p> <p data-bbox="85 1313 678 1342">第20節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬</p> <p data-bbox="91 1370 246 1399">1～5 (略)</p>	実費弁償	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考		災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額	<table border="1" data-bbox="1126 258 1975 384"> <thead> <tr> <th>実費弁償</th> <th>範 囲</th> <th>費用の限度額</th> <th>期 間</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者</td> <td>災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める</td> <td>救助の実施が認められる期間以内</td> <td>時間外勤務手当及び旅費は別途定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1077 435 2029 523">※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、<u>厚生労働大臣</u>に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。</p> <p data-bbox="1048 580 1453 611">第19節 災害警備及び交通規制</p> <p data-bbox="1055 639 1209 668">1～2 (略)</p> <p data-bbox="1055 699 1211 727">3 交通政策</p> <p data-bbox="1066 756 1281 785">(1) 陸上交通規制</p> <p data-bbox="1077 815 1236 844">ア～イ (略)</p> <p data-bbox="1077 874 1429 932">ウ 各実施責任者の実施要領 (略)</p> <p data-bbox="1104 932 1294 960">(7) 道路管理者 (略)</p> <p data-bbox="1099 991 1223 1019">a～b (略)</p> <p data-bbox="1099 1019 2018 1107">c 道路交通の規制の措置を講じた場合、<u>標示板の掲示及び報道機関を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を設定して、できる限り交通に支障のないように努める。</u></p> <p data-bbox="1090 1137 1263 1166">(イ)～(ウ) (略)</p> <p data-bbox="1077 1197 1236 1225">エ～カ (略)</p> <p data-bbox="1066 1254 1171 1283">(2) (略)</p> <p data-bbox="1048 1313 1641 1342">第20節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬</p> <p data-bbox="1055 1370 1209 1399">1～5 (略)</p>	実費弁償	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考		災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額	
実費弁償	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考																		
	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額																		
実費弁償	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考																		
	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額																		

修正案	現行	備考
<p>6 警察の措置</p> <p>(1) 身元不明者に対する措置 警察は、知事又は市町長と緊密に連携し、県、市町の行う身元不明者の措置について協力する。 なお、必要に応じ、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市町、指定公共機関等と密接に連携する。</p> <p>(2) 遺体の捜索及び収容に対する協力 警察は、災害時において救助活動、遺体及び行方不明者の捜索、又は遺体の搬送、収容活動等を関係機関と協力して行う。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第21節 (略)</p> <p>第22節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 河川、海岸、港湾、漁港等施設</p> <p>(1) 応急措置 (略) また、水防計画等に基づき、市町等の水防管理者は施設管理者等と協力し、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、港湾・漁港等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡視を行い、危険個所の点検等を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第23節 給水活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 応急給水活動 (略) (1) (略)</p>	<p>6 警察の措置</p> <p>(1) 身元不明者に対する措置 警察本部長又は警察署長は、知事又は市町長と緊密に連携し、県、市町の行う身元不明者の措置について協力する。 この場合身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに、死者の写真の掲示、縦覧などを行い、早期に確認できるよう努力する。</p> <p>(2) 遺体の捜索及び収容に対する協力 警察官は、災害時において救助活動と併せて関係機関の行う遺体及び行方不明者の捜索、又は遺体の搬送、収容活動に対して、必要な協力を行う。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第21節 (略)</p> <p>第22節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 河川、海岸、港湾、漁港等施設</p> <p>(1) 応急措置 (略) また、施設管理者等は、水防計画等に基づき、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、港湾・漁港等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡視を行い、危険個所の点検等を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第23節 給水活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 応急給水活動 (略) (1) (略)</p>	

修正案	現 行	備 考
<p>(2) 市町(水道事業者) ア 給水の拠点 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 初期の応急給水活動は、小中学校などの拠点避難場所等及び病院・医療施設、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等を中心に行う。 ○ 以後、応援体制を整え次第、順次公園や集会場所等の避難場所等に給水拠点を拡大する。 ○ 拠点への給水は、給水車による運搬給水を主体に給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。 </div> <p>イ～ウ (略) (3) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第24節 食料の供給</p> <p>1 基本方針 県及び市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、食料を調達し、炊出し等で給食の供給を実施する。なおこの際、<u>要配慮者</u>への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p> <p>2 実施体制 (1) (略) (2) 市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。 なお、<u>実施にあたっては、在宅被災者など、避難所以外に避難している被災者に対する食料の配布にも努める。</u></p> <p>3 主食の供給 (1)～(2) (略) (3) おにぎり・パン等の供給 県は、市町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、被災者等におにぎり等を供給するため、あらかじめ供給協定を締結した製造業者等から供給あつせんを行う。この際、<u>要配慮者</u>への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p>	<p>(2) 市町(水道事業者) ア 給水の拠点 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 初期の応急給水活動は、小中学校などの拠点避難場所及び病院・医療施設、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等を中心に行う。 ○ 以後、応援体制を整え次第、順次公園や集会場所等の避難場所などに給水拠点を拡大する。 ○ 拠点への給水は、給水車による運搬給水を主体に給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。 </div> <p>イ～ウ (略) (3) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第24節 食料の供給</p> <p>1 基本方針 県及び市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、食料を調達し、炊出し等で給食の供給を実施する。なおこの際、<u>要援護者</u>への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p> <p>2 実施体制 (1) (略) (2) 市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。</p> <p>3 主食の供給 (1)～(2) (略) (3) おにぎり・パン等の供給 県は、市町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、被災者等におにぎり等を供給するため、あらかじめ供給協定を締結した製造業者等から供給あつせんを行う。この際、<u>要援護者</u>への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p>	

修正案	現行	備考																																																																				
<p>4 副食及び調味料の確保 (1)～(2) (略) (3) 県及び市町は、食料等の調達、供給にあたり、<u>要配慮者</u>への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。</p> <p>ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、<u>要配慮者</u>に対しては、食事形態等にも配慮する。 イ～ウ (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第25節 生活必需品の供給</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 生活必需品等の確保 (1) 必要量の把握 ア (略) イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど 被災地の実情を考慮するとともに、<u>要配慮者</u>等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。 ウ (略) (2) 情報の提供 (略) 生活必需品の確保に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="172 1109 911 1380"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">石川県</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>(南スーパーしんや)</td> <td>H14. 5. 1</td> <td>0768-74-0305</td> <td>0768-74-0353</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(株)セブン-イレブン・ジャパン</td> <td>H25. 12. 5</td> <td>076-237-0615</td> <td>076-237-0661</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～5 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(略)	(略)	(略)	(略)	_____	_____	_____	_____	(略)	(略)	(略)	(略)	_____	_____	_____	_____	(南スーパーしんや)	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353	(略)	(略)	(略)	(略)	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	076-237-0615	076-237-0661	<p>4 副食及び調味料の確保 (1)～(2) (略) (3) 県及び市町は、食料等の調達、供給にあたり、<u>要援護者</u>への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。</p> <p>ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、<u>要援護者</u>に対しては、食事形態等にも配慮する。 イ～ウ (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第25節 生活必需品の供給</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 生活必需品等の確保 (1) 必要量の把握 ア (略) イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど 被災地の実情を考慮するとともに、<u>災害時要援護者</u>等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。 ウ (略) (2) 情報の提供 (略) 生活必需品の確保に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1158 1109 1897 1348"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">石川県</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株長崎屋金沢店</td> <td>H14. 4. 1</td> <td>076-247-3810</td> <td>076-247-1907</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株輪島マーケット</td> <td>H14. 4. 30</td> <td>0768-22-1339</td> <td>0768-22-1341</td> </tr> <tr> <td>(南スーパーしんや)</td> <td>H14. 5. 1</td> <td>0768-74-0305</td> <td>0768-74-0353</td> </tr> <tr> <td>株浜国マーケット</td> <td>H14. 5. 1</td> <td>0767-66-6800</td> <td>0767-66-6809</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～5 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(略)	(略)	(略)	(略)	株長崎屋金沢店	H14. 4. 1	076-247-3810	076-247-1907	(略)	(略)	(略)	(略)	株輪島マーケット	H14. 4. 30	0768-22-1339	0768-22-1341	(南スーパーしんや)	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353	株浜国マーケット	H14. 5. 1	0767-66-6800	0767-66-6809	(略)	(略)	(略)	(略)	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																		
石川県	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																		
	_____	_____	_____	_____																																																																		
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																		
	_____	_____	_____	_____																																																																		
	(南スーパーしんや)	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353																																																																		
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																		
(株)セブン-イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	076-237-0615	076-237-0661																																																																			
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																		
石川県	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																		
	株長崎屋金沢店	H14. 4. 1	076-247-3810	076-247-1907																																																																		
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																		
	株輪島マーケット	H14. 4. 30	0768-22-1339	0768-22-1341																																																																		
	(南スーパーしんや)	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353																																																																		
	株浜国マーケット	H14. 5. 1	0767-66-6800	0767-66-6809																																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																			

修正案	現 行	備 考														
<p>第26節 障害物の除去</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 障害物除去の実施基準 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 河川の氾濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするとき</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>第27節 輸送手段の確保</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 実施機関</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、災害応急対策の実施や被災者保護のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関等に対し、運送すべき人、物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な人、物資又は資材の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関等が正当な理由が無いのに要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、県は、当該事業者に対し、当該災害応急対策の実施に必要な人、物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 要員、物資輸送車両等の確保</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 海上輸送 (略)</p> <p><u>災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="159 1289 869 1417"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石川県</td> <td>石川県漁業協同組合</td> <td>H25.9.19</td> <td>076-234-8815</td> <td>076-265-5204</td> </tr> <tr> <td>北陸信越旅客船協会</td> <td>H25.9.19</td> <td>025-245-3455</td> <td>025-247-0453</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県漁業協同組合	H25.9.19	076-234-8815	076-265-5204	北陸信越旅客船協会	H25.9.19	025-245-3455	025-247-0453	<p>第26節 障害物の除去</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 障害物除去の実施基準 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 河川のはん濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするとき</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>第27節 輸送手段の確保</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 実施機関</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関等に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関等が正当な理由が無いのに要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、県は、当該事業者に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 要員、物資輸送車両等の確保</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 海上輸送 (略)</p>	
協定者		協定締結日	TEL	FAX												
石川県	石川県漁業協同組合	H25.9.19	076-234-8815	076-265-5204												
	北陸信越旅客船協会	H25.9.19	025-245-3455	025-247-0453												

修正案	現 行	備 考
<p>5～6 (略)</p> <p>第28節 (略)</p> <p>第29節 防疫、保健衛生活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 避難所の防疫措置 (略)</p> <p>(1) 市町 避難所内に手洗い消毒液を配置するとともに、<u>仮設</u>トイレ等の消毒を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 ペット動物の保護対策</p> <p>(1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、避難所を設置する市町、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第30節 ボランティア活動の支援</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ボランティアの受け入れ</p> <p>(1) 災害対策ボランティア本部の設置 県が災害対策本部を設置したときは、<u>県民ボランティアセンター</u>は、被害の規模、被災地の状況等に対応した、適切なボランティアの配置、安全の確保及び効果的な活動ができるように、ボランティア受け入れのための総合調整を行う災害対策ボランティア本部（以下「ボランティア本部」という。）を設置する。 (略)</p>	<p>5～6 (略)</p> <p>第28節 (略)</p> <p>第29節 防疫、保健衛生活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 避難所の防疫措置 (略)</p> <p>(1) 市町 避難所内に手洗い消毒液を配置するとともに、<u>簡易</u>トイレ等の消毒を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 ペット動物の保護対策</p> <p>(1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、避難所を設置する市町、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に<u>同伴</u>したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第30節 ボランティア活動の支援</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ボランティアの受け入れ</p> <p>(1) 災害対策ボランティア本部の設置 県が災害対策本部を設置したときは、<u>(財)石川県県民ボランティアセンター</u>（以下「<u>県民ボランティアセンター</u>」という。）は、被害の規模、被災地の状況等に対応した、適切なボランティアの配置、安全の確保及び効果的な活動ができるように、ボランティア受け入れのための総合調整を行う災害対策ボランティア本部（以下「ボランティア本部」という。）を設置する。 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>(2) ボランティア現地本部の設置 ボランティア本部が設置されたときは、被災地の市町及び市町社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として、<u>ボランティア現地本部を設置する。</u> (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 ボランティア本部の機能</p> <p>(1) 情報収集及び情報提供 県ボランティア本部は、災害対策本部及びボランティア現地本部と連携し、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、マスメディアやインターネット等を用いて発信するとともに、関係機関に情報を提供する。また、ボランティアについての照会に対して、的確に情報を提供する。</p> <p>(2) ボランティアの募集及び誘導 災害対策本部又はボランティア現地本部から<u>次のような業務の支援要請があったときは、県、市町及び関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアに活動依頼をするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行うなど、県及び市町の各担当部局及び関係機関とが連携して、その効果的な活用を図る。</u> (以下略)</p> <p>4 ボランティア現地本部の機能</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) ボランティアのコーディネート 被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。 その際、<u>県、市町及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 継続的なボランティア活動の支援 被災者支援活動を継続的に行うため、<u>災害ボランティアの被災地までの輸送に努める。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>(2) 災害対策ボランティア現地本部の設置 ボランティア本部が設置されたときは、被災地の市町及び市町社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として<u>災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）を設置する。</u> (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 ボランティア本部の機能</p> <p>(1) 情報収集及び情報提供 災害対策本部及び県ボランティア本部並びにボランティア現地本部との連携により、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、マスメディアやインターネット等を用いて発信するとともに、関係機関に情報を提供する。また、ボランティアについての照会に対して、的確に情報を提供する。</p> <p>(2) ボランティアの募集及び誘導 災害対策本部又はボランティア現地本部からボランティアあっせんの要請があったときは、<u>要請の内容に応じて県、市町及び関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアをあっせんするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行う。</u> なお、<u>ボランティア活動を当面次の業務に区分し、県及び市町の各担当部局及び関係機関とが連携して、その効果的な活用を図るものとする。</u> (以下略)</p> <p>4 ボランティア現地本部の機能</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) ボランティアコーディネート 被災者ニーズに対応したボランティアの誘導、活動プログラムの開発やボランティアへのフォローアップなど、<u>ボランティアコーディネートを的確に行う。</u> その際、<u>県や日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 継続的なボランティア活動の支援 被災者支援活動を継続的に行うため、<u>遠隔地の被災地までのボランティアバスの運行に努める。</u></p> <p>5 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>第31節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 野外仮設トイレの設置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所等での野外仮設トイレの設置 (略) 設置に当たっては、立地条件を考慮して漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設けるとともに、障害者への配慮を行う。また、閉鎖に当たっては、消毒等を実施して<u>避難所等</u>の衛生確保を図る。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第32節 住宅の応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅の建設及び運営管理 (略) また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、<u>要配慮者</u>に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第33節 (略)</p> <p>第34節 応急金融対策</p> <p>1 (略)</p>	<p>第31節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 野外仮設トイレの設置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所等での野外仮設トイレの設置 (略) 設置に当たっては、立地条件を考慮して漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設けるとともに、障害者への配慮を行う。また、閉鎖に当たっては、消毒等を実施して<u>避難場所</u>の衛生確保を図る。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第32節 住宅の応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅の建設及び運営管理 (略) また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、<u>災害時要援護者</u>に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第33節 (略)</p> <p>第34節 応急金融対策</p> <p>1 (略)</p>	

修正案	現 行	備 考
<p>2 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節</p> <p>(1) 通貨の円滑な供給の確保 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。 なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保 被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。</p> <p>(3) 通貨および金融の調節 災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。</p> <p>3 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</p> <p>(1) 決済システムの安定的な運行に係る措置 災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する。</p>	<p>2 通貨の供給の確保</p> <p>(1) 通貨の確保 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて金融機関の必要現金の確保について要請を行う。</p> <p>(2) 輸送、通信手段の確保 被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送、通信の確保を図る。</p> <p>(3) 金融機関の業務運営の確保 関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう要請を行う。 また、必要に応じて金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。</p> <p>3 非常金融措置</p> <p>(1) 非常金融措置の実施 被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、金融機関に対して次のような非常措置をとるよう要請を行う。</p> <p>ア 払戻しの取扱い 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対して預貯金の適宜払戻しの取扱いを行う。</p> <p>イ 貸出等の特別取扱い 被災者に対して定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行う。</p> <p>ウ 被災関係手形の措置 被災地の手形交換所において、被災関係手形について、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとる。</p> <p>エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じて必要な措置をとる。</p>	

修正案	現行	備考
<p>(2) <u>資金の貸付け</u> <u>災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。</u></p> <p>4 <u>金融機関の業務運営の確保に係る措置</u> <u>関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。</u></p> <p>5 <u>金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u> <u>必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。</u></p> <p>(1) <u>預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。</u></p> <p>(2) <u>被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。</u></p> <p>(3) <u>被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。</u></p> <p>(4) <u>損傷日本銀行券および貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。</u></p> <p>(5) <u>必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。</u></p> <p>6 <u>各種措置に関する広報</u> <u>災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。とくに4. および5で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。</u></p>	<p>(2) <u>金融措置に関する広報</u> <u>金融機関の営業再開、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。</u></p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>第35節 (略)</p> <p>第36節 農林水産物災害応急対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 畜産関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家畜の避難 飼育者は、浸水等により災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、家畜を安全な場所に避難させる。また、市町は、必要があるときは<u>避難所の選定</u>、<u>避難の方法等</u>についてあらかじめ計画しておく。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 林産関係 (略)</p> <p>(1) 豪雨に際しては、伐採木の流出を防ぐため、関係者はそれぞれ伐採木の早期搬出及び工場等に集積した木材のけい留を行うなどの措置を講ずる。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第35節 (略)</p> <p>第36節 農林水産物災害応急対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 畜産関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家畜の避難 飼育者は、浸水等により災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、家畜を安全な場所に避難させる。また、市町は、必要があるときは<u>避難場所の選定</u>、<u>避難の方法等</u>についてあらかじめ計画しておく。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 林産関係 (略)</p> <p>(1) 異常降雨に際しては、伐採木の流出を防ぐため、関係者はそれぞれ伐採木の早期搬出及び工場等に集積した木材のけい留を行うなどの措置を講ずる。</p> <p>(2) (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p style="text-align: center;">第4章 復旧・復興計画</p> <p>被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県及び市町が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。</p> <p>第1節 公共施設災害の復旧</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施責任者 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、市町長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。 <u>なお、県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行う。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 激甚災害に係る財政援助措置 (略) (1)～(3) (略) (4) その他の特別の財政援助及び助成 ア～オ (略) カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (激甚法第22条) キ～ク (略)</p> <p>第3節 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 復旧・復興計画</p> <p>第1節 公共施設災害の復旧</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施責任者 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 激甚災害に係る財政援助措置 (略) (1)～(3) (略) (4) その他の特別の財政援助及び助成 ア～オ (略) カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (激甚法第22条) キ～ク (略)</p> <p>第3節 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>第4節 被災者への支援</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 被災者生活再建支援金の支給 <u>県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に定める自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金による被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。</u> <u>市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。</u></p> <p>11 (略)</p> <p>第5節 被災者の生活確保のための緊急措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被災者台帳の作成 <u>市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u> <u>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 罹災証明の交付 <u>市町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。</u> <u>このため次の措置を講ずる。</u> (1) (略) (2) 県は、市町から要請があった場合は、円滑な罹災証明の交付が図られるよう支援する。また、県は、罹災証明を円滑に発行するため、平時から被害認定調査講習会を開催するよう努めるとともに、<u>罹災証明について、住民への周知徹底に努める。</u></p> <p>6～9 (略)</p>	<p>第4節 被災者への支援</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 被災者生活再建支援金の支給 県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に定める自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金による被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。 市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。</p> <p>11 (略)</p> <p>第5節 被災者の生活確保のための緊急措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>り災証明の交付</u> <u>市町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者にり災証明を交付する。</u> <u>このため次の措置を講ずる。</u> (1) (略) (2) 県は、市町から要請があった場合は、円滑なり災証明の交付が図られるよう支援する。また、県は、<u>り災証明を円滑に発行するため、平時から被害認定調査講習会を開催するよう努めるとともに、り災証明について、住民への周知徹底に努める。</u></p> <p>5～8 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>1.0 災害廃棄物の処理等 <u>市町等は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。</u> <u>また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。</u></p> <p>第7節 復興計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本方向の決定 (略) <u>また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。</u> <u>なお、特定大規模災害による被害を受けた市町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることができる。</u></p> <p>3 計画的復興の進め方 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。</u></p> <p><u>(6) 県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとし、この場合、県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努める。</u></p>	<p>第7節 復興計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本方向の決定 (略) <u>なお、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進する。</u></p> <p>3 計画的復興の進め方 (1)～(4) (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p style="text-align: center;">第5章 複合災害対策</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 災害応急対策</p> <p>1 活動体制の確立</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地災害対策本部についても、必要に応じて、<u>国の現地対策本部や市町の災害対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 避難対策</p> <p>(1) 県及び関係市町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難場所等の確保を図る。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第4節 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 複合災害対策</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 災害応急対策</p> <p>1 活動体制の確立</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 避難対策</p> <p>(1) 県及び関係市町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難場所の確保を図る。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第4節 (略)</p>	